

第3次白石市環境基本計画

(2019年度～2028年度)

水とみどりを誇るまち
しろいし



白石市

2019年3月





● 市の木 ブナ



● 市の花 ヤマブキ



● 市の鳥 ウグイス

白石市民憲章（昭和 53 年 11 月 2 日制定）

雄大な蔵王を仰ぐわたくしたち白石市民は

- 自然を愛し住みよい白石をつくります。
- 文化を高め美しい心をそだてます。
- 健康であたたかい家庭をきずきます。
- 仕事にはげみ豊かな郷土をつくります。
- きまりを守り明るい社会をきずきます。

はじめに

白石市は、蔵王連峰と阿武隈山系に囲まれ、母なる白石川をはじめとした数多くの清流などの自然に恵まれ、伝統的な緑や水の文化を育んできました。

その豊かな自然環境を保全しながら、より良好な環境を築き継承するため、平成7年9月に他市町村に先駆けて「白石市環境基本条例」を制定し、その基本理念の達成に向け平成11年3月に「白石市環境基本計画」を策定しました。その後、平成21年3月に同計画の改訂を行い、地球温暖化など地球規模の問題から騒音や悪臭、廃棄物の不法投棄といった身近な生活環境の問題への対応など、多岐多様な施策を総合的、計画的に進めてまいりました。

このたび、平成31年3月に現計画の計画期間が満了となることから、これまでに掲げてきた理念を継承しつつ、目標とすべき白石市の環境の将来像「水とみどりを誇るまち しろいし」の実現に向け、さらに東日本大震災による再生可能エネルギーへの関心の高まりや、人口減少社会到来などの社会情勢の変化に対応しながら本市の環境政策をさらに推進できるよう、これからの10年を見据えた計画の改訂を行いました。

市民や事業者の皆様には、私たちの次の世代に良好な環境を残せるよう、今後とも環境行政への積極的なご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の改訂にあたり、貴重なご意見を賜りました市民や事業者の皆様と、熱心なご審議をいただきました白石市環境審議会の委員の皆様には深く敬意と感謝を申し上げ、計画改訂にあたってのごあいさつといたします。



平成31年3月

白石市長 山田裕一

目次

第1章 計画の基本的事項

1-1	計画改訂の背景	2
1-2	環境を取り巻く社会情勢	2
1-3	計画の目的と役割	4
1-4	計画の位置づけ	4
1-5	計画の対象地域	5
1-6	計画の対象範囲	5
1-7	計画の対象期間	5
1-8	各主体の役割	6

第2章 環境の現状と課題

2-1	白石市の概況	8
2-2	白石市の環境の現状	10
2-3	市民・事業者への環境意識調査	28
2-4	市民の環境に対する意識（アンケート調査）	28
2-5	事業者の環境に対する意識（アンケート調査）	34
2-6	白石市の環境に関する課題	38

第3章 計画の目標と施策の方向性

3-1	白石市の基本理念	41
3-2	目指す将来の環境像	41
3-3	基本目標	42
3-4	環境施策の体系	42

第4章 環境施策の展開

4-1	自然環境	45
4-2	快適環境	51
4-3	生活環境	53
4-4	循環型社会	61
4-5	地球温暖化	64
4-6	パートナーシップ・環境教育・学習	66

第5章 環境配慮指針

5-1	市民の環境配慮指針	70
5-2	事業者の環境配慮指針	73
5-3	滞在者・来訪者の環境配慮指針	77

第6章 重点施策

6-1	重点施策の位置づけとねらい	79
6-2	重点施策の内容	79

第7章 計画の推進体制及び進行管理

7-1	計画の推進体制	86
7-2	計画の進行管理	88

資料編

資料1	白石市環境基本条例	90
資料2	白石市環境審議会	94
資料3	用語解説	95

第1章

計画の基本的事項

1-1	計画改訂の背景	2
1-2	環境を取り巻く社会情勢	2
1-3	計画の目的と役割	4
1-4	計画の位置づけ	4
1-5	計画の対象地域	5
1-6	計画の対象範囲	5
1-7	計画の対象期間	5
1-8	各主体の役割	6

第1章では、本計画改訂の背景、目的と役割、位置づけ、対象地域、対象範囲、対象期間、各主体の役割など、本計画の前提となる基本的事項について定めています。



第1章 計画の基本的事項

1-1 計画改訂の背景

白石市では、長期的な視点に立ち、市の環境の現状に応じた総合的・計画的な環境施策を行うため、2009年度に新たな「白石市環境基本計画」を策定し、様々な施策に取り組んできました。

計画策定により近年までの市の環境状況や社会情勢、これまでの施策の実施状況等を踏まえ、今後市が取り組むべき課題を明確にし、実効性の高い施策を実施していくため、本計画の改訂を行うこととしました。

1-2 環境を取り巻く社会情勢

(1) 国際的な環境への取り組み

2015年9月の国連総会において採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」は、持続可能な開発目標（SDGs）として17のゴール及び169のターゲットを提示しています。この中には、水・衛生、エネルギー、持続可能な都市、持続可能な生産と消費、気候変動、陸域生態系、海洋資源といった地球環境そのものの課題等が数多く含まれており、地球環境の持続性に対する国際的な危機感が現れています。



特に気候変動による影響は我が国にも及んでおり、自然災害のリスク増幅が懸念されています。気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第5次評価報告書によると、気候システムの温暖化には疑う余地がないとされています。こうした気候変動への対応として2016年11月4日に発効されたパリ協定では、歴史上初めて先進国・途上国の区別なく、温室効果ガス削減に向けて自国の決定する目標を提出し、目標達成に向け、取り組むことを規定した実効的な枠組みであり、産業革命前からの世界の平均気温上昇を2℃より十分低く保ち、1.5℃に抑える努力を追及すること等を目標としています。

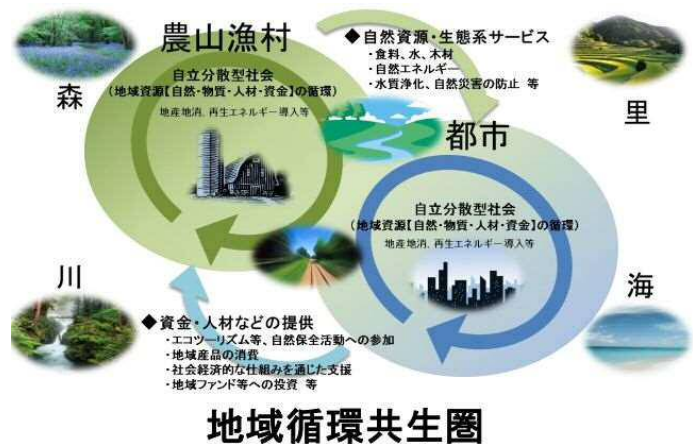
(2) 我が国の環境への取り組み

我が国は少子高齢化・人口減少社会を迎えており、総人口の減少が避けられません。特に地方から都市部への若年層を中心とした人口流入により、地域的な人口の偏在が進み、地域コミュニティの弱体化が進んでいます。これにより、地方公共団体の行政機能の発揮の支障となり、地域の環境保全の取り組みにも影響を与えています。また、農林業の担い手の減少や狩猟者の減少により、里地里山など豊かな自然が失われています。

2011年3月の東日本大震災は、東京電力福島第一原子力発電所の事故をはじめとする甚大な被害をもたらし、大規模集中型のエネルギーシステムによる電力供給体制の柔軟性の欠如が浮き彫りとなり

ました。そのため、これを補完する分散型のエネルギーシステムが注目されています。被災地では、除染やインフラの再構築により復旧・復興は進んでいるものの、除染で発生した土壌等や放射性物質汚染廃棄物の対応など、課題が残っています。

こうした環境に関する課題を解決し、環境・経済・社会の統合的向上を具体化する指針として第5次環境基本計画が2018年に閣議決定されました。環境基本計画では都市部と農山漁村部がそれぞれ地域資源を活かし、自立・分散型の社会を形成する「地域循環共生圏」を創造、「環境・生命文明社会」の実現を目指すべき社会としています。



地球温暖化対策についてはパリ協定の採択等を受け、2016年に我が国の地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するための計画である「地球温暖化対策計画」が閣議決定されました。2030年度までに2013年度比で26%温室効果ガスを削減する中期目標と、2050年までに80%削減する長期目標を定めています。

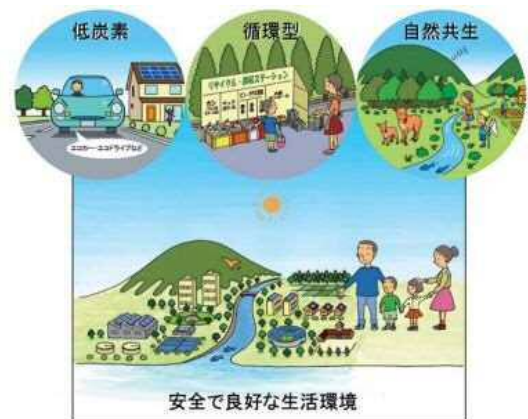
生物多様性の確保・自然共生の取り組みについては、生物多様性基本法に基づき2012年に策定された「生物多様性国家戦略2012-2020」に基づいて総合的かつ計画的に施策が推進されています。

循環型社会形成の取り組みについては、2018年に閣議決定された「第四次循環型社会形成推進基本計画」に基づき、環境・経済・社会の統合的向上を目指し、地域循環共生圏形成による地域活性化や災害廃棄物処理体制の構築などが取り組まれています。

(3) 宮城県への取り組み

宮城県では2016年度に「宮城県環境基本計画」が策定され、2021年度までの5年間を計画期間として、良好な環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な施策の大綱を定めています。

復興を契機とした新しいみやぎの環境の創造を目指し、2つの将来像を掲げています。



将来像1：豊かで美しい自然とともに、健やかで快適な暮らしが次世代へ受け継がれる県土

将来像2：持続可能な社会の実現に向けてすべての主体が行動する地域社会

これらの将来像実現に向け復興のための重点的な3つの取り組みに加え、「低炭素社会の形成」、「循環型社会の形成」、「自然共生社会の形成」、「安全で良好な生活環境の確保」の4つの政策を定めています。

1-3 計画の目的と役割

このような環境を取り巻く社会情勢を踏まえ、長期的な視点に立ち、白石市の環境の現状に応じた総合的かつ計画的な環境施策を行うために「第3次白石市環境基本計画」を策定します。

本計画は、白石市環境基本条例第3条に掲げられた基本理念を実現していくため、同条例第8条に基づき策定されるもので、良好な環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標並びに市の施策の大綱を定めるものです。本計画は主に次のような役割を担っています。

課題の提起

現在の白石市の環境について、実態や課題を把握し、今後に向けた課題についての認識を深めるものです。

目指す将来の環境像

環境基本条例の理念を実現するため、市民や事業者、市が一体となって取り組むための目標を共有するものです。

施策の方向

白石市の環境関連施策を長期的視点から総合的に推進するための施策の方向性を示すものです。

重点的取り組み

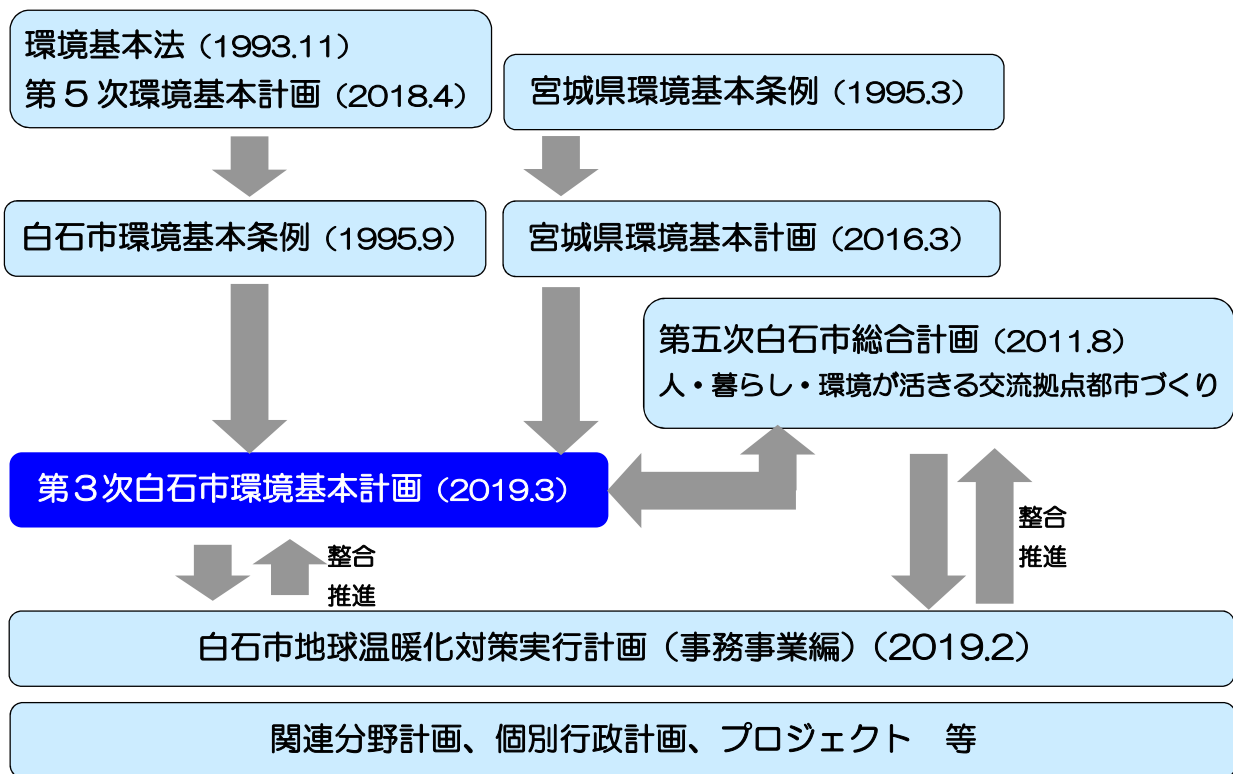
目指す将来環境像の実現に向け、今後特に重点的に取り組んでいく事業（重点事業）を掲げるものです。

なお、本計画は、国、県の環境基本計画と相互に補完しあう地域計画としての役割も担います。

1-4 計画の位置づけ

白石市環境基本計画は、環境面において白石市の最も基本となる計画です。

環境面において他の個別計画の上位に位置づけられるものであり、長期的な観点から総合的、体系的に推進される必要があります。



1-5 計画の対象地域

本計画は、白石市全域を対象とします。

ただし、大気や水、地球環境問題など、流域あるいは広域に対応することが望ましい事項については、周辺地域や宮城県、国及び地球全体も視野に入れた計画とします。

1-6 計画の対象範囲

本計画の対象となる環境の範囲は、概ね以下のとおりです。

自然環境に関するもの	水辺／農地・里山・森林／生態系／自然景観
快適環境に関するもの	公園・緑地／街並み／歴史・文化／暮らしのマナー・モラル
生活環境に関するもの	大気環境／水環境／音環境／土壌・地盤環境／有害化学物質／環境管理・公害防止
循環型社会に関するもの	廃棄物
地球温暖化対策に関するもの	地球温暖化対策／エネルギー
パートナーシップ（協力関係）に関するもの	環境教育・学習／パートナーシップ

1-7 計画の対象期間

本計画は2028年度を目標年次とし、2019年度から2028年度までの10年間を対象期間とします。

1-8 各主体の役割

1) 市民



- 日常生活において、環境への負荷の低減（廃棄物の排出抑制、騒音の発生防止など）に努めます。
- 日常生活において、良好な環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、白石市が実施する環境施策に積極的に協力します。

2) 事業者



- 事業活動を行う際は、公害（ばい煙、粉塵、汚水、騒音、振動、悪臭、廃棄物等の処理、その他）を未然に防止し、自然環境を良好に保全するために必要な措置を講じます。
- 自らの責任と負担において、その事業活動に伴って生じる廃棄物の発生を抑制し、再利用等を図ることで、その減量に努めるとともに、廃棄物を適正に処理します。
- 自らの責任と負担において、その事業活動にかかる製品その他のものが使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するよう努めます。また、事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料や役務等を利用します。
- 事業活動に関して、これに伴う環境への負荷の低減や良好な環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、白石市が実施する環境施策に積極的に協力します。

3) 滞在者・来訪者



- 通勤、通学、観光その他の目的で白石市に滞在・来訪する人は、滞在中（来訪中）において、環境への負荷の低減や良好な環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、白石市が実施する環境施策に積極的に協力します。

4) 白石市



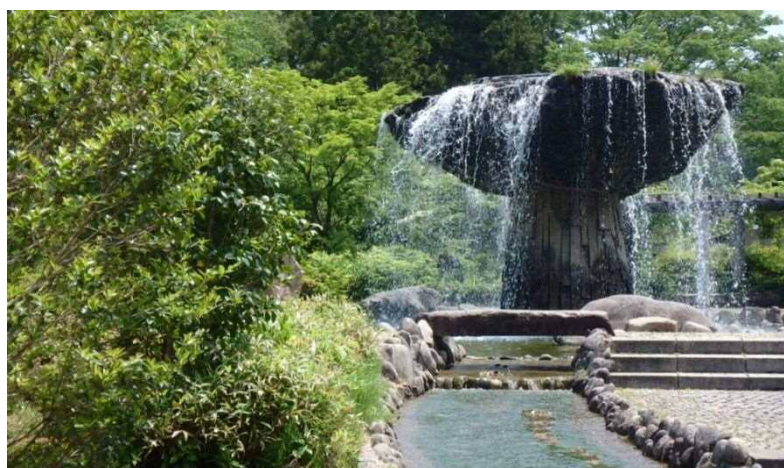
- 白石市は、地域の良好な環境の保全と創造に関する取り組みの推進役としての役割を踏まえ、環境基本計画を策定するとともに、計画で定められた環境施策を着実に実施します。

第2章

環境の現状と課題

2-1	白石市の概況	8
2-2	白石市の環境の現状	10
2-3	市民・事業者への環境意識調査	28
2-4	市民の環境に対する意識（アンケート調査）	28
2-5	事業者の環境に対する意識（アンケート調査）	34
2-6	白石市の環境に関する課題	38

第2章では、本計画を改訂する背景として、白石市の環境の特徴・課題及び市民の環境に対する意識について整理しています。



第2章 環境の現状と課題

2-1 白石市の概況

(1) 位置・面積

白石市は、宮城県の最南端の一つであり、蔵王連峰のふもとに位置する面積は 286.48km² の市です。宮城県内の七ヶ宿町、蔵王町、大河原町、角田市、丸森町、福島県国見町に隣接しています。また、宮城県の県庁所在地である仙台市と福島県の県庁所在地である福島市ともおよそ 45km 圏内に位置します。



図 白石市の位置

(2) 気候・気象

年の平均気温は 12℃前後で、最高気温は 35℃前後、最低気温-10℃前後です。年間降水量は 1,100mm~1,500mm と全国平均より少なくなっています。

表 白石市の気候・気象

	気温(℃)			平均風速 (m/s)	年間日照 時間(h)	年間降水量 (mm)	最深積雪 (cm)
	平均	最高	最低				
2013年	11.7	34.3	-10.1	2.5	1,764.8	1,152.5	15
2014年	11.8	35.3	-7.8	2.5	1,904.3	1,500.5	57
2015年	12.6	35.8	-6.9	2.4	1,951.5	1,341.5	24
2016年	12.5	34.0	-7.0	2.4	1,791.4	1,359.5	17
2017年	11.7	33.3	-10.6	2.4	1,794.7	1,445.0	19

出典：仙台管区気象台

(3) 人口・世帯数

白石市の 2015 年度の人口は 35,272 人で、宮城県内では 15 番目に人口の多い市町村です。市内の人口は近年、減少傾向にあります。一方、世帯数は 2005 年度まで増加し、2010 年度に一度減少しましたが、2015 年度には再び増加しています。

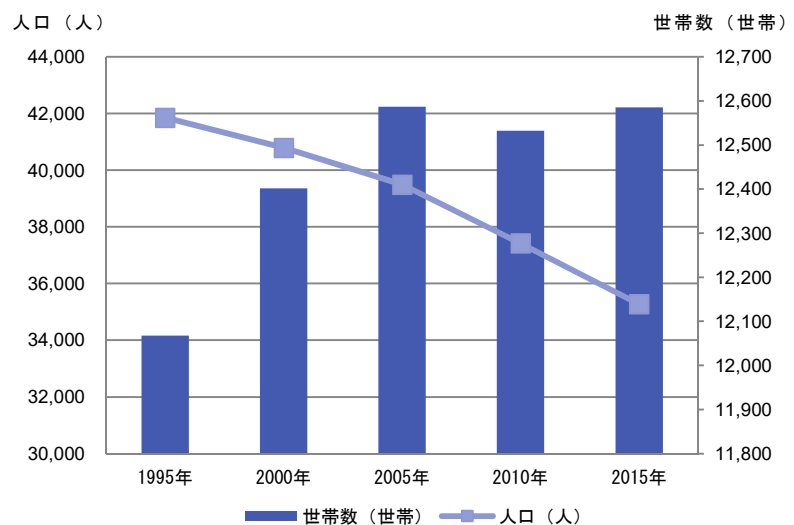


図 白石市の人口・世帯数 出典：国勢調査

(4) 産業

2015年度の市内の就業人口は16,667人でした。産業別では第3次産業が最も多く、全体の約60%を占めており、第2次産業は34%、第1次産業は7%です。宮城県全体では第1次産業4.4%、第2次産業22.8%、第3次産業72.8%であるため、白石市は宮城県全体と比較し、第1次産業、第2次産業の割合がやや多い傾向にあります。

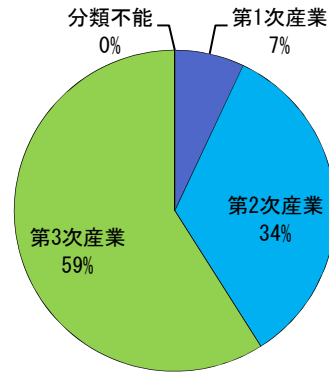


図 白石市の就業人口割合
出典：国勢調査

(5) 土地利用

市内の土地利用の状況は森林が最も多く、全体の約70%を占めています。農地が次いで多く全体の約10%です。道路や宅地は割合が小さく、それぞれ3%程度となっています。

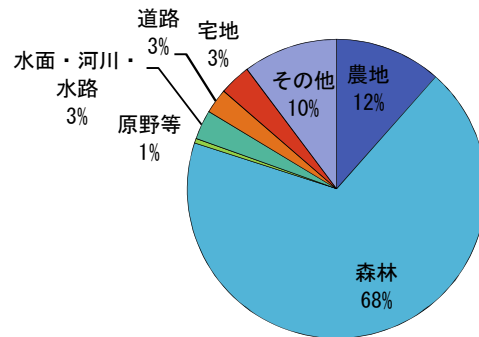


図 白石市の土地利用状況（2015年度）
出典：宮城県震災復興・企画部地域復興支援課

(6) 交通

白石市は、東北自動車道が南北にとおり、白石ICを有しています。また、鉄道では東北本線に加え、東北新幹線がとおり、白石蔵王駅を有するなど東京、仙台方面のアクセスに優れています。

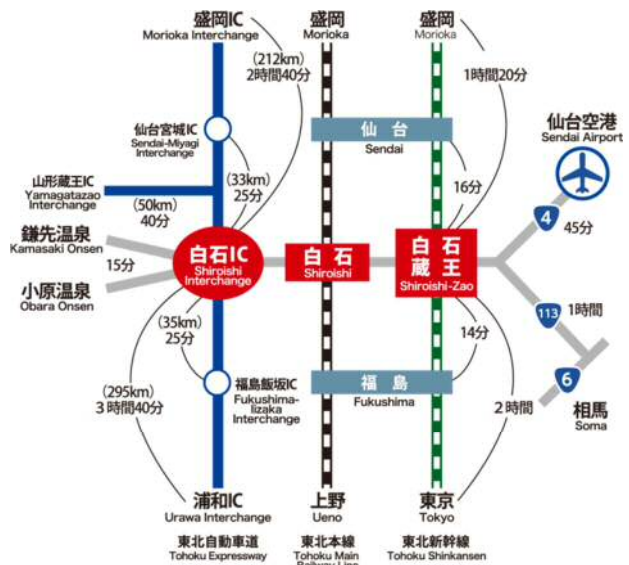


図 白石市の交通
出典：白石市市勢要覧

2-2 白石市の環境の現状

白石市環境基本計画の改訂にあたり、市の環境状況や市民・事業者の環境意識を把握するとともに、現行計画の実施状況や国・宮城県の動向等を踏まえ、市域の環境の特徴や課題を整理することを目的として調査を行いました。

(1) 生活環境

1) 水環境

①河川水質

白石市には、白石川や斎川をはじめとする 11 の一級河川と多くの普通河川が流れており、それらには多数の支流が流れ込んでいます。これらの河川は、生活用水や農業用水として市民の生活には欠かせないものとなっています。

自然環境を保全するため、河川等に対しては「環境基本法」に基づく環境基準が水域類型ごとに定められています。公共用水域に汚水や廃液を排出する特定事業者は「水質汚濁防止法」や「宮城県公害防止条例」により必要な指導が行われています。

白石市では、河川水質の汚染の監視のため、河川 18 ヶ所、その他の沢、及び川原子ダムなど 7 ヶ所の計 25 ヶ所において水質の調査を行っています。

水質汚濁の指標となる BOD（生物化学的酸素要求量）の測定結果を見ると、おおむね良好な水準を維持していました。これは、下水道などの整備が進んだことにより、生活雑排水の河川や用水への流入量が減少していることが大きな要因であると考えられます。

なお、宮城県においても白石川、斎川などで水質調査を毎年実施しています。

表 BOD 測定結果（単位：mg/L）

測定箇所	類型	環境基準	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度
白石川（上下水道水源地）	A	2mg/L 以下	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満
沢端川（七十七銀行前）	B	3mg/L 以下	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	1.0	0.5
谷津川（大鷹沢）	B	3mg/L 以下	2.2	0.8	0.5 未満	0.9	0.9
児捨川（深谷）	A	2mg/L 以下	0.8	0.5 未満	0.5 未満	1.1	0.6
川原子ダム（出口）	AA	1mg/L 以下	0.5	0.7	0.5 未満	1.1	0.6

※年 4 回調査（川原子ダムは年 2 回調査）数値は各年度の最終計測値。

出典：白石市生活環境課

②水道水源の水質

白石市では、安全で良質な水道水を確保するため、2001 年 3 月に「水道水源保護条例」を制定し、水源地域の保護に努めています。

白石市の水道は主に仙南・仙塩広域水道用水供給事業（県水）からの受水と、自己水源として湧水のニッ森・三住、深井戸の湯元があり、水源能力としては余裕がある状況です。

取水能力全体の湧水の占める割合は約 50%となっており、各水源については、全項目（40 項目）水質検査を年 1 回、通常検査 9 項目を毎月委託機関で実施しています。2017 年に実施された水質検査ではすべての項目が基準値以下でした。

（参考：白石市上水道再構築計画）

③生活排水処理

白石市の生活排水処理は、公共下水道事業、農業集落排水事業及び合併処理浄化槽整備事業の 3 事業にて処理を行い、生活環境の改善や公共用水域の水質を保全しています。

2017 年度末の汚水処理人口は 30,350 人、普及率は 87.8%となっています。

■公共下水道事業

公共下水道事業は、市街地を中心に事業計画面積 983.5ha で整備を進め、2017 年度末には整備済面積 896.8ha で整備率が 91.2%となっています。

表 下水道整備状況（2018 年 3 月 31 日現在）

項目	行政人口(人)	整備人口(人)	普及率(%)	水洗化済人口(人)	水洗化率(%)
下水道	34,543	22,676	65.6	21,627	95.4

※整備人口=処理区域内人口、水洗化済人口=水洗便所設置済人口

出典：白石市上下水道事業所

■農業集落排水事業

農業集落排水事業は、薬師堂、斎川、越河の 3 地区で処理を行っており、各地区に汚水を処理する処理場が設置してあります。

薬師堂地区については、生活排水処理基本構想に基づき、公共下水道への接続を予定しています。

表 農業集落排水整備状況（2018 年 3 月 31 日現在）

項目	処理区域面積(ha)	処理区域人口(人)	水洗化人口(人)	水洗化率(%)
薬師堂	12	166	150	90.36
斎川	14	239	216	90.38
越河	225	1,455	866	59.52

出典：白石市上下水道事業所

■合併処理浄化槽整備事業

公共下水道事業及び農業集落排水事業以外については、合併処理浄化槽での処理を推進しています。

浄化槽は 2017 年度末現在 1,861 基が設置されており、うち合併処理浄化槽は 1,654 基、単独処理浄化槽は 207 基となっています。

表 浄化槽整備状況（2018年3月31日現在）

項目	行政人口 (人)	浄化槽区域 内人口(人)	普及率 (%)	水洗化済 人口 (人)	水洗化率 (%)	設置基数
合併	34,543	10,007	28%	6,686	66.8	1,654
単独				805	8.04	207

出典：白石市生活環境課

2) 大気環境

①大気質

大気汚染の主な原因は自動車からの排気ガス、事業活動（工場等）からの排出ガスなどがあります。生活環境を保全するために、大気質については大気汚染の原因となる物質ごとに「環境基本法」に基づく環境基準が定められています。また、大気汚染物質を排出する事業者は「大気汚染防止法」や「宮城県公害防止条例」により適切に管理されています。

宮城県では県内に19ヶ所（仙台市分を除く）の測定局を置き、大気汚染の状況を常時監視しています。このうち16ヶ所は一般環境大気測定局（環境局）と呼ばれ、住宅地などの一般的な生活空間の大気汚染状況を常時監視しています。

白石市では白石中学校に一般環境大気測定局が設置されており、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント、微小粒子状物質（PM2.5）等を調査しています。

2013年から2017年の大気環境測定結果では、二酸化窒素、浮遊粒子物質、微小粒子状物質はすべてで環境基準を達成していましたが、光化学オキシダントについては、いずれの期間も環境基準を達成できていませんでした。（光化学オキシダントは全国的にも達成率が低く、2016年度の一般環境大気測定局の達成率は0.1%です。）

表 大気環境測定結果（測定場所：白石中学校）

項目	評価方法	環境基準	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
二酸化窒素	長期的	日平均値 0.04ppm以下	0.024	0.02	0.02	0.02	0.018
浮遊粒子 物質	長期的	日平均値 0.10mg/m ³ 以下	0.048	0.042	0.039	0.027	0.030
光化学 オキシダント	短期的	1時間値0.06ppm 以下	0.073	0.074	0.088	0.077	0.109
		環境基準 超越時間	70	85	364	82	299
微小粒子 状物質 (PM2.5)	長期的	年平均値が ^δ 15μ g/m ³ 以下	-	(16.7)	12	10	10
	短期的	日平均値が ^δ 35μ g/m ³ 以下	-	(37.1)	29	21.4	25.3

※()は有効測定日数に満たない測定値。

※二酸化窒素・浮遊粒子物質は年間平均値。

※光化学オキシダントは年間での最高値及び超越時間。

※長期的評価は、年間を通じた測定結果で評価するもの。短期的評価は1時間または1日の測定結果で評価するもの。

出典：宮城県環境対策課

②悪臭

悪臭は、原因の特定が困難なことや人の臭いに対する感覚に左右されること、風向などの気象条件に左右されやすいことなどから、取り扱いが難しい問題です。

全国的には近年、従来大部分を占めていた畜産農業や製造工場からの苦情が減少している一方で、飲食店などサービス業からの都市・生活型の悪臭の苦情が増加しており、悪臭苦情の対象が多様化し、幅広い業種で対応が求められています。なお、白石市の傾向としては畜産由来（家畜排泄物を含める）の悪臭苦情が大部分を占めている状況です。

生活環境を保全するため、悪臭に対しては「悪臭防止法」や「宮城県公害防止条例」により必要な指導を行っております。

3) 騒音・振動

①騒音

騒音には、工場・作業場などから生じる工場騒音、建設工事などの作業騒音、自動車・鉄道などの交通騒音、人が生活することによって生じる生活騒音などがあります。

生活環境を保全するため、騒音に対しては「環境基本法」に基づく環境基準が地域特性に応じて定められています。また、工場や建設作業場からの騒音、自動車からの交通騒音に対しては「騒音規制法」により必要な指導を行っております。カラオケや飲食店、娯楽施設などからの騒音に対しては、「宮城県公害防止条例」に基づく規制や指導などの対策を講じています。

白石市では市内の幹線道路を対象として、自動車騒音を常時監視しています。

2016年度時点においては全部で17の評価区間があり、東北自動車道及び一般国道4号の広域的な幹線道路の環境基準達成率が100%となっているのは、9区間中、昼間で5区間、夜間で4区間となっています。

宮城県が管理主体となっているその他の幹線道路は、いずれも99%以上の良好な環境基準達成率となっています。

②振動

振動には、工場・作業場や建設工事などから生じる振動や自動車交通からの振動などがあります。生活環境を保全するために、振動に対しては「振動規制法」や「宮城県公害防止条例」により必要な指導が行われています。白石市では市民からの振動に係る苦情はほとんど生じていないため、振動の状況については概ね良好であると考えられます。

4) その他の生活環境

①土壌汚染

土壌汚染となる原因には、工場などで使用された有害物質が漏出することや、有害物質が廃棄物とともに埋立処分されること、有害物質に汚染された水が土中に浸透することなどがあります。

土壌汚染により、健康被害や植物の生育・農作物への被害などが懸念されることから、生活環境を保全するため、土壌汚染に対して「環境基本法」に基づく環境基準が定められています。

土壌は一度汚染されると、大気や水に比べその影響が長期にわたり持続し、また、土壌の汚染は地下水の汚染の原因ともなることから、化学物質に侵されない安全な土壌と地下水を保全するため、農薬・化学肥料の使用量削減などの土壌汚染対策の啓発や指導を進めるとともに、土壌汚染の実態を把握するための監視・調査の継続的な実施が必要となります。

②地盤沈下

地盤沈下の主な原因は、地下水の過剰な汲み上げであると言われています。

宮城県では、地表面の変動を観測するための水準測量調査を行うとともに、地層ごとの地盤収縮量や地下水位の動向を観測するための観測井を設置し、地盤沈下の状況を把握しています。白石市内では中央公民館に観測井が設置されています。

2017年度宮城県環境白書によると「現在、地盤沈下が見られる地域は、仙台平野地域、古川地域及び気仙沼地域」と記載されており、地盤沈下の状況を宮城県で確認しています。

白石市の観測井での地下水位は近年若干の増加傾向にあり、地盤沈下の可能性は低いことが想定されます。

表 観測井における地下水位（年度平均値）（単位：m）

2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
40.17	40.30	40.47	40.62	40.67	40.70	40.70

※地下水位は標高換算値。中央公民館の標高は45m。

出典：白石市生活環境課

③その他の生活環境

有害化学物質のうち、ダイオキシン類はごみの焼却などに際して発生するもので、健康への被害が懸念されています。生活環境を保全するためダイオキシン類に対しては「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく環境基準が大気、水質、土壌に定められています。また、同法により排出ガス及び排出水に関する指導、廃棄物処理に関する指導などが行われています。

2001年4月から農林漁業に関するやむを得ない焼却などを除いて廃棄物の野外焼却（野焼き）が禁止され、2002年12月からダイオキシン類対策の基準を満たさない簡易焼却炉の使用が禁止されています。

東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所の事故により飛散した放射性物質は、白石市一帯にも影響を及ぼしました。それに伴い2012年には「白石市除染実施計画」が策定され、保育園や学校などの子ども空間と民有地などの除染を実施し、空間放射線量の低減化を進めてきました。2017年には計画に掲げた目標数値を達成し、除染措置完了の手続きを国に行っています。

また、白石市では、2011年3月より市内各地で空間放射線量のモニタリングを開始しています。

④公害等苦情

白石市の公害苦情については、水質汚濁に関する苦情が毎年発生している状況です。同様に、草の繁茂についても毎年苦情が発生し、苦情件数は増加傾向にあります。このことから、苦情が発生しない住環境の整備が求められています。

(2) 自然環境

1) 動物・植物の保全

市内に棲む小動物の良好な生息環境としては、比較的緑が残っている白石川流域や川原子周辺などの雑木林とともに、市内のいたるところでタヌキ、ハクビシン、リス、ノウサギなどの小動物が生息しています。

馬牛沼や白石川河畔にはハクチョウや雁などが毎年飛来し、いたるところでツバメ、スズメ、ウグイス、メジロなど多くの野鳥を見ることができます。

表 白石市で観察できる主な鳥類

主な場所	種類	鳥名
白石川で	—	オオハクチョウ、コハクチョウ、オナガガモ、マガモ、コガモ、ヒドリガモ、ホシハジロ、キンクロハジロ
	留鳥	カルガモ、カイツブリ
河川・小川・水田などで	水辺に留鳥	ハクセキレイ、セグロセキレイ、キセキレイ、カワセミ、コサギ、ダイサギ、アオサギ、イソシギ、イカルチドリ
	留鳥	ホオジロ、カワラヒワ、ヒバリ、キジ
	夏鳥	オオヨシキリ
	冬	カシラダカ、ツグミ
	やや上流で	カワガラス、ヤマセミ
大萩山など丘陵地の森林で	留鳥	アカゲラ、ウグイス
	夏鳥	オオルリ、キビタキ、ホトトギス、カッコウ、センダイムシクイ、エゾムシクイ
	秋～冬	シジュウカラ、ヤマガラ、エナガ、コゲラなどの混群
蔵王連峰を中心に	亜高山～山地	イワヒバリ（絶滅危惧Ⅱ類）、カヤクグリ、コマドリ、クイタダキ、サンショウクイ（要注目種）、ウグイス、シジュウカラ、ヒガラ、ヤマガラ、コガラ、アオゲラ、アカゲラ、コゲラ
	特に沢沿いで	カワガラス、ミソサザイ、キセキレイ
	夏鳥	オオルリ、キビタキ
市街地で	留鳥	スズメ、ヒヨドリ、ムクドリ、オナガ、キジバト、シジュウカラ
	夏鳥	ツバメ、イワツバメ、カッコウ
	秋～春	ジョウビタキ、シメ

出典：白石ガイドブック（2003年3月発行）

表 白石市で観察できる代表的な植物

植生帯	主な植物群落	主な植物種
平野地帯	ハンキ林、水生植物群落、河辺植物群落、畑地雑草群落、水田雑草群落、帰化植物群落	ハンノキ、ヒシ、シロヤナギ、ヨモギ、アズマネザサ、ススキ、ハコベ、ナズナ、メヒシバ、オオバコ、シロツメクサ、スギナ、オモダカ、ホタルイ、コナギ、イ、コヌカグサ、チゴザサ、ヨシ、オオイヌノフグリ、オニウシノケグサ、ヒメジョオン、ゲンゲ
丘陵地帯	モミ・イヌブナ林、コナラ・クリ林、アカマツ林、アカシゲ林、スギ人工林	モミ、イヌブナ、イヌシデ、チゴユリ、コナラ、コゴメウツギ、カタクリ、カスミザクラ、ムラサキシキブ、ヤマツツジ、アオキ、ヒカゲスゲ、アカマツ、アカシデ、ハウチワカエデ、エゴノキ、アカソ、シュンラン、トウゴクミツバツツジ、チジミザサ、ミゾシダ、クリ、フジ、ニリンソウ、ヤマブキ、キリンソウ、スギ(植)、シバザクラ(植)、サルスベリ(植)
山地帯	ブナ林、トチノキ・サワグルミ林、ミズナラ林、ススキ草原、スギ人工林、アカマツ人工林、カラマツ人工林	ブナ、チシマザサ、オオバクロモジ、タムシバ、ハイイヌガヤ、ムラサキヤシオ、ウリハダカエデ、サワグルミ、リョウメンシダ、トチノキ、エゾアジサイ、スミレサイシン、ミズナラ、オオヤマザクラ、シロヤシオ、マイヅルソウ、ススキ、アカマツ、カラマツ、レンゲショウマ、コブシ、サラサドウダン、ミズバショウ、シラネアオイ、スギ(植)
亜高山帯	亜高山落葉広葉樹林、カラマツ林、シマザサ草原、火山荒原植物群落、アオモリトドマツ林	ミヤマナラ、ミネカエデ、ダケカンバ、カラマツ、ハクサンコザクラ、イワオトギリ、ミネザクラ、キャラボク、ナナカマド、ハクサンフウロ、ミヤマヤナギ、コメススキ、イワカガミ、アオモリトドマツ
高山帯	ハイマツ低木林、風衝草原	ハイマツ、ハクサンシャクナゲ、アカミノイヌツゲ、チシマザサ、ザオウアザミ、ミツバオウレン、ツルツゲ、キンコウカ、イワショウブ、イワオウギ、ウスユキソウ、ハクサンイチゲ、タカネバラ

出典：蔵王国定公園・県立自然公園蔵王連峰学術調査報告書(1968)、白石市植物誌(1983)、日本植生誌東北(1987)などによる

なお、「日本のレッドデータ」によると、白石市内で見られる代表的な植物のうち、レッドデータブックに記載されている種は現時点では見られないものの、今後の開発等によってはレッドデータブックに登録される種も出る可能性があることから注意が必要です。

2) 森林・農地の保全

①森林の保全

森林は、国土の保全や水源のかん養、地球温暖化防止、生物多様性の保全など、さまざまな公益的機能を有しており、また、自然環境や観光、景観資源としても重要な役割を有しています。しかしその一方で、林業の担い手の減少や高齢化、木材価格の低迷による経営環境の悪化などのため、適切な森林管理が困難な状況も見られ、森林（特に人工林）の荒廃が進んでいる地域もあります。

白石市の森林面積は2015年現在、19,547haで市総面積の68.2%を占めており、このうち民有林面積は15,444haとなっています。

表 白石市の森林面積（単位：ha）

年	総数	国有林			民有林			
		合計	林野庁	林野庁以外の官庁	合計	独立行政法人等	公有	私有
2005年	19,380	4,139	4,129	10	15,241	1,730	3,125	10,386
2010年	19,417	4,137	4,129	8	15,280	1,693	3,143	10,444
2015年	19,547	4,103	4,095	8	15,444	1,774	3,251	10,419

出典：白石市統計書

②農地の保全

農地は農作物を栽培する機能だけでなく、水生生物などの生息環境や田園風景を形成する景観資源などとしての役割も有しています。また、雨水を貯留して洪水を抑える機能や緩やかに地中に浸透させて地下水をかん養する機能など、多面的機能を果たしています。

白石市の農地耕作面積は2015年現在、1,548haで市総面積の5.4%を占めており、水稻や野菜、果樹などの栽培が行われていますが、農業後継者不足を原因とする農家戸数や農業従事者数はいずれも減少傾向にあり、耕作放棄地も中山間地域を中心に増加傾向を示しています。また、東日本大震災以降、イノシシ等による農作物被害が拡大しており、電気柵や箱わな設置補助事業を実施しています。

表 白石市の農家数、経営耕地面積

項目	農家数（戸）				経営耕作面積（ha）
	専業	兼業	自給的農家	計	
2005年	265	1,494	617	2,376	2,065
2010年	261	1,262	656	2,179	1,877
2015年	230	919	593	1,742	1,548

出典：白石市統計書

3) 緑化の推進

公園や緑地は、市民の憩いやスポーツ・レクリエーションの場の提供のほか、公害・災害の発生の緩和、避難・救護活動の場としても活用されています。白石市の公園数は、2018年度現在、総合公園2ヶ所、都市緑地1ヶ所、街区公園30ヶ所、風致公園1ヶ所、近隣公園1ヶ所、その他の公園31ヶ所の合計66ヶ所、47.12haが供用されています。

また、都市計画区域外には8ヶ所で10.57ha、その他に宮城県が設置した河川敷内の公園施設2ヶ所で0.92haがあり、総計76ヶ所の公園全体の面積は58.61haになります。

2017年度の市民1人当たり(2018年3月現在人口34,543人)の都市公園等面積は、16.97㎡で、国平均の10.4㎡よりは高くなっていますが、宮城県平均の23.5㎡に比べて低い数値(国及び宮城県平均値は2017年3月末現在)となっています。

表 都市公園一覧

種別		公園数	面積 (m ²)	主な公園名
都市計画 区域内	総合公園	2	164,833	益岡公園、スパッシュランドパーク
	都市緑地	1	96,085	白石川緑地公園
	街区公園	30	67,480	中央、旭町第2、つくし公園他
	風致公園	1	45,000	大萩山公園
	近隣公園	1	24,039	白石川サッカー公園
	その他公園	31	73,786	桜の小径、花と鳥とのふれあいの公園ほか
	計	66	471,223	
都市計画区域外		8	105,748	
宮城県が設置した公園		2	9,200	
合計		76	586,171	

出典：白石市都市整備課

4) 自然とのふれあい

① 緑とのふれあい

白石市には数多くの緑や自然とふれあう場所があり、樹木などの緑のある場所では、木の実や樹液を求めてやってくる昆虫や鳥などの動物に出会うことができます。

川原子ダム周辺の「不伐の森」や、大鷹沢地区の「若林公園」周辺の森林は、自然とのふれあいの場として、四阿、トイレ、歩道などが整備されています。また、白石地区の「大萩山公園」は、市街地に近く、広葉樹の大径木が点在するなど優良な里山林が残されており、市民の憩いの場となっています。

「スパッシュランドパーク」では、春にはシバザクラが、夏から秋にはサルスベリが咲き乱れ、国の天然記念物に指定されている「ヒダリマキガヤ」の種子から育てた後継樹を観察することもできます。

「水芭蕉の森・どうだんの森」には木道が設置され、広大なハンノキの湿地帯に白い妖精のように点々と花咲くミズバショウや、サラサドウダンの群生を自由に散策することができます。1978年に市の木・ブナ、市の鳥・ウグイスとともに市の花に制定されたヤマブキは、鉢森山の裾野や大萩山の縁が見事で、益岡公園、沢端川沿いでも鑑賞できます。

そのほか、木とのふれあいと緑化思想の高揚、啓発を図るため、1997年5月に白石市で開催された全国植樹祭を記念し、毎年5月3日と4日に、みどりの少年団による募金活動や緑化木の配付を行うとともに、11月の白石市農業祭では「緑のフェスティバル」を開催し緑とのふれあう場を提供しています。

② 土とのふれあい

土とふれあう場としては郡山地区にある市民農園や河川ふれあい農園と、市内小中学校（深谷小学校・小原小中学校）に設置されている学童農園などがあり、市民が農業にふれあう場を提供しています。

また、2010年に設立されたNPO法人「小十郎まちづくりネットワーク」が市内で収穫体験事業を実施するなど、食育活動をとおして人材育成をおこなっています。

表 市民農園

区画数	所在地	総面積	1区画面積	開設年月日
90	郡山平成 171-2 他	6,497m ²	40m ²	1991年10月

出典：白石市農林課

表 河川ふれあい農園

区画数	所在地	総面積	1区画面積	開設年月日
25	郡山字西堀 33-3 他	2,516m ²	45m ²	2005年3月

出典：白石市都市整備課

③水辺とのふれあい

複数の河川が流れる白石市は、水辺とふれあう場に恵まれています。市内中央を流れる「沢端川」の旧いきいきプラザ付近には、展望デッキ「ふれいデッキ」が設置され、鯉やカモなどを観察することができます。沢端川清流の水面に映る四季の眺めはすばらしく、また初夏には梅花藻が咲くなど、沢端川の上流は市内でも有数の環境良好な場所として知られています。

白石川上流にあり国の天然記念物に指定されている「材木岩」の対岸には、親水路で水遊びができる「水と石との語らいの公園」が整備されています。小原温泉のそばを流れる白石川の渓谷は、明治の文豪である徳富蘇峰が「碧玉溪」と詩に詠んだ名勝です。

また、白石川と馬牛沼には、毎年ハクチョウやカモなど多数の野鳥が飛来しています。

5) 歴史的・文化的環境の継承

城下町として歴史を刻んできた白石市には、数多くの貴重で歴史的な文化遺産が今日に伝えられています。2018年3月末現在、国指定等文化財が13件、県指定文化財が4件、市指定文化財が21件指定され、史跡や文化的建造物などが今でも大切に保存されています。

また、大町神楽、鷹巣神楽、坂谷神楽、白川犬卒都婆のゴンダチなどの地域の伝統芸能や伝統文化も継承されています。このほか、遺跡や古墳が404箇所及びます。

表 指定文化財一覧

	種別	名称	所在地	指定年月日
国指定	天然記念物	小原の材木岩	小原字清水・字上台	1934. 5. 1
		小原のヒダリマキガヤ	小原字湯沢神前	1942. 10. 14
		小原のコツブガヤ	小原字御飯屋	1943. 2. 19
		ヨコグラノキ北限地帯	小原字上台	1942. 10. 14
		球状閃緑岩	大鷹沢大町字菊面石ほか	1923. 3. 7
国登録	有形文化財	延命寺山門	字不澄ヶ池	2016. 2. 25
		當信寺本堂	字本町	2016. 8. 1
		當信寺山門	字本町	2016. 8. 1
		一條旅館木造本館	福岡蔵本字鎌先	2016. 8. 1
		一條旅館湯向棟	福岡蔵本字鎌先	2016. 8. 1
		一條旅館土蔵	福岡蔵本字鎌先	2016. 8. 1
国選択	選択	白石紙布	白石市	1955. 3. 19
		白川犬卒都婆のゴンダチ	羽山神社総代会	2004. 2. 6
県指定	史跡	鷹巣古墳群	鷹巣	1971. 11. 9
	建造物	旧小関家住宅附表門・路地塀	西益岡町	1993. 12. 24
		旧上戸沢検断屋敷	小原字上台	2004. 3. 30
		木村家住宅		
天然記念物	嘉右衛門山の逆さケヤキ	大平中目 字梨ノ木平山	2005. 5. 10	
市指定	史跡	堂田遺跡	福岡八宮	1973. 7. 25
		郡山横穴古墳群	郡山字穴ノ前	1973. 7. 25
		世良修蔵の墓	福岡蔵本	1973. 7. 25
		片倉家御廟所	福岡蔵本	1973. 7. 25
		白石城跡	益岡町	1982. 7. 2
	美術工芸品	白石焼壺	個人	1982. 7. 2
		白石焼・山神講徳利一対	白石市教育委員会	2000. 3. 15
		遠藤家資料・中島家資料	個人	2011. 3. 11
	彫刻	阿弥陀如来像	当信寺	1992. 4. 1
		釈迦十六善神像	威徳寺	2016. 4. 19
	民俗文化財	小原の百矢納め	小原の百矢納め保存会	2001. 4. 12
		榑流大町神楽	榑流大町神楽継承会	2006. 5. 11
	建造物	旧刈田病院本館	白石市 解体保存中	2008. 7. 7
		白石城(三階櫓、大手一ノ門、大手二ノ門、石垣、土塀)	益岡町	2011. 7. 6
		古山家門	大平坂谷	2018. 9. 3
	天然記念物	栃原の一本杉	福岡深谷字栃原山	2002. 3. 29
		傑山寺の一本杉	南町二丁目	2002. 3. 29
		湯口寺のイチヨウ	福岡深谷高野原	2002. 3. 29
		堂形のケヤキ	福岡蔵本字堂形	2002. 3. 29
		鎌先のトチノキ	福岡蔵本字鎌先	2002. 3. 29
常林寺のヒガンザクラ		南町一丁目	2008. 7. 7	

出典：白石市統計書

(3) 循環型社会

1) 一般廃棄物

白石市の2013年度以降の一般廃棄物搬入量の推移は以下に示すとおりです。ごみ総量は減少傾向にあり、可燃ごみや資源ごみで減少しています。また、市民1人1日当たり排出量も減少傾向にあります。一方でリサイクル率は18%程度で変化は見られません。

表 一般廃棄物搬入量の推移

		2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
可燃ごみ	a	9,504t	9,389t	9,382t	9,165t	9,194t
不燃ごみ	b	350t	332t	353t	320t	333t
粗大ごみ	c	53t	60t	60t	54t	43t
その他のごみ	d	11t	9t	11t	8t	9t
小計(a+b+c+d)	e	9,918t	9,790t	9,806t	9,547t	9,579t
資源ごみ(缶等)	f	987t	925t	899t	870t	783t
資源ごみ(紙類)	g	902t	930t	888t	824t	800t
資源ごみ(集団回収)	h	470t	355t	361t	392t	356t
資源ごみ(生ごみ)	i	331t	323t	99t	0t	0t
小計(f+g+h+i)	j	2,690t	2,533t	2,247t	2,086t	1,939t
合計(e+j)	k	12,608t	12,323t	12,053t	11,633t	11,518t
人口(10月1日現在)	l	36,708人	36,199人	35,701人	35,260人	34,856人
1人1日当たり		941g	933g	925g	904g	903g
リサイクル率		18.96%	18.25%	18.00%	17.95%	—

※2013-2015年の「資源ごみ(生ごみ)」は白石市生ごみ資源化事業所(シリウス)へ搬入された生ごみのうち異物、脱水残渣を除いた量。

※1人1日当たりの数値は「合計/人口/365日」で算出。

出典：白石市一般廃棄物処理実態調査(環境省ホームページ、白石市生活環境課)

2) 廃棄物の排出と処理

①ごみ分別・排出状況

仙南地域広域行政事務組合及び構成市町で、可燃ごみの組成分析を実施したところ、白石市においては、可燃ごみの中に紙類を初めとした資源ごみの含有率が2013年度および2014年度、2015年度と10%以下でしたが、2017年度では14.05%と増加しています。

表 可燃ごみ組成分析結果(%)

	可燃ごみ A	Aのうち 生ごみ	資源ごみ B	Bのうち 紙類ごみ	不燃ごみ C	A+B+C
2013年度	91.33	44.82	8.67	5.01	0.00	100.00
2014年度	93.79	9.25	6.21	4.57	0.00	100.00
2015年度	90.69	35.67	8.10	4.66	1.20	100.00
2016年度	88.79	30.76	11.21	7.21	0.00	100.00
2017年度	85.69	38.30	14.05	7.53	0.26	100.00

※端数処理のため、合計値が合わない場合がある。

出典：仙南地域広域行政事務組合

②一般廃棄物処理施設の整備

焼却施設などの一般廃棄物処理施設の整備及び維持管理は仙南地域広域行政事務組合で行っており、現在、白石市の可燃ごみは仙南クリーンセンターで焼却処理され、不燃ごみ及び資源ごみは仙南リサイクルセンターで破碎・選別後、再資源化されています。

仙南クリーンセンターは2017年3月に竣工し、最新式の流動床式ガス化溶融炉を採用しています。それにより、焼却灰をスラグ化し土木資材として利用するほか、金属類を回収することでリサイクルの向上を図る「マテリアルリサイクル」、発生する熱エネルギーを高温高圧ボイラーで回収し高効率なごみ発電を行う「サーマルリサイクル」が可能となり、排ガス量が少なく、地球温暖化防止・循環型社会の形成に寄与する施設となっています。

不燃ごみ、資源ごみなどの中間処理後の無価値物となった残渣物は、白石市鷹巣にある仙南最終処分場で1998年1月から埋立処分を行っていますが、そのごみを掘起し、仙南クリーンセンターで焼却処理して減容化することで、最終処分場の延命化を図ることができるようになり、長期的に安定したごみ処理が可能となりました。

③災害廃棄物の処理

災害廃棄物の処理については2016年に策定された「白石市地域防災計画」及び2017年に宮城県が策定している「宮城県災害廃棄物処理計画」に基づき対策を進めています。

④その他

1999年に施行された「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」により、家畜ふん尿の野積みが禁止されているため、畜産農家に対して適切な処理をするよう継続指導していく必要があります。また「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の一部改正により、2001年4月から廃棄物の野外焼却（野焼き）が一定の例外を除き禁止されているものの、野外焼却は依然として多くの地域で見られており、野外焼却に関する禁止規制の周知徹底をしていく必要があります。

3) リサイクル

①ごみのリサイクル

家庭ごみの分別については、2013年4月に容器包装プラスチックの回収を開始したことから現行の品目となり、大別すると、可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみの3種類に区分されます。その中で資源ごみは、容器包装プラスチック、ペットボトル、その他プラスチック、紙、衣類・布、缶、ビン（3色別）に細分化されており、現在、9品目のリサイクルに取り組んでいます。

②白石市まちをきれいにリサイクル運動報償金

白石市では、1993 年度から、自治会、子ども会、老人クラブ、PTA などの団体が、再生資源の集団回収を通して行うリサイクル運動に対し、対象となる回収品目を売却した販売額と同額を報償金として交付しています。報償金を交付することにより、廃棄物の減量化および資源の有効活用を図るとともに、地域コミュニティづくりに寄与しています。

登録団体数、活動団体数ともに増加している一方で回収量は年々減少しており、2017 年度は 357 トンとなっています。

表 白石市まちをきれいにリサイクル運動報償金登録団体及び回収量

	登録団体	活動団体	回収量（トン）
2013 年度	117	147	471
2014 年度	119	147	356
2015 年度	124	145	361
2016 年度	126	146	392
2017 年度	128	151	357

※活動団体数は延べ活動団体数である。

出典：白石市生活環境課

（４）地球環境

１）地球温暖化

①地球温暖化防止対策

白石市では、地球温暖化防止に向けて市民、事業者に対する規範となるべく、2002 年 2 月に ISO14001 の認証を取得、これを契機として、市役所内のすべての課や幼稚園、保育園などで省エネルギー活動（環境管理活動）を行い、上水道、紙、電力、A 重油、灯油、プロパンガス、ガソリン、軽油、一般廃棄物の使用量の調査、削減に取り組んでいます。

また、2002 年 4 月に環境物品等の調査の推進に関する基本方針を策定し、グリーン購入を推進しています。

さらに、2019 年 2 月には「第 3 次白石市地球温暖化対策実行計画」（事務事業編）を策定し、市役所の業務に関する地球温暖化の防止に取り組んでいます。この計画の目標値は、2013 年度を基準年とし、2030 年度までに温室効果ガスの排出量を 40%以上削減としています。

なお、国の基準年度である 2013 年度の市役所の業務における温室効果ガス排出量は、5,744t-CO₂です。

②酸性雨（酸性雪）の状況

白石市では毎年、酸性雪の測定調査を行っています。年度による変動はあるものの、pH が 4.80 を観測しており、酸性化が起きている。

なお、酸性雨の全国平均値は pH4.72 となっています。

（参考：平成 30 年版 環境・循環型社会・生物多様性白書）

表 酸性雪検査結果（単位：pH）

	第1期	第2期	第3期	第4期
2013年度	6.23	6.29	6.14	4.89
2014年度	5.45	6.03	5.75	5.81
2015年度	4.97	5.20	—	—
2016年度	6.38	4.80	5.55	—
2017年度	4.97	—	5.34	5.55

※表中「—」は規定雨量に達していないため未測定。

※pH（水素イオン指数）は酸性・アルカリ性を表す物理量で、0に近いほど酸性、14に近いほどアルカリ性となる（純水のpHは7）。

出典：白石市生活環境課

③省資源・省エネルギー

水道使用量は2014年に一時減少したものの、その後増加しています。併せて給水人口の減少に伴い、1人当たり給水量は増加しています。

表 白石市の水道給水量の推移（単位：m³）

	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
上水道	4,222,374	4,113,135	4,248,220	4,319,527	4,250,103
簡易水道	126,417	122,797	166,549	151,938	91,779
計	4,348,791	4,235,932	4,414,769	4,471,465	4,341,882
1人当たり（m ³ ）	127	125	132	135	132

※1人当たり=水道給水量（上水道+簡易水道）／給水人口

※2017年から湯元地区・三住地区が簡易水道から上水道へ統合。

出典：白石市統計書

2）再生可能エネルギー

白石市の公共施設では白石第一小学校、大平小学校、白石中学校に太陽光パネル及び蓄電池が導入されています。白石市役所本庁舎、中央公民館や地区公民館にも太陽光パネル及び蓄電池が導入されており、災害時における防災拠点施設としての役割も担っています。

また、市内の民間事業者では小水力発電や小型風力発電、木質バイオマスボイラー等が導入、活用されています。

（5）市民の参加と協力

1）環境教育・環境学習

①リサイクル教室・フリーマーケット

2017年度までは旧いきいきプラザを会場に各リサイクル教室及びフリーマーケットを開催していました。2018年度以降は中央公民館に会場を移し、子どもから大人まで幅広い年代が参加できるリサイクル教室を開催し、不用となった資源の有効活用と環境教育の場を設け、ゴミの減量とリサイクルの普及・啓発を図っています。

②市内小中学校での環境に対する取り組み

市内小中学校では、子どもたちの環境・道徳意識を高めるため環境教育に取り組んでいます。小学校では社会科副読本をとおして環境に関する授業を取り入れているほか、清掃活動、リサイクル活動といった取り組みの中で、資源の大切さやごみに対するモラルなどを学習しています。また、中学校においても、奉仕活動や動物愛護活動といった環境学習に取り組んでいます。

③環境出前講座

自治会やPTA、子ども会等から要請があった際に、市役所生活環境課職員が講師となって出向き、テーマに沿った内容（ごみの減量やリサイクルの普及など）で講座を開催し、分別意識の向上とリサイクルの普及・啓発を図っています。

④環境情報の提供

ごみの分別や出し方、3R 運動などの環境関連の情報については、ホームページや広報しろいしに随時掲載しています。

2) 環境保全活動

①不法投棄、ごみのポイ捨て防止

白石市では、1997年12月に「白石市空き缶等の散乱の防止に関する条例」を制定し、不法投棄などの一掃に努めていますが、人通りの少ない空き地や山林、道路、河川などにおいては、ごみの悪質な不法投棄やポイ捨てが依然として多く見受けられます。

②市内一斉クリーン作戦

2002年より白石市公衆衛生組合連合会と白石市が共催し、全市民が一斉に住居周辺の道路等の清掃を実施することにより、快適な生活環境を確保するとともに、環境美化の促進を図り、清潔で美しいまちづくりを推進するため、「市内一斉クリーン作戦」を行っています。実施は春と秋の2回、各自治会を中心に行われていますが、その時期と合わせて、ボランティアの方々による沢端川の清掃や事業所による清掃奉仕活動も行われています。

③環境美化支援事業

白石市では、ボランティアで行う市民や事業者、学校、自治会、老人クラブ、PTAなどの団体に対し、道路、公園などの清掃活動（ごみ拾いなど）の支援のため、火ばさみを貸与しており、ごみ袋を無償配布しています。

表 白石市環境美化支援事業実施団体数

	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
活動団体数	12	7	14	11	9

出典：白石市生活環境課

④市内の環境保全活動

白石市では、春と秋の年2回行われている「市内一斉クリーン作戦」のほか、沢端川の川干の際には白石市観光協会と白石商工会議所が中心となって、清掃活動を行っています。

また、第5次白石市総合計画まちづくり宣言の具体化を目的に、身近な河川や道路の清掃、環境美化活動などの環境整備に自主的に取り組んでいる自治会や地区の住民団体に対し、「白石市まちづくり交付金事業」として、事業に要する経費の交付や助言を行っており、地域の特性を生かした市民が主役の地域づくりを推進しています。

⑤事業者の環境保全活動

NPO法人の取り組みとして、1999年に設立された「蔵王のブナと水を守る会」、「不忘アザレア」が蔵王山麓の自然保護に積極的に取り組んでいるのをはじめ、2013年には「生命と環境保全」が設立され市内において自然観察会を開催するなど、環境意識を高める活動が行われています。そのほか、事業所周辺の清掃や地域の美化活動などに参加・協力するなど事業者の取り組みが進んでいます。

また、白石市と蔵王町に立地しているISO14001取得企業7社で組織する「白石蔵王エコフォーラム」は、市内のイベントへの出展や、小学校への環境問題をテーマにした出前教育を行うなど、企業市民として地域環境に意欲的に取り組んでいます。

白石市内のISO14001の認証取得事業者は9社となっているほか、ISO基準を採用した独自のEMSを構築し、企業全体で活動に取り組んでいる事業者もあります。

表 白石市内の ISO14001 認証取得事業者

(2018年11月末現在)

登録日	事業者名	所在地
1997. 4. 22	ソニーセミコンダクタマニュファクチャリング株式会社 白石蔵王テクノロジーセンター	白石市白鳥 3-53-2
1997. 10. 31	NEC プラットフォームズ株式会社 白石事業所	白石市旭町 6-1
1998. 9. 25	株式会社 トーキョー	白石市旭町 7-1-1
1999. 11. 5	セコム工業株式会社	白石市福岡深谷字南沖 8-1
2000. 5. 30	トーカドエナジー株式会社 白石工場	白石市東町 4-1-14
2002. 4. 26	株式会社 ニチレイフーズ 白石工場	白石市白鳥 1-16-2
2004. 3. 19	仙台トヨペット株式会社 白石蔵王店	白石市福岡長袋字坂下 24-1
2005. 1. 18	株式会社 キャニング	白石市福岡深谷字佐久来 5-10
2011. 12. 15	株式会社 協林産業	白石市福岡深谷字芳ヶ沢山 1-1

⑥サンキューロード・プログラム

サンキューロード・プログラムは、ボランティア活動に意欲を持つ地域住民や企業の方々に、サンキューロードサポーターとして、白石市の管理道路（市道など）の一定区間を、定期的に清掃や緑化活動などの美化活動や歩道の除雪・除草などを行っていただき、白石市では活動区間内にサポーターの名を記した「表示板」を設置し、サポーターの社会貢献をアピールしようとするもので、2006年4月から始められました。現在、12団体が登録されています。この表示板や活動状況を見ることで、ドライバーや歩行者のマナー向上も図られ、ポイ捨てなどを減らす効果も期待でき、道を介したコミュニティの形成も期待されます。また、同様のものとして、宮城県で行っている「スマイルロード」には10団体、「スマイルリバー」には7団体が登録されています。

2-3 市民・事業者への環境意識調査

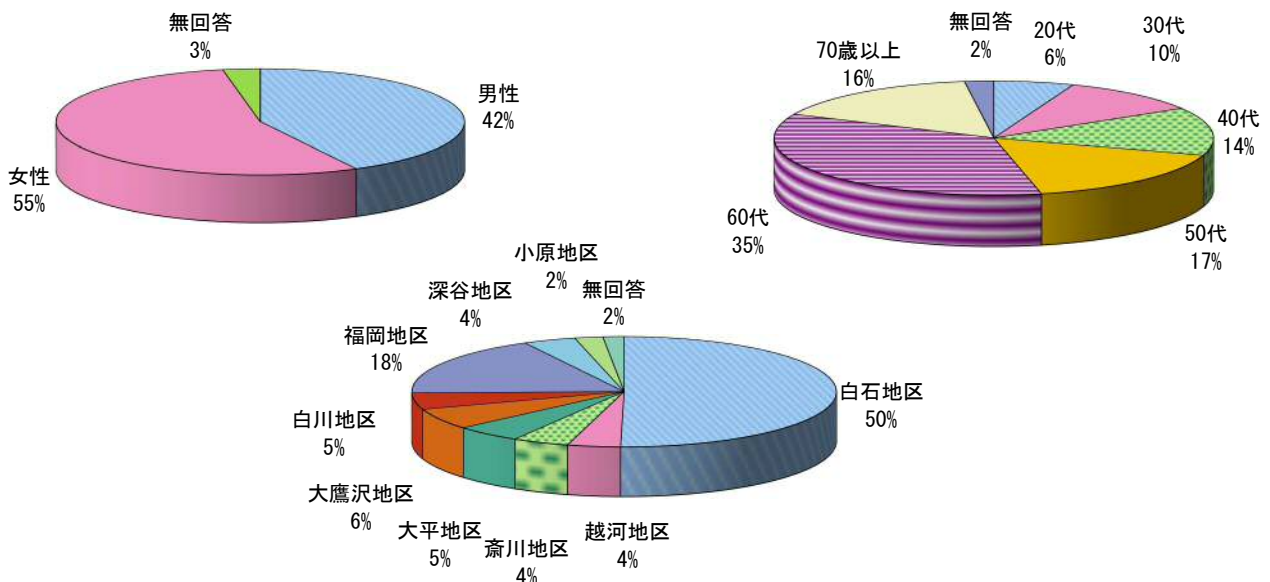
白石市環境基本計画の改訂にあたり、各主体の視点を反映させるための基礎資料とすることを目的として、市民や事業者を対象に環境意識調査を行いました。

	市民	事業者
目的	市民・事業者の環境保全に対する考え方、日常生活や事業活動における環境配慮の取り組み状況、環境行政に望む施策などを把握し、計画に反映するため	
調査対象	無作為抽出された市内在住の20歳以上の男女1,000人	市内で事業を展開している100事業者
調査方法	郵送による配布・回収	
調査時期	2018年10月22日～11月5日	
回収結果	374人 【回収率】37.4%	53社 【回収率】53.0%

2-4 市民の環境に対する意識(アンケート調査)

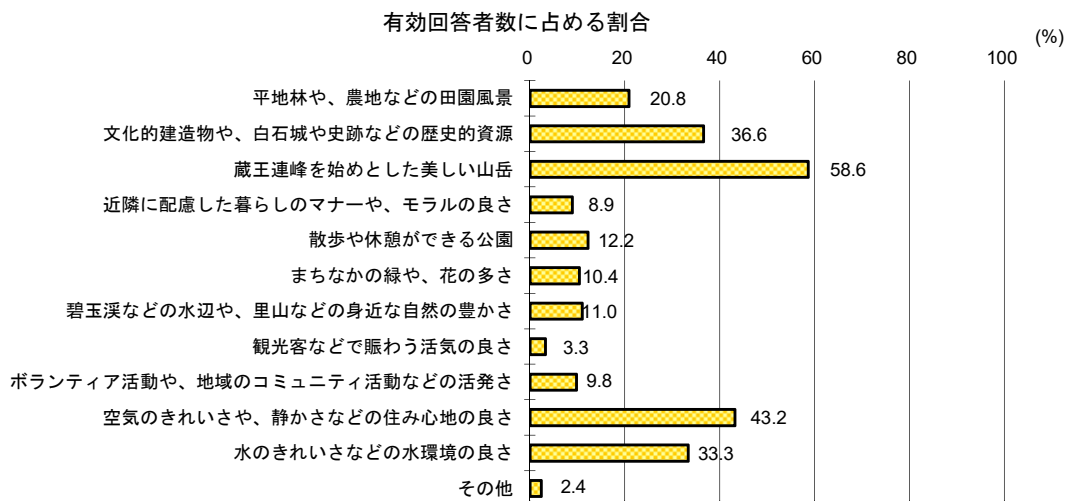
■回答者の属性(性別・年齢・居住地区)

- 男性からの回答が4割、女性からの回答が6割弱を占めており、女性からやや多く回答を得ました。
- 60代以上から多くの回答を得ましたが、全ての年代からまんべんなく回答を得ることができました。
- 白石市内の各地区からまんべんなく回答を得ました。



■白石市の環境について素晴らしいと思うこと

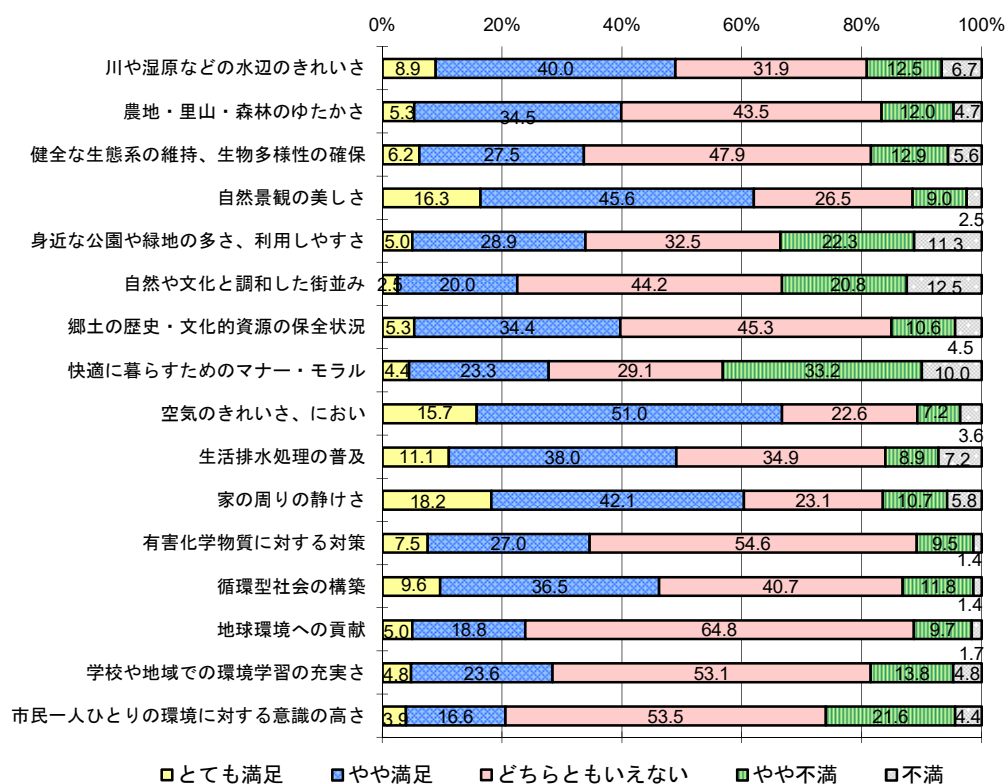
- 「蔵王連峰を始めとした美しい山岳」と思う意見が全体の半数以上（58.6%）を占めており、最も割合が大きくなりました。ついで、割合の大きい項目は「空気のきれいさや、静かさなどの住み心地の良さ」が43.2%、「文化的建造物や、白石城や史跡などの歴史的資源」が36.6%、「水のきれいさなどの水環境の良さ」が33.3%でした。
- 自然環境の良さ（水・山岳）、生活環境の良さ（水・空気）、快適環境の良さ（歴史文化）を素晴らしい点、誇りに思う点として思う意見が得られました。
- 一方で割合の小さい項目は「観光客などで賑わう活気の良さ」であり、全体の3.3%でした。



■身のまわりの環境や白石市の取り組みに対する満足度

- 「とても満足・やや満足」とする意見が最も多い項目は「空気のきれいさ、におい」であり合計で66.7%でした。次いで多い項目は「自然景観の美しさ」が61.9%、「家の周りの静けさ」が60.3%でした。
- 白石市の環境について誇りに思うことと同様に自然環境の良さや生活環境の良さに満足している傾向が得られました。
- 一方で「やや不満・不満」とする意見が最も多い項目は「快適に暮らすためのマナー・モラル」であり、全体の43.2%でした。

有効回答者に占める割合

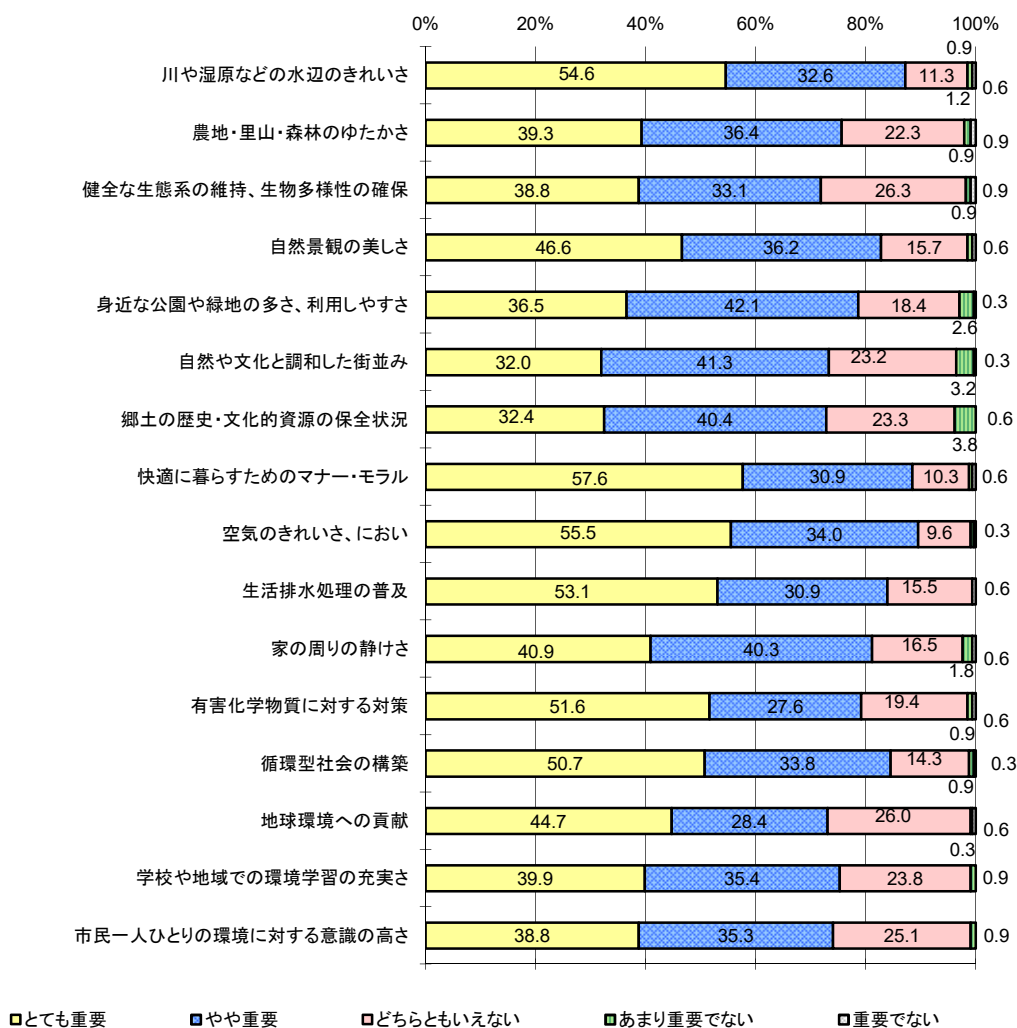


※小数点以下の四捨五入により必ずしも合計値は100%とはならない。

■身のまわりの環境や白石市の取り組みに対する重要度

- 「とても重要・やや重要」と思う意見が最も多い項目は「空気のきれいさ、におい」であり、合計で89.5%でした。次いで多い項目は「快適に暮らすためのマナー・モラル」が88.5%、「川や湿原などの水辺のきれいさ」が87.2%でした。
- 健康に快適に暮らすことを最重要と捉えている傾向が見られました。また、空気や水のきれいさを最重視している傾向が得られました。
- 全体的に「とても重要・やや重要」と思う割合はいずれの項目も大きいものの、最も割合が小さかった項目は「健全な生態系の維持、生物多様性の確保」であり、「とても重要・やや重要」と思う割合は全体の71.9%でした。また、「あまり重要でない・重要でない」の割合が最も大きい項目は「郷土の歴史・文化的資源の保全状況」であり、全体の3.8%でした。

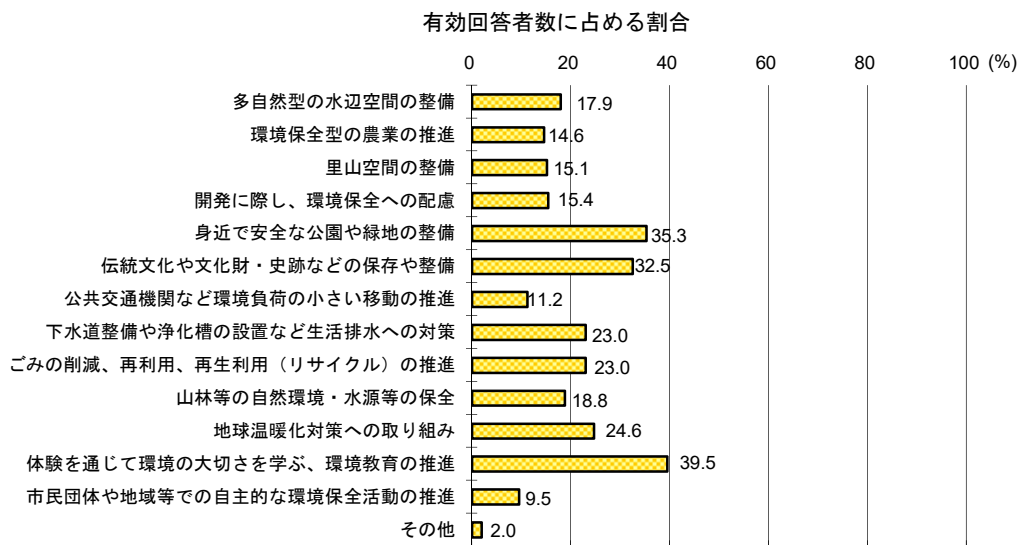
有効回答者に占める割合



※小数点以下の四捨五入により必ずしも合計値は100%とはならない。

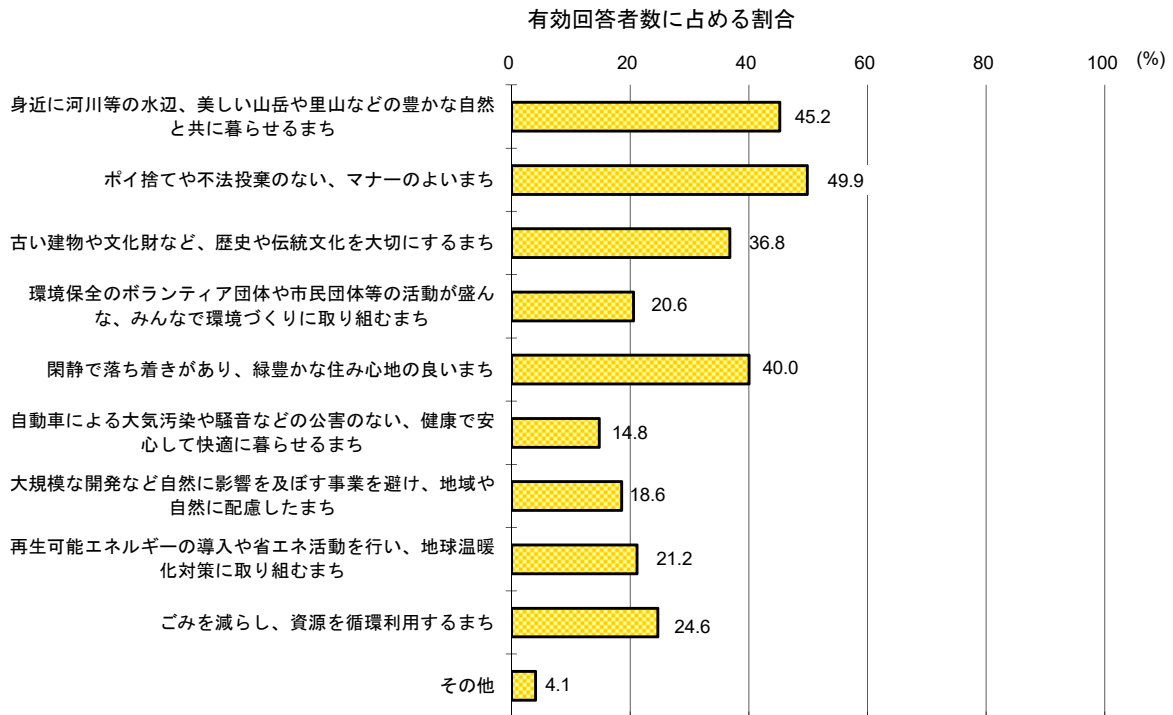
■白石市が今後重視すべき取り組み

- 最も重視すべきとの回答の割合が多い項目は「体験を通じて環境の大切さを学ぶ、環境教育の推進」であり、全体の39.5%を占めていました。次いで「身近で安全な公園や緑地を整備」が全体の35.3%、「伝統文化や文化財・史跡などの保存や整備」が全体の32.5%でした。
- 水環境などの自然環境の保全よりも公園や史跡等の快適環境に関する取り組み実施の割合が多い結果となりました。自然環境などの重要度は高いものの、現状で十分満足していることが考えられます。
- 一方で重視すべきとの回答の割合が小さい項目は「市民団体や地域等での自主的な環境保全活動の推進」で全体の9.5%であり、市民が取り組む活動の割合が小さい傾向にありました。



■将来の白石市が目指すべき環境像

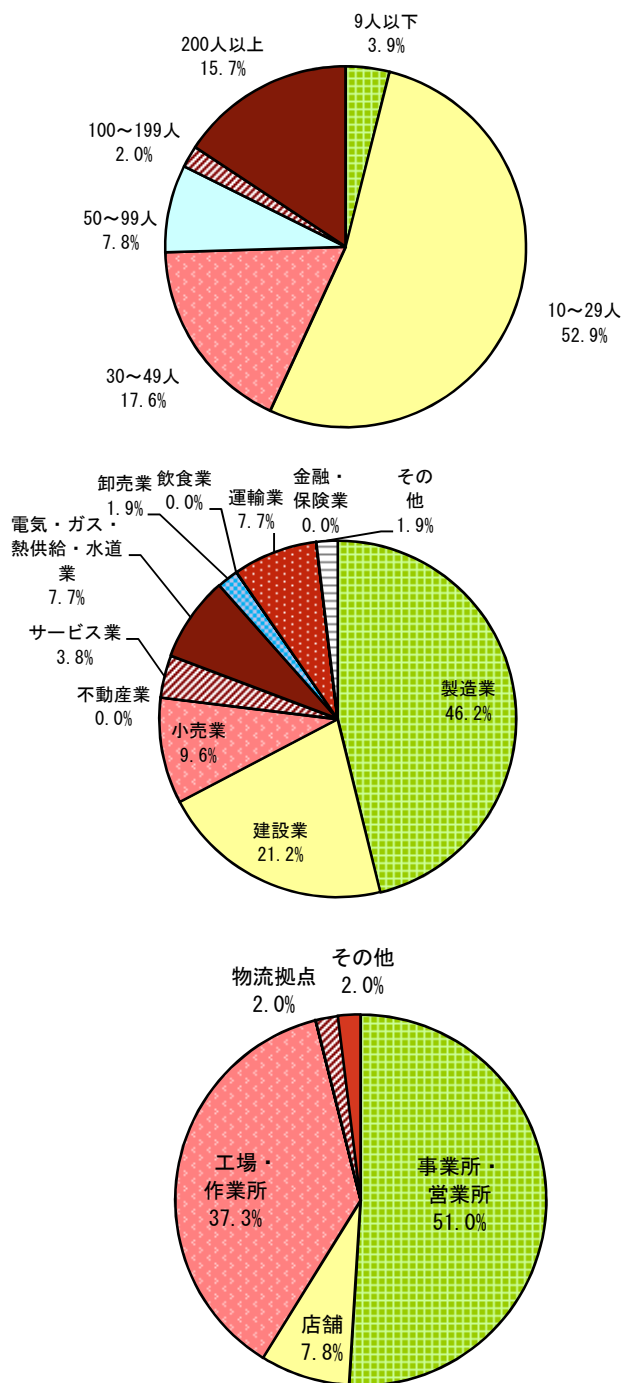
- 今後、環境づくりにおいて白石市が目指すべき環境像として、「ポイ捨てや不法投棄のない、マナーのよいまち」を挙げる回答が多い結果となり、全体の49.9%でした。現在の環境に対する満足度や取り組みの重要度の結果が反映されていることがうかがえます。
- 次いで、「身近に河川等の水辺、美しい山岳や里山などの豊かな自然と共に暮らせるまち」、「閑静で落ち着きがあり、緑豊かな住み心地の良いまち」が続いており、自然環境、生活環境の充実が求められています。
- なお、全ての項目に対してまんべんなく回答を得ており、上記以外の項目についても配慮し、環境づくりを進めていく必要があります。



2-5 事業者の環境に対する意識（アンケート調査）

■回答者の属性（業種・従業員数・事業所形態）

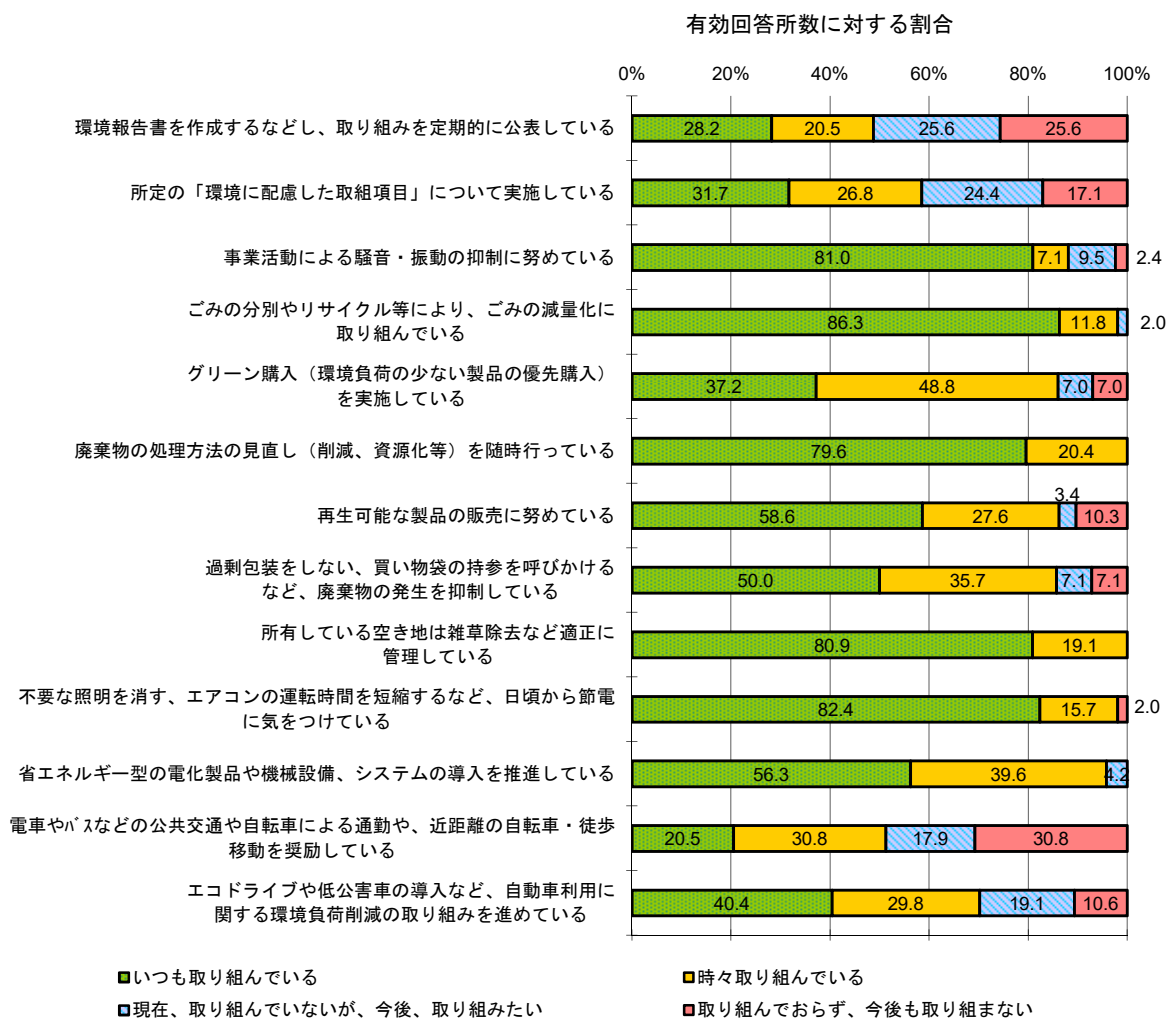
- 製造業が最も多く、次に建設業、小売業から多くの回答を得ました。このほか、様々な業種の事業所から回答いただきました。
- 従業員が10～29人、30～49人の事業所より多く回答を得ました。
- 事業形態は事業所・営業所が最も多く、全体の51%を占めていました。次いで工場・作業所が37.3%の割合を占めていました。



※小数点以下の四捨五入により必ずしも合計値は100%とはならない。

■事業所における環境保全に関する取り組みについて

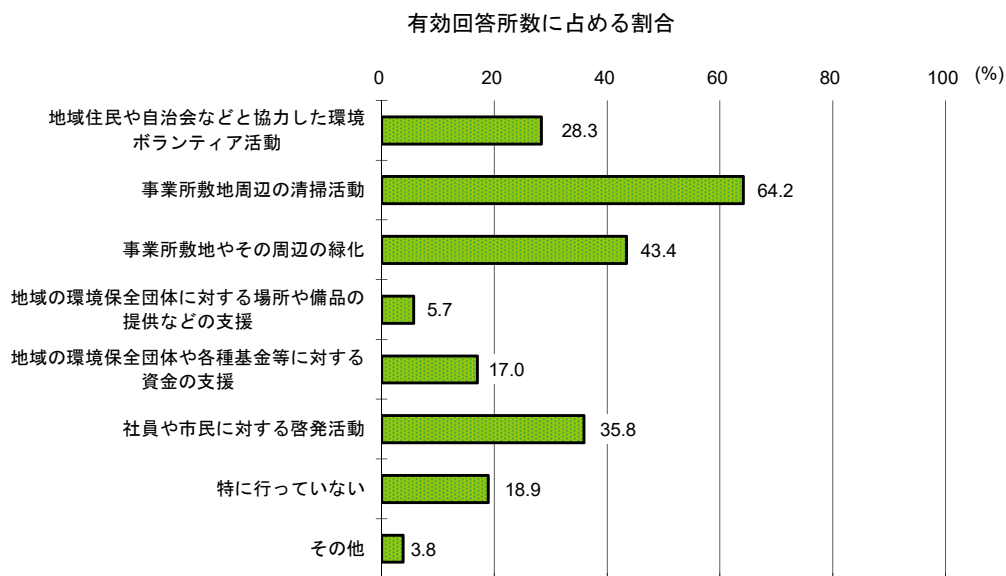
- 「所有している空き地は雑草除去など適正に管理している」は全ての事業所において、「ごみの分別やリサイクル等により、ごみの減量化に取り組んでいる」、「不要な照明を消す、エアコンの運転時間を短縮するなど、日頃から節電に気をつけている」、「省エネルギー型の電化製品や機械設備、システムの導入を推進している」については9割を超える事業所において取り組んでいました。
- 一方で、「環境報告書を作成するなどし、取り組みを定期的に公表している」や「電車やバスなどの公共交通や自転車による通勤や、近距離の自転車・徒歩移動を奨励している」については、“今後も取り組まない”としている事業所が2割～3割程度でした。



※小数点以下の四捨五入により必ずしも合計値は100%とはならない。

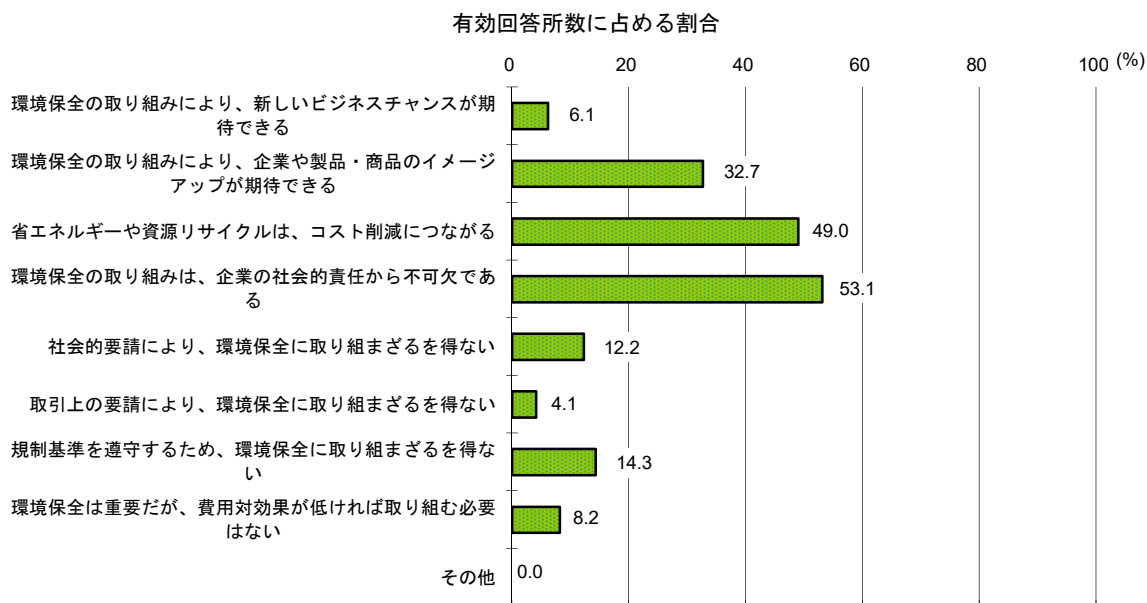
■地域との環境保全の関わりについて

- 地域との環境保全の関わりについては、「事業所敷地周辺の清掃活動の実施」という回答が最も多く、次いで「事業所敷地やその周辺の緑化」が続く傾向となりました。



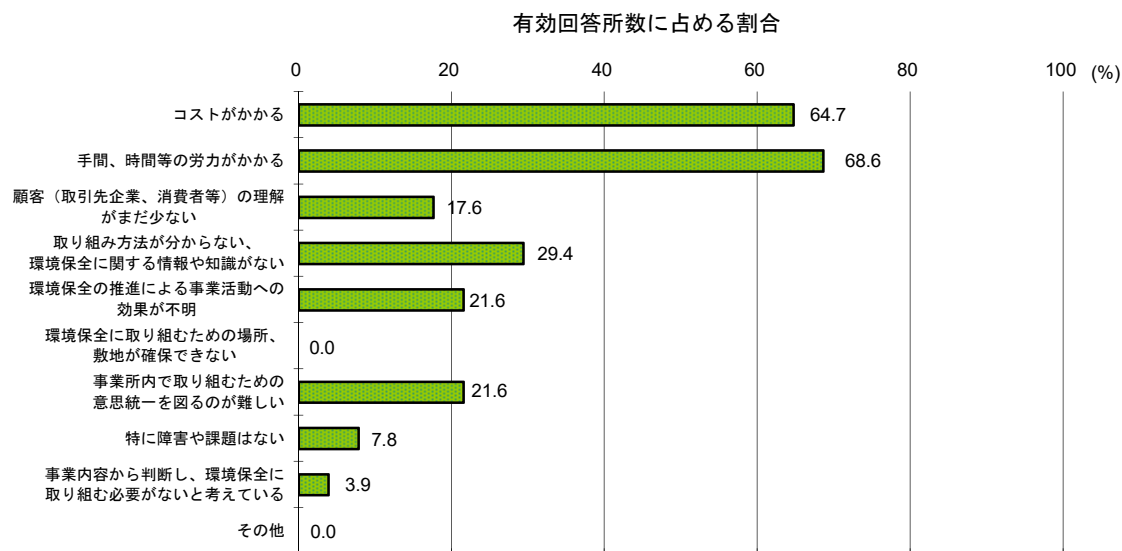
■環境保全に対する考え方について

- 事業活動における環境保全の取り組みについては、「企業の社会的責任から不可欠である」と考えている事業所が5割以上、「コスト削減につながる」と考えている事業所が4割以上を占めていました。
- 「社会的要請により取り組まざるを得ない」、「規制基準を遵守するため、環境保全に取り組まざるを得ない」という外的要因よりも、社会的責任を果たすという意識や環境保全とともにコスト削減に繋がるというメリットが動機となっていることがうかがえました。



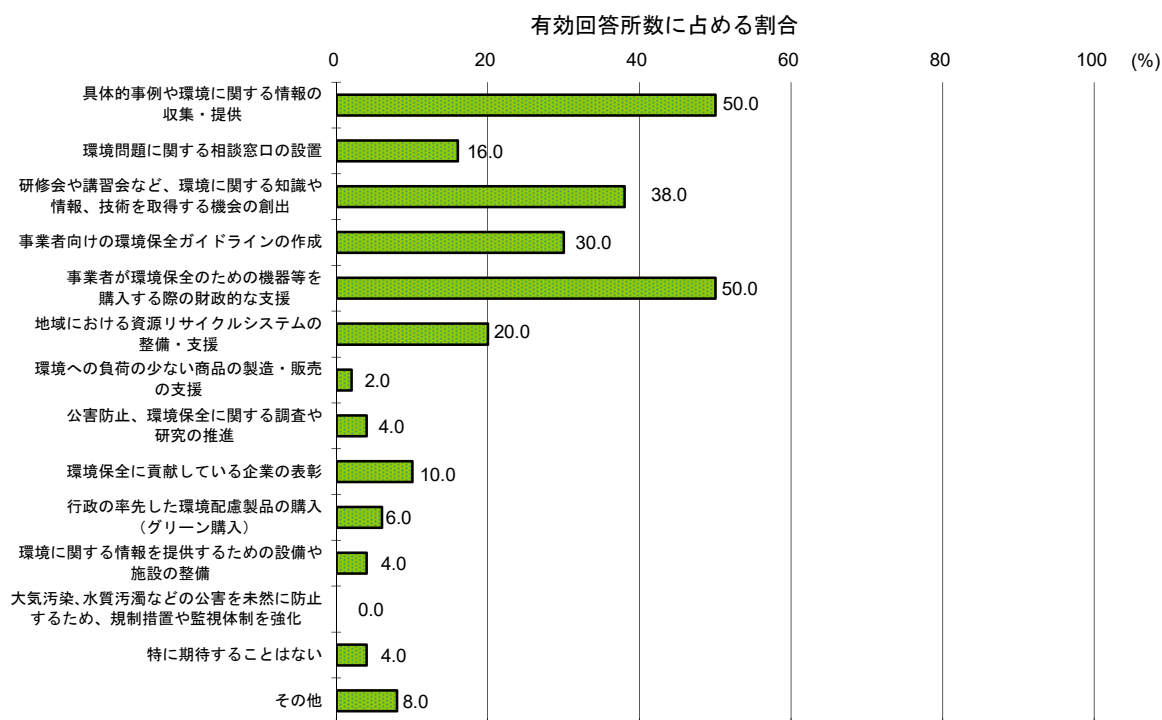
■環境保全に取り組む際の障害や課題について

- 環境保全に取り組む際の障害・課題として、「手間、時間等の労力がかかる」、「コストがかかる」ことが6割以上を占めていました。
- 環境保全活動の促進に向けて、助成制度等のコストの負担感を軽減するような支援方策が手段として考えられます。



■今後、行政に望む取り組みについて

- 行政に望む施策として、最も多く挙げられたのが「具体的事例や環境に関する情報の収集・提供」と「事業者が環境保全のための機器等を購入する際の財政的な支援」で、5割の事業者が回答していました。
- 次いで、「環境に関する知識や情報、技術を取得する機会の創出」、「事業者向けの環境保全ガイドラインの作成」が続き、情報提供だけではなく、事業所の環境保全活動を技術的・金銭的に支援する施策が求められていました。



2-6 白石市の環境に関する課題

1) 自然環境

■豊かな自然環境、景観（山岳、河川、田園）の維持

白石市は、平地から高山帯まで広がる豊かな自然環境、豊富な動植物を有しており、山岳や水辺、田園風景などの優れた自然景観を市民は誇りに感じています。また、自然環境の良さに対して市民は高い満足度を感じています。

今後も、白石川や蔵王連峰などの自然風景、田園風景などの美しい景観を受け継ぎ、安全で快適に過ごせるまちを目指すことが求められています。

■自然共生社会を目指した有害鳥獣対策、農林業の振興

白石市では、農地面積や市内エコファーマーの減少、イノシシ等の有害鳥獣被害が問題になっています。また、宮城県全体でも人と自然との自然共生社会を目指しており、これらの農林業の対策、振興が求められています。

2) 快適環境

■豊富な歴史的・文化的環境の維持

白石市は白石城を始め、豊富な歴史的・文化的環境を有しています。また、市民もこれらの文化的建造物や、白石城や史跡などの歴史的資源を誇りに思っています。

さらに緑、土、水辺へのふれあい空間（公園、市民農園、碧玉溪など）など自然と触れ合う環境も整っており、こうした豊かな歴史的・文化的環境、自然とのふれあい環境などの維持が求められています。

■快適環境向上のためのマナー・モラルの改善

白石市では、マナー・モラルについて最も多くの市民が不満を感じており、現状で守られていないマナー・モラルを把握し、実効性のある対策の検討・実行が求められています。

3) 生活環境

■空気や水のきれいさの維持

白石市は美しい山岳を有し、水環境や大気環境がとても清らかです。さらに、多くの市民が空気のきれいさ、自然のかおりについて誇りに感じ、また満足している、重要であると感じており、今後も水・大気環境の維持が求められています。

■不快に感じない生活環境の構築（悪臭、騒音対策等）

白石市では、畜産由来などの悪臭問題や新幹線騒音の環境基準値未達成などの課題があります。このことから、不快に感じない生活環境の構築に向けた取り組みの実施が求められています。

4) 循環型社会

■ごみ削減、リサイクル率向上による循環型社会の形成

白石市は、市民のごみ分別の実施率の高さなど循環型社会に対して高い意識を有していると考えられますが、リサイクル率の向上や1人1日当たりごみ排出量の削減などが思うように進んでいません。今後も3R（リデュース・リユース・リサイクル）を進め、資源の有効活用を進めていく必要があります。

5) 地球温暖化

■SDGs を考慮した、再生可能エネルギー等の普及

（自然環境に影響を与えない環境・経済・社会の統合的向上が重要）

白石市においても住宅用及び事業所向け太陽光発電システムの普及が進んでおり、今後も一層の地球温暖化対策が必要です。また、国際的にもSDGsを考慮した取り組みが求められており、自然環境に影響を及ぼさないよう、環境・経済・社会それぞれにとって効果のある対策が求められています。

6) パートナーシップ

■市民や事業者が主役となる環境対策の充実

白石市では、小中学校などによる環境教育や市民団体による環境活動が活発に行われています。市民も環境教育を重視しており、環境保全活動へも高い参加意欲を持っています。

今後も環境保全活動における市民の参加機会の充実に図り、さらなるパートナーシップの強化が求められています。

第3章

計画の目標と施策の方向性

3-1	白石市の基本理念.....	41
3-2	目指す将来の環境像.....	41
3-3	基本目標.....	42
3-4	環境施策の体系.....	42

第3章では、本計画の推進により目指す環境イメージとして、将来の望ましい環境像を定めるとともに、環境像の実現に向けた環境目標を定めています。



第3章 計画の目標と施策の方向性

3-1 白石市の基本理念

本計画は、白石市環境基本条例第3条に掲げられた基本理念を実現していくため、同条例第8条に基づき策定されるもので、良好な環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標並びに白石市の施策の大綱を定めるものです。

また、良好な環境の保全及び創造を図るためには、市民、事業者、滞在者、市の各主体が一体となって公平な役割分担のもと、それぞれの立場で自主的かつ積極的に取り組むことが大切です。

本計画は、市民、事業者、滞在者、市の各主体が果たしていかなければならない役割・分担を規定するとともに、市民及び事業者、滞在者の良好な環境の保全及び創造に関する取り組みを進めていくうえでの指針となるものです。

白石市環境基本条例 第3条 基本理念

1. 良好な環境の保全及び創造は、市民が健康で快適な生活を営むうえで欠くことができないものであり、人と自然が共生できる地域の実現を図るため、人類存続の基盤である環境を将来の世代に継承されるように行われなければならない。
2. 良好な環境の保全及び創造は、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な地域を構築するため、すべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われなければならない。
3. 地球環境の保全は、すべての事業活動及び日常生活において環境への負荷の低減を図ることにより、推進されなければならない。

3-2 目指す将来の環境像

市民、事業者、滞在者そして市が一体となり、環境の保全や創造に取り組むために、目指すべき将来の環境のイメージを描き、それらを共有していくことが重要です。

そこで、本計画で白石市が目指す将来の望ましい環境像を以下のように決めました。

水とみどりを誇るまち
しろいし

3-3 基本目標

目指す将来の環境像を実現するため、環境分野ごとに環境目標とそれを達成するための取り組み方針を定めました。

第4章では、それぞれの環境目標の達成に向け、取り組み方針に基づく主要施策や具体的な行動内容等を展開します。



3-4 環境施策の体系

目指す将来の環境像を実現するために、対象とする環境の範囲を体系的に整理・分類し、各環境要素について環境目標を定めました。

それぞれの環境目標の達成に向けて施策を推進していくことにより、将来の望ましい環境像の実現を目指します。

基本目標	個別施策	施策項目
<p>【自然環境】 『美しい山岳・水辺などの自然環境が残るまち』</p>	<p>動物・植物の保全</p> <p>森林・農地の保全</p> <p>公園や緑地の整備・緑化の推進</p> <p>自然とのふれあい</p>	<ul style="list-style-type: none"> 動物・植物の保全 動物・植物の生息・生育情報の収集・分析 森林の保全 農地の保全 林業・農業の振興 公園や緑地の整備・公有地内の緑化の推進 民有地内の緑化の推進 自然景観の保全 自然とふれあえる場の保全 自然とふれあえる場の創出
<p>【快適環境】 『歴史あふれる快適なまち』</p>	<p>歴史的・文化的資源の継承</p> <p>マナー・モラルの改善</p>	<ul style="list-style-type: none"> 歴史的・文化的資源の保全 歴史的・文化的資源とふれあえる場の創出 不法投棄・ポイ捨ての防止 近隣に配慮したマナーやルールの普及 空き地・空き家の適正管理の推進
<p>【生活環境】 『空気と水のきれいなまち』</p>	<p>水環境の保全</p> <p>大気環境の保全</p> <p>騒音・振動の抑制</p> <p>その他の生活環境の保全</p>	<ul style="list-style-type: none"> 水環境の保全 生活排水・事業活動に伴う水質汚濁の防止 下水道事業による水環境保全 監視・調査の実施 空気のきれいさ・かおりの維持 大気汚染防止対策 悪臭防止対策 監視・調査の実施 静かさの保全 騒音・振動の発生の抑制 事業活動に伴う騒音・振動対策 監視・調査の実施 有害化学物質の排出防止対策 土壌汚染・地盤沈下対策 監視・調査の実施
<p>【循環型社会】 『資源を有効活用する地域と資源が共生するまち』</p>	<p>廃棄物減量化の推進</p> <p>廃棄物の適正な排出の推進</p> <p>リサイクルの推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> 家庭ごみ排出量の抑制 事業ごみ排出量の抑制 廃棄物の適正な排出の推進 廃棄物の適正な処理の推進 リサイクルの推進 バイオマスの活用の検討
<p>【地球温暖化】 『地球環境向上に貢献するまち』</p>	<p>地球温暖化対策の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> 地球温暖化対策の推進 省資源・省エネルギーの促進 再生可能エネルギーの導入促進
<p>【パートナーシップ・環境教育・学習】 『みんなで環境づくりに取り組むまち』</p>	<p>環境教育・環境学習の推進</p> <p>環境保全活動の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> 環境学習の推進 小中学校における環境教育の推進 環境情報の提供 市民・事業者の自主的な環境保全活動の推進 環境保全活動を通じた各主体間の連携・協力の推進

第4章

環境施策の展開

4-1	自然環境	45
4-2	快適環境	51
4-3	生活環境	53
4-4	循環型社会	61
4-5	地球温暖化	64
4-6	パートナーシップ・環境教育・学習	66

第4章では、目指す将来の環境像の実現に向けた環境保全及び創造に関する行政施策や各主体の役割を体系的に整理します。



第4章 環境施策の展開

4-1 自然環境

自然環境

個別施策 動物・植物の保全

(1) 現況と課題

白石市では、白石川流域や川原子周辺などの雑木林を中心に、いたるところでタヌキやリスなど小動物に出会うことができます。また、馬牛沼や白石川河畔にはハクチョウや雁など多くの野鳥が飛来しています。

このような白石市を代表する自然環境をさらに向上させるため、今後も市民・事業者と協働した動物・植物の保全を推進するとともに、森林、緑地、水辺などにおける開発に際しては、生態系へ配慮した環境整備が求められています。

(2) 施策項目

施策展開の方向性に基づき、白石市は次の行動に取り組みます。

①動物・植物の保全

・ 希少動植物が生息・生育できる環境（森林、緑地、水辺など）の保全、創出に努めます。	企画情報課・建設課・生活環境課等
・ 開発行為や事業活動の際には、生態系への配慮に努めるよう指導します。	企画情報課・建設課・生活環境課等
・ 生物の移動に配慮し、里山から農地、水辺への連続性のある土地利用に努めます。	企画情報課・建設課・生活環境課等
・ 工事や開発を行う際は、生態系に配慮した工法や時期を選択し、工事完了後には環境（森林、緑地、水辺など）の復元に努めるよう指導します。	企画情報課・建設課・生活環境課等

②動物・植物の生息・生育情報の収集・分析

・ 動物・植物の確認調査（生息・生態系調査）の実施を検討し、希少な動物・植物の把握に努めます。	生活環境課
・ 在来生物保護のため、外来生物の生息・生育状況の把握に努めます。	農林課 生活環境課
・ 野生鳥獣による人や農作物への被害を防止するため、その生息分布、個体数把握に努めるとともに、効果的な被害防止策の構築を図ります。	農林課 生活環境課
・ 宮城県で実施する水生生物の生息調査（水質調査）に協力します。	生活環境課

(3) 環境指標

動物・植物の保全に関する環境状況を判断する指標として、次の達成指標を活用します。

環境指標	単位	現状 (2017年度)	2023年度	2028年度	担当課
生態系調査の実施回数（累計）	回	0	1	1	生活環境課

(1) 現況と課題

白石市は、総面積の 68.2%が森林です。森林は、国土の保全や水源のかん養、地球温暖化防止、生物多様性の保全など様々な公益的機能を有していますが、林業の担い手の減少、高齢化等により森林の荒廃が進んでいます。また、農地は後継者不足を原因として耕作放棄地が拡大しており、イノシシ等による農作物被害が拡大しています。

そのため、林業や農業の担い手の育成や基盤整備などによる森林・農地の保全が求められています。

(2) 施策項目

施策展開の方向性に基づき、白石市は次の行動に取り組みます。

①森林の保全

- | | |
|---|-----|
| ・ 水源かん養等の公益的な機能を維持・増進させるために、森林所有者等との連携のもと、その保全と育成に努めます。 | 農林課 |
| ・ 森林の土砂災害防止機能や土壌保全機能を維持・増進し、災害防止を図るため、保安林の保全に努めます。 | 農林課 |
| ・ 森林経営計画の推進により、森林の保護、持続的な森林の経営に努めます。 | 農林課 |
| ・ 森林の適切な管理（植林、保育、間伐、病虫害防除など）を推進します。 | 農林課 |
| ・ 間伐材などの有効活用方法を検討します。 | 農林課 |
| ・ みどりの少年団の活動を支援します。 | 農林課 |
| ・ 森林環境税（森林譲与税）に関する取り組みを推進します。 | 農林課 |

②農地の保全

- | | |
|---|-----|
| ・ 減農薬、減化学肥料などによる環境保全型農業を推進します。 | 農林課 |
| ・ 農地の水源かん養機能や豪雨時の洪水防止機能など、多様な公益的機能を発揮するため、優良な農地等については、その保全と育成に努めます。 | 農林課 |
| ・ 多面的機能支払交付金事業や中山間地域等直接支払交付金事業による農地の保全と地域活性化に向けた支援を行います。 | 農林課 |

③ 林業・農業の振興

- ・ 林業の活性化のため、担い手を育成します。
農林課
- ・ 認定農業者の育成と支援体制の充実を図ります。
農林課
- ・ 農業後継者の確保と育成を推進します。
農林課
- ・ 農産物等販売施設を通じて、生産者と消費者をつなぐ施策を推進し、地産地消運動を広く PR していきます。
農林課
- ・ 学校給食に地元の農産物（こだわり米など）の供給を推進します。
農林課
学校給食センター
- ・ 耕作放棄地の有効活用を図り、農業後継者の確保と育成を推進します。
農林課
- ・ 狩猟免許取得支援、防除柵設置に対する補助事業などにより有害鳥獣対策を進めます。
農林課

(3) 環境指標

森林・農地の保全に関する環境状況を判断する指標として、次の達成指標を活用します。

環境指標	単位	現状 (2017 年度)	2023 年度	2028 年度	担当課
森林の面積	ha	19,547	現状維持 に努める	現状維持 に努める	農林課
多面的機能支払交付金事業の対象農地面積	m ²	38,684			農林課
保安林指定面積	ha	3,517	現状維持 に努める	現状維持 に努める	農林課

(1) 現況と課題

白石市には、「スパッシュランドパーク」など市内に 76 か所の公園・緑地があります。

身近にふれあえる自然がある公園や緑地は、市民の憩いやスポーツ・レクリエーションの場として利用されるだけでなく、災害発生の際の避難・救護活動の場としても利用されています。

白石市は、市民一人当たりの都市公園面積が県平均よりも低い値となっており、市民の環境に関する意識調査では、「身近な公園や緑地の多さ、利用しやすさ」に関する満足度が低く、今後重視すべき取り組みとして「身近で安全な公園や緑地の整備」を挙げていることから、公園や緑地の整備、緑化の推進が求められています。

(2) 施策項目

施策展開の方向性に基づき、白石市は次の行動に取り組みます。

①公園や緑地の整備・公有地内の緑化の推進

- | | |
|--|----------------|
| ・ 都市公園や河川公園、緑地の整備を行い、安全に利用できるよう適切な管理に努めます。 | 都市整備課 |
| ・ 学校や公園など、公共施設内の緑化を推進し、安全に利用できるよう適切な管理に努めます。 | 都市整備課
学校管理課 |
| ・ 公園愛護活動団体が行う公園の清掃や緑化活動を推進します。 | 都市整備課 |
| ・ 道路沿道の街路樹などを保全し、適切な管理に努めます。 | 都市整備課
建設課 |

②民有地内の緑化の推進

- | | |
|--------------------------------------|-----------|
| ・ 自宅の庭や軒先など、身近なところで花や緑を増やす活動を推進します。 | 生涯学習課 |
| ・ 生け垣の設置やガーデニングなど、住宅における緑化を推進します。 | 生涯学習課 |
| ・ 企業誘致の際に緑化を推進します。 | 企業立地定住促進課 |
| ・ 白石市開発事業指導要綱に基づき、緑地等の整備に努めるよう指導します。 | 企画情報課 |

(3) 環境指標

公園や緑地の整備・緑化の推進に関する環境状況を判断する指標として、次の達成指標を活用します。

環境指標	単位	現状 (2017 年度)	2023 年度	2028 年度	担当課
都市公園等面積	m ²	586,171			都市整備課
公園愛護活動団体の数	団体	22	現状維持 に努める	現状維持 に努める	都市整備課

(1) 現況と課題

白石市からは雄大な蔵王連峰を望むことができ、特に冬期の白銀の山々は息を飲む美しさです。他にも豊かな田園風景や里山、森林などが広がっており、様々な自然景観に恵まれています。市民の環境に関する意識調査でも、こうした山岳の美しさなどは素晴らしいものとして評価されています。

緑とふれあえる場として、あたり一面に咲き誇る水芭蕉の純白の花や、可憐なサラサドウダンの花が楽しめる「水芭蕉の森・どうだんの森」があります。また、土とふれあえる場として「市民農園」、「河川ふれあい農園」、「学童農園」が、水辺とふれあえる場として白石川上流の国の天然記念物に指定されている「材木岩」や対岸にある親水路で水遊びができる「水と石との語らいの公園」、「碧玉溪」などがあり、自然とのふれあいを楽しむことができます。

今後こうした自然とふれあえる場の保全と、機会の創出が求められています。

(2) 施策項目

施策展開の方向性に基づき、白石市は次の行動に取り組みます。

①自然景観の保全	
・ 蔵王連峰などの美しい山岳や農地の田園風景など、自然景観の保全に努めます。	商工観光課・企画情報課・生活環境課等
・ 里山や森林の開発等の際に、自然景観などへの配慮について指導します。	商工観光課・企画情報課・生活環境課等
・ 里山や自然が織りなす特徴的な景観を、無秩序な開発等により失うことがないように保全策を講じます。	商工観光課・企画情報課・生活環境課等
②自然とふれあえる場の保全	
・ 水芭蕉の森・どうだんの森、水辺や河川沿いの遊歩道、親水路がある水と石との語らいの公園など、自然とふれあえる場の整備及び適切な管理に努めます。	都市整備課 商工観光課
・ 材木岩や碧玉溪など、自然とふれあえる場の保全に努めます。	生涯学習課 商工観光課
・ 市民農園、河川ふれあい農園の適切な管理に努めます。	農林課 都市整備課
③自然とふれあえる場の創出	
・ 緑のフェスティバルなど市民が緑とふれあえる場を提供します。	農林課
・ 自然に親しむ機会を提供し、内容の充実を図ります。	農林課 生涯学習課
・ 学童農園での農業体験を推進します。	農林課
・ 国定公園や県立自然公園などの自然豊かな四季の移ろいに関する情報を発信することで、自然に親しむ機会を創出します。	商工観光課
・ 国定公園や県立自然公園などの優れた自然景観を市内外に紹介し、地域の豊かな自然への愛着と地域の活性化を図ります。	商工観光課

(3) 環境指標

自然とのふれあいに関する環境状況を判断する指標として、次の達成指標を活用します。

環境指標	単位	現状 (2017年度)	2023年度	2028年度	担当課
河川ふれあい農園の箇所数	箇所	1	現状維持 に努める	現状維持 に努める	都市整備課

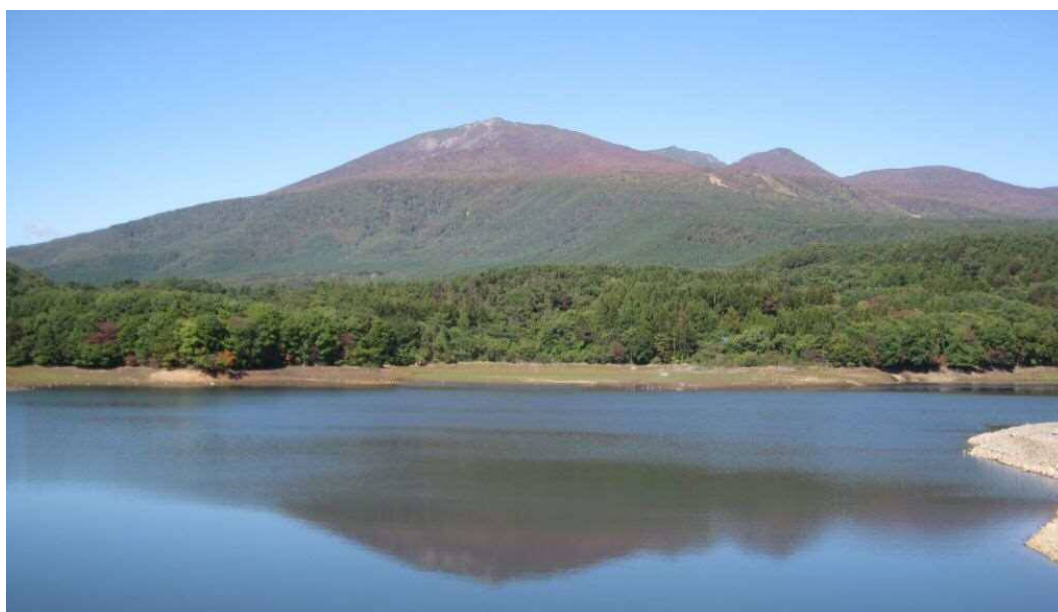


図 川原子ダム（みやぎ蔵王三十六景）

初夏の新緑、秋の紅葉に囲まれ、静寂の中、水面に映った不忘山など
蔵王の山々が心をなごませてくれるスポットです。

4-2 快適環境

快適環境

個別施策 歴史的・文化的資源の継承

(1) 現況と課題

城下町として歴史を刻んできた白石市には、今日まで数多くの貴重で歴史的な文化遺産が伝えられており、これらの管理・保存等が行われています。また先人から脈々と受け継いできた神楽などの伝統芸能、伝統文化も継承されています。

このような地域に根付く歴史・文化遺産の保全に向けて、文化財の調査を行い、市民をはじめ多くの人々が歴史・文化に親しめる機会の創出が求められています。

(2) 施策項目

施策展開の方向性に基づき、白石市は次の行動に取り組みます。

①歴史的・文化的資源の保全

- ・ 文化財の調査を推進し、重要なものは文化財指定を検討します。 生涯学習課
- ・ 文化財の保全に関する啓発活動に取り組みます。 生涯学習課
- ・ 史跡等の周辺環境の整備を推進します。 生涯学習課
- ・ 白石城などの文化的建造物や史跡などの歴史的遺産と周辺の自然環境の調和を図るため、自然景観や魅力ある景観の保全に努めます。 商工観光課・企画情報課・生涯学習課・生活環境課

②歴史的・文化的資源とふれあえる場の創出

- ・ 地域の伝統的祭事への支援を行います。 生涯学習課
- ・ 歴史や文化財などを紹介するガイドの育成を図ります。 生涯学習課
- ・ 文化財に関する生涯学習や学校教育、郷土資料の展示などにより、身近に歴史や文化に親しむ機会を提供します。 生涯学習課
- ・ 文化財などを生かした観光やまちづくりを推進します。 生涯学習課
商工観光課

(3) 環境指標

歴史的・文化的資源の継承に関する環境状況を判断する指標として、次の達成指標を活用します。

環境指標	単位	現状 (2017年度)	2023年度	2028年度	担当課
指定文化財登録件数	件	38	43	45	生涯学習課
文化財講演会・企画展の開催数	回	2	3	4	生涯学習課

(1) 現況と課題

市民の環境に関する意識調査では、白石市の環境への取り組みに対して、快適に暮らすためのマナー・モラルについて不満を感じている傾向にあります。また、同様に意識調査では、ポイ捨てや不法投棄のないマナーのよいまちを目指すことを最も重要視しており、目指すべき将来像としているため、現状で守られていないマナー・モラルを把握し、実効性のある対策の検討・実行が求められています。

(2) 施策項目

施策展開の方向性に基づき、白石市は次の行動に取り組みます。

①不法投棄・ポイ捨ての防止

- ・ 不法投棄防止看板の設置やチラシ、広報紙などを活用し、不法投棄防止の啓発活動を行います。 生活環境課
- ・ 不法投棄やポイ捨てを抑止するため、必要に応じて監視カメラの設置を行います。 生活環境課
- ・ ポイ捨て禁止など環境保全に関するマナーの啓発を強化します。 生活環境課
- ・ 不法投棄及び資源物持ち去りの監視パトロールを強化します。 生活環境課
- ・ 不法投棄物の発見、通報の際は、警察署や土地所有者などと連携し、投棄者の調査や不法投棄物の早期撤去に努め、不法投棄されない環境づくりを呼びかけます。 生活環境課

②近隣に配慮したマナーやルールの普及

- ・ 犬などペットのフンの適正処理や、飼育方法のルールやマナーの普及に努めます。 生活環境課
- ・ 廃棄物の野外焼却（野焼き）や簡易焼却炉の使用に関する禁止規制の周知を行い、適正な排出方法を指導します。 生活環境課

③空き地・空き家の適正管理の推進

- ・ 管理不全な空き地（雑草の繁茂等）の適正な管理を指導します。 生活環境課
- ・ 空き家の所有者に対し、適切な管理や有効活用について助言・指導を行います。 建設課

(3) 環境指標

マナー・モラルの改善に関する環境状況を判断する指標として、次の達成指標を活用します。

環境指標	単位	現状 (2017年度)	2023年度	2028年度	担当課
不法投棄の発見件数	件	3	発生しないように努める	発生しないように努める	生活環境課
野焼きの苦情件数	件	1	発生しないように努める	発生しないように努める	生活環境課
空き地に関する苦情件数	件	25	↓	↓	生活環境課

4-3 生活環境

生活環境

個別施策 水環境の保全

(1) 現況と課題

市内には白石川や斎川をはじめとする一級河川や普通河川が流れており、生活用水や農業用水として市民の生活に欠かせないものとなっています。

白石市では、市内 25 か所で水質調査を毎年実施しており、河川の水質汚濁に関する代表的な水質指標である BOD（生物化学的酸素要求量）は、いずれの河川も環境基準を達成しています。

一方で農業集落排水の水洗化率などは、一部で取り組みが計画通りに進行していないこともあり、水環境の保全に向けてさらなる取り組みを進めることが求められています。

(2) 施策項目

施策展開の方向性に基づき、白石市は次の行動に取り組みます。

①水環境の保全

- | | |
|---|-----------------|
| ・ 安全で良質な水道水を確保するため、「白石市水道水源保護条例」に基づき、水源地域の保全に努めるとともに、きれいな水の享受に努めます。 | 上下水道事業所 |
| ・ 水路や河川等の改修・整備を行う際は、水辺の植物や水生生物の生息・生育の場の確保に配慮します。 | 建設課
生活環境課 |
| ・ 沢端川の川干・白石城お堀清掃や市内一斉クリーン作戦など、市民との協働による水路や河川等の清掃・美化活動を推進します。 | 商工観光課・建設課・生活環境課 |
| ・ 水路や河川等のポイ捨て、不法投棄防止の啓発と監視体制を強化します。 | 建設課・生活環境課 |

②生活排水・事業活動に伴う水質汚濁の防止

- | | |
|---|----------------------|
| ・ 水質汚濁防止に関する啓発を推進します。 | 生活環境課 |
| ・ 環境にやさしい洗剤や水切り袋を使用するなど、生活排水に関する意識の啓発を行います。 | 生活環境課 |
| ・ 油や農薬の流出など、水質汚濁事故の防止に関する啓発を行います。 | 生活環境課 |
| ・ 工事や開発を行う際は、水質汚濁事故の防止に努め、排水を適正に処理するよう指導します。 | 建設課・企画情報課・生活環境課 |
| ・ 事業活動による排水については、「水質汚濁防止法」、「下水道法」など関係法令に基づき、適正に処理するよう指導します。 | 生活環境課/宮城県
上下水道事業所 |

③下水道事業による水環境保全

- | | |
|---|---------|
| ・ 公共下水道施設、農業集落排水処理施設の適正な維持管理を行い、水環境の保全に努めます。 | 上下水道事業所 |
| ・ 公共下水道、農業集落排水処理施設の区域外における合併処理浄化槽の設置を促進するとともに、浄化槽の適正な管理を促します。 | 上下水道事業所 |
| ・ 公共下水道、農業集落排水への接続率（水洗化率）の向上を図ります。 | 上下水道事業所 |

④監視・調査の実施

- ・ 公共用水域水質調査を実施し、河川水質を監視します。生活環境課
- ・ 水道水源水質検査を実施し、水道水源の保護に努めます。上下水道事業所
- ・ 苦情に対しては、関係機関との連携により、迅速で適切な対応を行うとともに未然防止に努めます。生活環境課/宮城県

(3) 環境指標

水環境の保全に関する環境状況を判断する指標として、次の達成指標を活用します。

環境指標	単位	現状 (2017年度)	2023年度	2028年度	担当課
BODの年平均値	mg/L	白石川：0.5未満 沢端川：0.5 児捨川：0.5 川原子ダム：0.6	↓	↓	生活環境課
公共下水道水洗化率	%	94.1	↑	↑	上下水道事業所
農業集落排水水洗化率	%	薬師堂：90.36 斎川：90.38 越河：59.52	↑	↑	上下水道事業所



図 清流に咲く梅花藻（バイカモ）の花

梅花藻（バイカモ）は冷涼で流れのある水のきれいな清流に生育する水草です。

(1) 現況と課題

白石市の大気環境は、光化学オキシダント以外の項目について環境基準を達成しており、概ね良好な状態にあるといえます。市民の環境に対する意識調査では、誇りに思うこととして「空気のきれいさ」が挙げられていますが、畜産由来の悪臭の課題もあるため、白石市では悪臭苦情があった場合、原因者に対して必要な指導を行っています。

今後も大気環境を維持し、さらに良くするために自動車の利用方法に関する啓発や悪臭苦情対策の強化等が求められています。

(2) 施策項目

施策展開の方向性に基づき、白石市は次の行動に取り組みます。

①空気のきれいさ・かおりの維持

- ・ 緑化を推進し、緑や花など自然の良いかおりを保全します。 都市整備課・農林課・建設課等

②大気汚染防止対策

- ・ 市民、事業者へ低公害車の導入を呼びかけます。 生活環境課
- ・ 公用車にエコカー（ハイブリッド車など）の導入を推進します。 生活環境課
- ・ 大気を浄化するため、街路樹や公園の緑化を推進します。 都市整備課・農林課・建設課等
- ・ アイドリングストップなど、エコドライブの普及啓発を図ります。 生活環境課
- ・ 工事や開発を行う際は、粉じんの防止や大気汚染物質発生防止に努め、適切な対策を行うよう指導します。 生活環境課/宮城県
- ・ 事業活動に伴う粉じんや大気汚染物質については、「大気汚染防止法」など関係法令に基づき、適切な対策を行うよう指導します。 生活環境課/宮城県

③悪臭防止対策

- ・ 事業活動に伴う悪臭については、「悪臭防止法」など関係法令に基づき、適切な対策を行うよう指導します。 生活環境課/宮城県
- ・ 畜フン散布による悪臭については、「家畜排せつ物法」などにより適正な処理や施肥に関する情報提供、当事者に対する指導に努めます。 農林課/宮城県
生活環境課

④監視・調査の実施

- ・ 苦情に対しては、関係機関との連携により、迅速で適切な対応を行うとともにも未然防止に努めます。 生活環境課/宮城県

(3) 環境指標

大気環境の保全に関する環境状況を判断する指標として、次の達成指標を活用します。

環境指標	単位	現状 (2017年度)	2023年度	2028年度	担当課
二酸化窒素 (NO ₂) の測定値	ppm	0.018	環境基準 0.04ppm 以下	環境基準 0.04ppm 以下	生活環境課
浮遊粒子物質 (SPM) の測定値	ppm	0.030	環境基準 0.10ppm 以下	環境基準 0.10ppm 以下	生活環境課
市役所の低公害車 (低排出ガス車) 導入台数	台	63/178 (35.4%)	↑	↑	財政課
悪臭の苦情件数	件	2	発生しない ように 努める	発生しない ように 努める	生活環境課



図 一面に咲きほこる芝桜 (スパッシュランドパーク)

春の大型連休頃に、ピンクや白の絨毯のように一面に咲きほこり、鮮やかな景色や豊かな香りで訪れた方を楽しませています。

(1) 現況と課題

白石市では、騒音の防止対策として事業活動に伴う騒音・振動苦情があった場合、原因者への立ち入り調査などを行い必要な指導を行っています。また、市内の幹線道路を対象として、自動車騒音を常時監視しています。

騒音・振動の苦情件数は少ないものの、良好な住環境を保全するために、引き続き、騒音・振動の抑制に向けた取り組みが求められています。

(2) 施策項目

施策展開の方向性に基づき、白石市は次の行動に取り組みます。

① 静かさの保全

- 生活騒音（ピアノ等の音響機器、ペットの鳴き声など）については、近隣住民の迷惑にならないように、モラルの普及に努めます。生活環境課
- 飲食店などに対し、カラオケ機器を使用する場合の防音対策の徹底を求めます。生活環境課

② 騒音・振動の発生の抑制

- マイカーの利用自粛、公共交通機関の利用を呼びかけ、交通量の抑制を図ります。生活環境課
- パーク&ライド・サイクル&ライドの推進を進めます。都市整備課
- アイドリングストップなど、エコドライブの普及啓発を図ります。生活環境課
- 市道などの道路の適正な維持・管理に努めます。建設課
- 鉄道騒音については、関係機関へ適切な騒音対策を要請します。生活環境課/宮城県
- 公共施設からの騒音・振動防止に努めます。財政課等

③ 事業活動に伴う騒音・振動対策

- 工事や開発行為を行う際は、近隣の環境に配慮した作業時間の設定、防音施設の設置、低騒音型機械の使用など、騒音・振動防止に努め、適切な対策を行うよう指導します。建設課・企画情報課・生活環境課
- 工場、事業所に対し機械設備の低騒音化や防音設備の充実を求めます。生活環境課
- 特定施設及び特定建設作業については、関係法令に基づき、当事者に対し届出や規制基準の遵守などの指導を徹底します。生活環境課
- 事業活動に伴う騒音、振動については、「騒音規制法」「振動規制法」などの関係法令に基づき当事者への指導を徹底します。生活環境課

④監視・調査の実施

- ・ 自動車騒音の実態を把握するため、自動車騒音の常時監視を実施します。 生活環境課
- ・ 宮城県の実施する新幹線鉄道騒音測定結果の周知を図るとともに、騒音対策に対し必要な要請を行います。 生活環境課/宮城県
- ・ 苦情に対しては、関係機関との連携により、迅速で適切な対応を行うとともに未然防止に努めます。 生活環境課/宮城県

(3) 環境指標

騒音・振動の抑制に関する環境状況を判断する指標として、次の達成指標を活用します。

環境指標	単位	現状 (2017年度)	2023年度	2028年度	担当課
自動車騒音常時監視における環境基準の達成状況	%	98.3%	99%	99%	生活環境課
新幹線鉄道騒音レベル調査	dB	旭町 25m地点：73 50m地点：72	環境基準 70dB以下	環境基準 70dB以下	生活環境課 /宮城県
騒音の苦情件数	件	1	発生しないように努める	発生しないように努める	生活環境課
振動の苦情件数	件	0	発生しないように努める	発生しないように努める	生活環境課

(1) 現況と課題

有害化学物質のうち、ダイオキシン類はごみの焼却などにより発生するもので、健康への被害が懸念されています。また、東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所の事故により飛散した放射性物質に対して、白石市では「白石市除染実施計画」を定め、除染を進めてきました。これからも市内各地で空間放射線量のモニタリングを継続していきます。

今後もダイオキシン類などの有害化学物質など、健康への被害が懸念される物質等への対策が求められています。

(2) 施策項目

施策展開の方向性に基づき、白石市は次の行動に取り組みます。

①有害化学物質の排出防止対策

- ・ PCBなどの有害化学物質の使用抑制と適正処理の普及・啓発に努めます。 生活環境課
- ・ 廃棄物の野外焼却（野焼き）や簡易焼却炉の使用に関する禁止規制の周知を行い、適正な排出方法を指導します。 生活環境課
- ・ 「ダイオキシン類対策特別措置法」などの関係法令に基づき当事者への指導を徹底します。 生活環境課/宮城県
- ・ 有害化学物質に関する情報収集に努め、市民に対し正確で適切な情報を提供します。 生活環境課

②土壌汚染・地盤沈下対策

- ・ 工事や開発を行う際は、土壌汚染防止に努め、適切な処理を行うよう指導します。 生活環境課/宮城県
- ・ 環境保全型農業の促進による農薬使用量の低減と、有機肥料の使用促進を図ります。 農林課
- ・ 地下水の過剰汲み上げによる地盤沈下の未然防止に努めます。 生活環境課/宮城県
- ・ 土壌汚染物質に関する情報収集に努め、市民に対し正確で適切な情報を提供します。 生活環境課

③監視・調査の実施

- ・ 関係機関と連携し、廃棄物の野外焼却（野焼き）に対しパトロールを実施します。 生活環境課/宮城県
- ・ 空間放射線量のモニタリングを継続します。 生活環境課
- ・ 廃棄物からの汚染物質の流出や、排水による土壌汚染を防止するための監視を行います。 生活環境課/宮城県
- ・ 地盤沈下の状況を把握するため、地下水位調査を実施します。 生活環境課
- ・ 苦情に対しては、関係機関との連携により、迅速で適切な対応を行うとともに未然防止に努めます。 生活環境課/宮城県

(3) 環境指標

その他の生活環境の保全に関する環境状況を判断する指標として、次の達成指標を活用します。

環境指標	単位	現状 (2017年度)	2023年度	2028年度	担当課
土壌汚染に関する苦情の件数	件	0	発生しない ように努める	発生しない ように努める	生活環境課



図 空間放射線量のモニタリングの様子

定期的に市内各地で空間放射線量のモニタリングを実施しています。

4-4 循環型社会

循環型社会

個別施策 廃棄物減量化の推進

(1) 現況と課題

白石市の一般廃棄物の発生量は減少傾向にあり、1人1日当たりのごみ排出量も減少傾向にありますが、リサイクル率については変化が見られません。

市民の環境に対する意識調査によると、「決められた収集日、分別区分を守ってごみを捨てている」ことについて、回答した市民の9割以上が「いつも取り組んでいる」と答えており、ごみの分別に対して意識の高さがうかがえます。

循環型社会の形成に向けて、ごみの発生抑制・再利用によるごみの減量化に取り組み、さらなるリサイクルを推進するために、3Rを推進していくことが求められています。

(2) 施策項目

施策展開の方向性に基づき、白石市は次の行動に取り組みます。

①家庭ごみ排出量の抑制

- ・ ごみ分別の徹底及び適正な排出方法（特に生ごみの十分な水切りなど）の啓発などにより、家庭ごみの排出量の削減に努めます。 生活環境課
- ・ マイバッグの持参を市民に呼びかけるなど、ごみの発生抑制に関する啓発活動を行います。 生活環境課
- ・ 食品ロスの取り組みを推進します。 生活環境課
- ・ 環境問題や、ごみ処理施設におけるリサイクル状況などの情報を発信し、知識を深める機会を創出することで、分別意識の向上を図ります。 生活環境課

②事業ごみ排出量の抑制

- ・ 事業活動におけるごみの分別推進体制の構築を促進し、減量化に関する指導、啓発を積極的に行います。 生活環境課
- ・ 事業活動に伴って生じる廃棄物の発生を抑制し、再利用等を図ることで、その減量に努めるとともに、廃棄物を適正に処理するよう指導します。 生活環境課
- ・ 事業活動にかかる製品その他のものが使用され、または廃棄されることによる環境負荷の低減に努めるよう指導します。 生活環境課
- ・ 事業活動において、再生資源など、環境への負荷の低減に資する原材料や役務等を利用するよう指導します。 生活環境課

(3) 環境指標

廃棄物減量化の推進に関する環境状況を判断する指標として、次の達成指標を活用します。

環境指標	単位	現状 (2017年度)	2023年度	2028年度	担当課
1人1日当たりのごみの排出量	g	903	876	850	生活環境課

(1) 現況と課題

白石市は、「市内一斉クリーン作戦」など、まちの清掃活動などに積極的に取り組み、また、市民も決められた収集日、分別区分を守ることを徹底しており、資源ごみの含有率が増加するなど、ごみの排出について高い意識をもっています。

焼却施設などの整備及び維持管理は仙南地域広域行政事務組合で行っており、現在、白石市の可燃ごみは仙南クリーンセンターで焼却処理され、不燃ごみ及び資源ごみは仙南リサイクルセンターで破碎・選別後、再資源化されています。仙南クリーンセンターはマテリアルリサイクルとサーマルリサイクルを行っており、地球温暖化防止・循環型社会の形成に寄与する施設となっています。

今後も、高い意識のもとに廃棄物の適正な排出を推進していくことが求められています。

(2) 施策項目

施策展開の方向性に基づき、白石市は次の行動に取り組みます。

① 廃棄物の適正な排出の推進



- ・ 家庭ごみの分別の徹底と、収集日、収集時間のルール普及に努めます。 生活環境課
- ・ ハイキングやキャンプなどのレジャーやレクリエーションで出たごみは、当事者の責任において持ち帰るよう周知徹底します。 生活環境課
生涯学習課
- ・ 関係機関と連携し、廃棄物を違法に回収する業者へ、不要品の排出を行わないよう、周知徹底を図ります。 生活環境課

② 廃棄物の適正な処理の推進

- ・ 事業系廃棄物は、当事者の責任により適正な処理を行うとともに、廃棄物の処理委託にあたっては、最終処分まで責任をもって管理するよう指導します。 生活環境課/宮城県
- ・ 災害廃棄物処理計画を策定します。 生活環境課
- ・ 一般廃棄物の中間処理施設や最終処分場の適正管理に努めます。 生活環境課/仙南地域広域行政事務組合
- ・ 廃棄物の野外焼却（野焼き）や簡易焼却炉の使用に関する禁止規制の周知を行い、適正な排出方法を指導します。 生活環境課
- ・ 畜産農家に対して、家畜フン尿の野積みせず、適切な処理をするよう指導します。 農林課

(3) 環境指標

廃棄物の適正な排出の推進に関する環境状況を判断する指標として、次の達成指標を活用します。

環境指標	単位	現状 (2017年度)	2023年度	2028年度	担当課
市内一斉クリーン作戦でのごみ回収量	t	32.48			生活環境課
可燃ごみ組成分析による可燃ごみの占める割合	%	85.69	93	100	生活環境課

(1) 現況と課題

白石市を含む2市7町では、資源ごみ9品目のリサイクルに取り組んでいます。

一般廃棄物のリサイクル率の向上を進めていますが、現状では17.95%で向上していません。今後も3Rに関する啓発を行い、リサイクル率を向上させ、リサイクルを推進していくことが求められています。

(2) 施策項目

施策展開の方向性に基づき、白石市は次の行動に取り組みます。

①リサイクルの推進

・ 3R 運動「リデュース（ごみの発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再資源化）」の普及・啓発に努めます。	生活環境課
・ 食品リサイクル法や家電リサイクル法の啓発活動に努めます。	生活環境課
・ 環境物品等の調達に関する基本方針に基づき、市役所が率先してグリーン購入に努めます。	財政課
・ 集団資源回収を推進するため「まちをきれいにリサイクル運動報償金交付事業」を実施します。	生活環境課
・ 資源化できる分別品目の追加を検討します。	生活環境課/仙南地域広域行政事務組合

②バイオマスの活用の検討

・ バイオマス（廃食用油（BDF）・剪定枝等）の活用を検討します。	生活環境課
-----------------------------------	-------

(3) 環境指標

リサイクルの推進に関する環境状況を判断する指標として、次の達成指標を活用します。

環境指標	単位	現状 (2017年度)	2023年度	2028年度	担当課
一般廃棄物リサイクル率	%	17.95			生活環境課
集団回収による資源回収量	t	356	366	376	生活環境課

4-5 地球温暖化

地球温暖化

個別施策 地球温暖化対策の推進

(1) 現況と課題

気候変動を緩和する政策が世界的に実施されている一方で、温室効果ガスの排出量は増加し続けており、地球温暖化が進行しています。また、突然の豪雨や洪水の増加について、地球温暖化との関連が示唆されています。

白石市では「第3次白石市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定し、市役所の業務に関する地球温暖化の防止に取り組んでいます。また、市民の環境に対する意識調査によると、9割以上の市民が省エネの取り組みを行っています。

日常生活や事業活動に伴い排出されるCO₂は、温室効果ガスの主な原因であるため、一人ひとりができることから地球温暖化対策に取り組むことが重要です。

地球温暖化対策に向けて家庭・事業所における省エネ活動や森林整備の推進等、多面的にCO₂排出量の低減を進めることが求められています。

(2) 施策項目

施策展開の方向性に基づき、白石市は次の行動に取り組みます。

①地球温暖化対策の推進

・ 地球温暖化対策に関する情報の発信や普及・啓発を行います。	生活環境課
・ 白石市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）を推進します。	全課
・ 酸性雪調査を継続し、酸性雪に関するデータを収集します。	生活環境課
・ 公共施設における廃家電等からのフロン回収・処理を促進します。	財政課等
・ CO ₂ の吸収源となる森林などの緑の保全と創造に努めます。	都市整備課・農林課・建設課等
・ 公共交通機関の利用を呼びかけます。	生活環境課

②省資源・省エネルギーの促進

・ 省資源、省エネルギーの啓発を推進します。	生活環境課
・ クールビズ、ウォームビズの普及を推進します。	生活環境課
・ 公用車にエコカー（ハイブリッド車など）の導入を推進します。	生活環境課
・ 公共施設における省エネルギー機器の導入を推進します。	生活環境課
・ 電気、ガス、水道、ガソリンなどの使用節減を呼びかけます。	生活環境課
・ 建物の断熱化の推進などエネルギー効率の良い施設の整備を呼びかけます。	生活環境課
・ 雨水など水の再利用を呼びかけます。	生活環境課
・ COOL CHOICEの普及・啓発を行います。	生活環境課

③再生可能エネルギーの導入促進

- ・ 景観や生態系の保全等に配慮した再生可能エネルギーの有効利用、導入を 生活環境課 検討します。
- ・ 個人住宅への再生可能エネルギーの普及拡大を図ります。 生活環境課

(3) 環境指標

地球温暖化対策の推進に関する環境状況を判断する指標として、次の達成指標を活用します。

環境指標	単位	現状※ (2013年度)	2023年度	2028年度 ※2030年度目標	担当課
温室効果ガス削減率 (市関連施設)	%	— (5,650t)	32 (3,849t)	40 (3,402t)	生活環境課
電気使用量削減率 (市関連施設)	%	— (5,881,918 kWh)	25 (4,399,165 kWh)	29 (4,155,825 kWh)	生活環境課

※数値の下の()は当該年度の排出量、電気使用量を示しています。

※現状(2013年度)の排出量は5,744tですが、削減目標の基準となる排出量は現状趨勢ケースの排出量を用いています(現状趨勢ケースとは、地球温暖化対策を特に取らず、現状のまま年月が経った場合の状態のこと)。

※第3次白石市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)と整合を図るため、削減率の基準は2013年度としています。



図 COOL CHOICE ロゴマーク

「COOL CHOICE」とは脱炭素社会づくりに貢献するために、地球温暖化対策につながる「製品への買換え」、「サービスの利用」、「ライフスタイルの転換」などで「賢い選択」を促す国民運動です。

出典：COOL CHOICE ウェブサイト

4-6 パートナーシップ・環境教育・学習

パートナーシップ・ 環境教育・学習

個別施策 環境教育・環境学習の推進

(1) 現況と課題

白石市では、市民への環境学習の機会提供の一環として、中央公民館でのリサイクル教室の実施や市内小中学校での環境教育の実施、環境出前講座の実施などを行っています。

市民の環境に関する意識調査では、白石市が今後重視すべき取り組みとして「体験を通じて環境の大切さを学ぶ、環境教育の推進」を最も重視していることから、環境教育・学習のさらなる充実に向けて、今後もこうした環境教育・学習の場の提供や情報提供を推進していくことが求められています。

(2) 施策項目

施策展開の方向性に基づき、白石市は次の行動に取り組みます。

①環境学習の推進

- | | |
|---|----------------|
| ・ リサイクル教室の内容充実を図ります。 | 生活環境課 |
| ・ 環境関連のイベント等で、環境問題に関する情報の発信や普及・啓発を行います。 | 生活環境課 |
| ・ 自然観察会等の体験学習を取り入れた環境学習の推進を図ります。 | 学校管理課
生涯学習課 |
| ・ 環境出前講座を定期的で開催します。 | 生活環境課 |

②小中学校における環境教育の推進

- | | |
|--|----------------|
| ・ 小中学校での環境に関する学習を支援します。 | 生活環境課 |
| ・ 環境教育副読本など環境教育用教材の作成と提供を図ります。 | 学校管理課 |
| ・ 環境家計簿の取り組みを継続します。 | 生活環境課 |
| ・ 環境に関する絵画やポスター、標語などの出品を促し、環境教育を推進します。 | 学校管理課
生活環境課 |

③環境情報の提供

- | | |
|--|-------|
| ・ 本計画の進行状況について「(仮称)しろいし環境白書」などによる情報提供を充実します。 | 生活環境課 |
| ・ ホームページや広報紙、パンフレットを使用し、3R 運動などの暮らしに役立つ情報を発信します。 | 生活環境課 |
| ・ 図書館の環境図書コーナーの書籍の充実を図ります。 | 図書館 |

(3) 環境指標

環境教育・環境学習の推進に関する環境状況を判断する指標として、次の達成指標を活用します。

環境指標	単位	現状 (2017 年度)	2023 年度	2028 年度	担当課
環境関連イベント等の開催数	回	0	1	1	生活環境課
環境家計簿提出者数 (小学6年生)	%	127/246 (51.6%)			生活環境課
環境出前講座開催数	回	1			生活環境課

(1) 現況と課題

白石市では、春と秋の年2回行われる「市内一斉クリーン作戦」の他に、身近な河川や道路の清掃、環境美化活動などの環境整備に自主的に取り組んでいる自治会や地区の住民団体に対し、「まちづくり交付金事業」として事業に要する経費の交付や助言を行っており、地域の特性を生かし、市民が主役の地域づくりを推進しています。

また、NPO 法人の取り組みとして「蔵王のブナと水を守る会」、「不忘アザレア」が蔵王山麓の自然保護に積極的に取り組んでいるのをはじめ、2013年には「生命と環境保全」が設立され市内において自然観察会を開催するなど、環境意識を高める活動が行われています。

他にも、団体等が道路や公園などの清掃活動を行う際に清掃用具を貸し出す「環境美化支援事業」、地域住民や事業者によって「しろいしサンキューロードサポーター」、「みやぎスマイルロードサポーター」、「みやぎスマイルリバーサポーター」といった取り組みが行われており、こうした多種多様な主体による環境保全活動を今後も推進していくことが求められています。

(2) 施策項目

施策展開の方向性に基づき、白石市は次の行動に取り組めます。

①市民・事業者の自主的な環境保全活動の推進

- | | |
|--|-------|
| ・ 市内一斉クリーン作戦を実施します。 | 生活環境課 |
| ・ 市民団体や事業者の自主的な環境保全活動を支援するため、清掃用具の貸出等を行う「環境美化支援事業」を実施します。 | 生活環境課 |
| ・ 身近な河川や道路の清掃活動、環境美化活動などの環境整備に自主的に取り組んでいる自治会や団体に対し、「まちづくり交付金」を交付します。 | 生涯学習課 |
| ・ 市民や事業者への環境保全活動への積極的な参加を呼びかけます。 | 生活環境課 |
| ・ 集塵箱の設置を希望する自治会に対し「集塵箱設置補助金」を交付することで、普及を図り、環境美化の推進に努めます。 | 生活環境課 |
| ・ 事業者に対し ISO14001、みちのく EMS などの環境マネジメントシステムの取得を呼びかけます。 | 生活環境課 |
| ・ しろいしサンキューロードサポーター（みやぎスマイルロードサポーター、みやぎスマイルリバーサポーター）の普及に努めます。 | 建設課 |

②環境保全活動を通じた各主体間の連携・協力の推進

- | | |
|---|-------|
| ・ NPO 法人など環境保全活動に取り組む各団体との連携や情報交換を推進します。 | 生活環境課 |
| ・ 地域に根ざした環境保全活動に取り組むボランティアリーダー（環境保全リーダー、ごみ減量アドバイザーなど）を育成します。 | 生活環境課 |
| ・ 市民、事業者、警察署との連携によるパトロールを実施し、不法投棄などを防止します。 | 生活環境課 |
| ・ 環境協定（公害防止協定）の締結の促進を図ります。 | 生活環境課 |
| ・ 大気汚染や地球温暖化問題など広域的な環境問題の解決に向けて、近隣市町と積極的に情報交換をしながらネットワークを形成し、市民団体などとの連携した取り組みを進めます。 | 生活環境課 |

(3) 環境指標

環境保全活動の推進に関する環境状況を判断する指標として、次の達成指標を活用します。

環境指標	単位	現状 (2017年度)	2023年度	2028年度	担当課
しろいしサンキューロード サポーター登録団体数	団体	14	16	18	建設課
市内一斉クリーン作戦参加者数	人	13,515	↑	↑	生活環境課



図 市内一斉クリーン作戦の様子

白石市では、春と秋の年2回「市内一斉クリーン作戦」を行っています。

第5章

環境配慮指針

5-1	市民の環境配慮指針.....	70
5-2	事業者の環境配慮指針.....	73
5-3	滞在者・来訪者の環境配慮指針.....	77

第5章では、市民、事業者、滞在者・来訪者の各主体が取り組むべき環境配慮指針を整理します。



第5章 環境配慮指針

5-1 市民の環境配慮指針

私たちは、日常生活のさまざまな行為を通じて直接的・間接的に環境に負荷を与えています。

このため、私たち自らの行動が環境へ及ぼす影響を認識し、環境保全の意識を高めていくことが大切です。また、日常のあらゆる場面において環境への負荷を低減するため、省エネルギーや廃棄物の減量、水環境の保全などに取り組むことが求められます。

以下では、市民の皆様実践してほしい環境配慮の具体例を示します。これを参考にして自らの生活を見直し、できるだけ多くの取り組みを実行しましょう。

基本目標	個別施策	市民の環境配慮指針
【自然環境】 美しい山岳・水辺などの自然環境が残るまち	動物・植物の保全	<ul style="list-style-type: none"> 身近な自然や動物・植物に関心を持ち、森林、緑地、水辺などの自然の豊かな場所の保全に努めます。 希少動植物が生息する場所は、地域のかげがえのない場所として大切にします。 法で定められた特定外来生物の飼育はしません。 既に飼育している外来生物は、責任を持ち飼育し、遺棄したり放流したりしません。 釣り糸や釣り針などは、釣り場に捨てたりせず、きちんと後始末します。
	森林・農地の保全	<ul style="list-style-type: none"> 水源かん養等の公益的な機能を維持・増進させるために、森林の保全と育成に努めます。 森林の適切な管理（植林、保育、間伐、病虫害防除など）に努めます。 間伐材などを有効に活用します。 みどりの少年団の活動に協力します。 林業の担い手や農業後継者の育成に協力します。 減農薬、減化学肥料などによる環境保全型農業に努めます。 耕作放棄地は適正に管理します。 農産物等販売施設を利用するなど、地産地消に努め、地元の農産物の積極的な購入を心がけます。 農地の水源かん養機能や豪雨時の洪水防止機能など、多様な公益的機能を発揮するため、優良な農地等については、その保全と育成に努めます。
	公園や緑地の整備・緑化の推進	<ul style="list-style-type: none"> 街路樹や公園などの身近な緑を大切にします。 自宅の庭や軒先など、身近なところで花や緑を増やすよう努めます。 生け垣の設置やガーデニングなど、住宅において緑を取り入れ、緑化と適正な管理に努めます。
	自然とのふれあい	<ul style="list-style-type: none"> 森林や農地を適切に管理することにより、自然景観の保全に協力します。 自然観察会や自然保護活動に参加して、自然についての知識と理解を深めます。 農業体験などの関連イベントに積極的に参加します。 国定公園や県立自然公園など、優れた自然景観の保全に協力します。

基本目標	個別施策	市民の環境配慮指針
【快適環境】 歴史あふれる快適なまち	歴史的・文化的資源の継承	<ul style="list-style-type: none"> 地域の歴史や文化、史跡などを大切にします。 歴史的建築物・文化財などの保全活動や文化財の調査研究に協力します。 地域の伝統的祭事などに積極的に参加します。 歴史や文化財に関する講演会や企画展に積極的に参加します。
	マナー・モラルの改善	<ul style="list-style-type: none"> 不法投棄されない環境づくりに努めます。 不法投棄を見つけたら市役所や警察署に情報提供するよう努めます。 空き缶やたばこのポイ捨てはしません。

		<ul style="list-style-type: none"> ・ ペットのフンは飼い主が責任を持って始末します。また、犬の放し飼いをしないなど、ペットの飼育マナーを守ります。 ・ 動物は虐待や遺棄をしたりせず、他の人の迷惑にならないよう適切な飼育に努め、終生飼養を行います。 ・ 飼い主のいない猫に対して、無責任な餌付けを行わないようにします。 ・ 廃棄物の野外焼却（野焼き）や簡易焼却炉の使用に関する禁止規制を守ります。 ・ 空き地の除草など所有地の適正な管理に努めます。 ・ 所有している空き家の適正な管理に努めます。 ・ 所有する土地や建物は、きちんときれいに維持管理します。 ・ 所有する土地であっても、不要物等を捨てたり、放置しないようにします。
--	--	--

基本目標	個別施策	市民の環境配慮指針
【生活環境】 空気と水の きれいなまち	水環境の 保全	<ul style="list-style-type: none"> ・ 沢端川の川干・白石城お堀清掃や市内一斉クリーン作戦など、水路や河川等の清掃・美化活動に積極的に参加・協力します。 ・ 家庭において、水環境に対する知識を深め、食べ残しがそのまま流れないように水切り袋を使用したり、油をそのまま排水しないよう、生活排水対策に努めます。 ・ 洗剤の使用量を減らすとともに、合成洗剤の使用はできるだけ控えます。 ・ 公共下水道、農業集落排水処理施設の区域外では合併処理浄化槽の設置に努めます。 ・ 公共下水道、農業集落排水への接続に努めます。
	大気環境の 保全	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緑化を推進し、緑や花など自然の良いかおりの保全に努めます。 ・ 自動車の運転は、急発進や空ぶかしをせず、エコドライブやアイドリングストップを心がけます。 ・ エコカー（ハイブリット車など）を購入するように努めます。 ・ 外出の際には、自転車や公共交通機関を利用し、自家用車の利用を控えます。 ・ 大気を浄化するため、庭やベランダなどの緑化に努めます。 ・ 家庭における悪臭の発生防止に努めます。
	騒音・振動 の抑制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活騒音（ピアノ等の音響機器、ペットの鳴き声など）については、近隣住民の迷惑にならないよう心がけます。 ・ 交通量の抑制を図るため、外出の際には、自転車や公共交通機関を利用し、自家用車の利用を控えます。 ・ 自動車の運転は、急発進や空ぶかしをせず、エコドライブやアイドリングストップを心がけます。 ・ エコカー（ハイブリット車など）を購入するように努めます。 ・ 自動車やオートバイの騒音・振動防止に努めます。 ・ 近所迷惑となるような生活騒音の防止に努めます。
	その他の 生活環境の 保全	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境保全型農業の促進による農薬使用量の低減と、有機肥料の使用に努めます。 ・ 廃棄物からの汚染物質の流出や、排水による土壌汚染の防止に努めます。 ・ 雨水の地下への浸透に配慮した庭を作り、緑化を推進します。 ・ 地下水の適正な利用に努めます。

基本目標	個別施策	市民の環境配慮指針
【循環型社会】 資源を有効活用 する地域と資源 が共生するまち	廃棄物減量 化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ ごみの分別の徹底と適正な排出方法（特に生ごみの十分な水切りなど）により、家庭ごみの排出量の削減に努めます。 ・ マイバックを持参し、ごみの発生を抑制します。 ・ 食品ロスに取り組みます。 ・ 外食時の適量注文に努め、食べ残しを少なくします。 ・ 環境問題や、ごみ処理施設におけるリサイクル状況などに関心をもち、

	ごみの分別に努めます。
廃棄物の適正な排出の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ ごみの分別、収集日、収集時間のルールを守り、適正に処理します。 ・ ハイキングやキャンプなどのレジャーやレクリエーションで出たごみは、必ず持ち帰ります。 ・ 廃家電や粗大ごみなどの廃棄物の処分については、違法な回収業者（軽トラックなどで市内を巡回する無許可の回収業者）に依頼せず、市が案内するルールにより処分します。
リサイクルの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 集団資源回収へ積極的に参加・協力します。 ・ リサイクルショップやフリーマーケットなどを上手に活用して、不用品のリサイクルに努めます。 ・ 3R 運動「リデュース（ごみの発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再資源化）」に努めます。

基本目標	個別施策	市民の環境配慮指針
【地球温暖化】 地球環境向上に 貢献する まち	地球温暖化 対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ フロン類の適正な回収に努めます。 ・ 近所に出かけるときは、徒歩や自転車を利用し、遠くに出かけるときは、バスや鉄道などの公共交通機関の利用に努めます。 ・ CO₂の吸収源となる森林などの緑の保全に努めます。 ・ テレビや照明など、必要がないときはこまめに消して、節電に心がけるほか、ガス、水道などの節約を心がけます。 ・ 冷暖房機器の設定温度（冷房は 28℃、暖房は 20℃を目安）を適正に管理します。 ・ エアコンや掃除機などのフィルターはこまめに掃除するよう努めます。 ・ 家電製品を購入する際は、省エネルギー製品を購入するよう努めます。 ・ 入浴時は、家族が続けて入ることで追い炊きを控えます。 ・ 歯磨き、洗顔、シャワーのときなど、水を出しっぱなしにしないよう努めます。 ・ お風呂の残り湯は洗濯や植木への水まきに利用するなど再利用に努めます。 ・ 自動車の運転は、急発進や空ぶかしをせず、エコドライブやアイドリングストップを心がけます。 ・ エコカー（ハイブリット車など）を購入するよう努めます。 ・ 照明の LED 化など、省エネルギー機器を利用するよう努めます。 ・ 自動車は定期的に点検を行い、タイヤの空気圧などについて適正な状態での運転を心がけます。 ・ 省エネルギー型の住宅建築や太陽光・太陽熱などを利用する製品、機器の使用に努めます。 ・ 住宅の新築や改築の際には、高気密・高断熱のものにするよう努めます。

基本目標	個別施策	市民の環境配慮指針
【パートナーシップ・環境教育・学習】 みんなで環境づくりに取り組む まち	環境教育・ 環境学習の 推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境の講習会やイベント、環境出前講座などに積極的に参加するなど、環境保全に関する知識を深めるよう心がけます。 ・ 自然観察会等の体験学習に積極的に参加・協力します。 ・ 環境家計簿などを使って、日常生活における環境負荷などについて、家庭で話し合います。 ・ 広報紙やホームページなどに掲載されている 3R 運動などの環境情報を活用します。 ・ テレビ、本、新聞などを通じて、環境問題について自ら情報を収集し、正しい知識を深めます。
	環境保全 活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境保全活動に積極的に参加・協力します。 ・ 市内一斉クリーン作戦など地域の環境美化活動に積極的に参加・協力します。 ・ 地域の清掃や美化活動、イベントへの参加を呼びかけます。

5-2 事業者の環境配慮指針

事業者は、製品の製造やサービスの提供のほか、物資の輸送や廃棄といった過程において、環境に負荷を与えやすいため、事業活動と合わせて環境に配慮した活動を進めていく必要があります。

このため、事業者自らが日常の事業活動において省エネルギーや省資源、自動車の適正な使用、廃棄物の減量、良好な環境の創出などに取り組み、環境への負荷を低減するための努力を重ねていくことが大切です。

また、事業者は、地域社会の一員として、市民や関係機関との協力のもとに地域の環境の保全・創出に積極的に取り組むことが求められています。

以下では、事業者の皆様実践してほしい環境配慮の具体例を示します。これを参考にして自らの事業活動を見直し、できるだけ多くの取り組みを実行しましょう。

基本目標	個別施策	事業者の環境配慮指針
【自然環境】 美しい山岳・ 水辺などの 自然環境が残る まち	動物・植物 の保全	<ul style="list-style-type: none"> 希少動植物が生息・生育できる環境（森林、緑地、水辺など）の保全に努めます。 開発行為や事業活動の際には、自然環境や動物・植物などの生態系への負荷を少なくするよう努めます。 工事や開発を行う際は、生態系に配慮した工法や時期を選択し、工事完了後には環境（森林、緑地、水辺など）の復元に努めます。 大規模開発を伴う事業（大規模太陽光発電や大規模風力発電等）により、生態系等に影響が出ないように環境（森林、緑地、水辺など）の保全に努めます。
	森林・農地 の保全	<ul style="list-style-type: none"> 水源かん養等の公益的な機能を維持・増進させるために、森林の保全と育成に努めます。 森林の土砂災害防止機能や土壌保全機能を維持・増進し、災害防止を図るため、保安林の保全に努めます。 森林の維持・管理活動へ積極的に参加・協力します。 間伐材などを有効に活用します。 森林の適正な維持管理と耕作放棄地の有効活用に努めます。 森林、農地の減少につながる開発の抑制に努めます。 林業の担い手や農業後継者の育成に協力します。 減農薬、減化学肥料などによる環境保全型農業に積極的に取り組み、消費者が安心できる農作物を作ります。
	公園や緑地 の整備・緑 化の推進	<ul style="list-style-type: none"> 工場や事業所の敷地内、屋上、壁面の緑化に努めます。 街路樹や公園などの維持管理活動に積極的に参加・協力します。 白石市開発事業指導要綱に基づき、開発行為を行う際は、緑地の適正配置に努めるとともに、緑化に努めます。
	自然との ふれあい	<ul style="list-style-type: none"> 蔵王連峰などの美しい山岳や農地の田園風景など、自然景観の保全に努め、里山や森林の開発等の際は、自然景観への配慮を行います。 里山や自然が織りなす特徴的な景観を、無秩序な開発等により失うことがないように保全策を講じます。 自然環境に配慮した事業活動を推進します。 自然とふれあえる機会をもつために、自然関連のイベントや交流会の開催を検討します。

基本目標	個別施策	事業者の環境配慮指針
【快適環境】 歴史あふれる 快適なまち	歴史的・文化的資源の 継承	<ul style="list-style-type: none"> 歴史的建築物・文化財などの保全活動や文化財の調査研究に協力します。 開発事業や工事等にあたり埋蔵物などが出土した際は市役所に連絡します。 地域の伝統的祭事や、歴史や文化財に関する講演会、企画展に積極的に参加・協力します。 白石城などの文化的建造物や史跡などの歴史的遺産と周辺の自然環境の調和を図るため、自然景観や魅力ある景観の保全に努めます。
	マナー・モラルの改善	<ul style="list-style-type: none"> ポイ捨て及び不法投棄されない環境づくりに努めます。 所有地を適正に管理します。 所有している空き家は適正に管理します。

基本目標	個別施策	事業者の環境配慮指針
【生活環境】 空気と水のきれいなまち	水環境の 保全	<ul style="list-style-type: none"> 水路や河川等の改修・整備を行う際は、水辺の植物や水生生物の生息・生育の場の確保に配慮します。 沢端川の川干・白石城お堀清掃や市内一斉クリーン作戦など、水路や河川等の清掃・美化活動に積極的に参加・協力します。 災害・事故発生時の緊急時対策マニュアルを策定します。 住民からの苦情については、迅速に対応します。 工事や開発を行う際は、水質汚濁事故の防止に努め、排水を適正に処理します。 事業活動による排水については、「水質汚濁防止法」、「下水道法」など関係法令に基づき、適正に処理します。
	大気環境の 保全	<ul style="list-style-type: none"> 緑化を推進し、緑や花など自然の良いかおりの保全に努めます。 大気を浄化するため、敷地やその周辺の緑化に努めます。 工事や開発を行う際は、粉じんの防止や大気汚染物質発生の防止に努め、適切な対策を行います。 事業活動に伴う粉じんや大気汚染物質については、「大気汚染防止法」など関係法令に基づき、対策を行います。 畜フン散布による悪臭については、関連法令に基づき、適正な処理や施肥など悪臭の発生防止に努めます。 災害・事故発生時の緊急時対策マニュアルを策定します。 住民からの苦情については、迅速に対応します。 自動車の運転は、急発進や空ぶかしをせず、エコドライブやアイドリングストップを心がけます。 エコカー（ハイブリット車など）の導入に努めます。
	騒音・振動の抑制	<ul style="list-style-type: none"> 飲食店などでは、カラオケ機器を使用する場合の防音対策に努めます。 工事や開発行為を行う際は、近隣の環境に配慮した作業時間の設定、防音施設の設置、低騒音型機械の使用など、騒音・振動防止に努め、適切な対策を行います。 工場、事業所では機械設備の低騒音化や防音設備の充実を図ります。 特定施設及び特定建設作業については、関係法令に基づき、届出や規制基準を遵守します。 事業活動に伴う騒音、振動については、「騒音規制法」、「振動規制法」などの関係法令に基づき対策を行います。 災害・事故発生時の緊急時対策マニュアルを策定します。 住民からの苦情については、迅速に対応します。 公共交通機関の利用を心がけます。 自動車の運転は、急発進や空ぶかしをせず、エコドライブやアイドリングストップを心がけます。 車両の適正管理に努め、騒音・振動の防止に努めます。

	<p>その他の生活環境の保全</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ PCB など有害化学物質の使用抑制と適正処理に努めます。 ・ 有害化学物質の排出の防止にあたっては、「ダイオキシン類対策特別措置法」などの関係法令に基づき適切な対策を行います。 ・ 工事や開発を行う際は、土壌汚染防止に努め、適切な処理を行います。 ・ 災害・事故発生時の緊急時対策マニュアルを策定します。 ・ 住民からの苦情については、迅速に対応します。 ・ 化学物質排出把握管理促進法（PRTR 法）に基づき、事業所における有害化学物質の保管・使用・輸送・廃棄などについて、適正な管理に努めます。 ・ 環境保全型農業の促進のため、農薬の使用者へ農薬使用量の低減と、有機肥料の使用を啓発します。 ・ 地下水の適切な利用に努めます。
--	--------------------	--

基本目標	個別施策	事業者の環境配慮指針
<p>【循環型社会】 資源を有効活用する地域と資源が共生するまち</p>	<p>廃棄物減量化の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業活動におけるごみの分別推進体制の構築を促進し、減量化に取り組みます。 ・ 使い捨て商品の製造を自粛し、ごみになりにくい製品、ごみの発生を最小限にする製品、リサイクルしやすい製品、長く使える製品の開発に努めます。 ・ 使い捨て容器等、廃棄物となる容器の製造・販売を極力抑えます。 ・ 環境に配慮した製品の製造、環境負荷の少ない商品の販売に努めます。 ・ 再生資源など、環境への負荷の低減に資する原材料や役務等を利用します。 ・ ごみの分別やリサイクルなどを積極的に行い、廃棄物の排出抑制に努めます。 ・ マイバックの持参を呼びかけ、ごみの発生の抑制に努めます。 ・ 過剰包装を自粛し、消費者へ簡素な包装の理解を求めます。 ・ 事務のペーパーレス化を図り、紙の節約に努めます。 ・ 古紙の再資源化など事業系ごみの再利用を推進します。 ・ ごみの排出が少ない事務用品、備品などの購入に努めます。 ・ 職場におけるごみの減量化を推進します。
	<p>廃棄物の適正な排出の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業系廃棄物は、家庭ごみ集積所へ排出せず、適切に処理します。 ・ 産業廃棄物の処理委託にあたっては、最終処分まで当事者が責任を持って管理します。 ・ 事業活動にともなって排出される廃棄物の処理についてはルールを守り、適正に処理します。 ・ 家畜フン尿は野積みせず、適正に処理します。 ・ 廃棄物の野外焼却（野焼き）や簡易焼却炉の使用に関する禁止規制を守ります。
	<p>リサイクルの推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3R 運動「リデュース（ごみの発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再資源化）」に努めます。 ・ 職場におけるリサイクルを推進します。 ・ 不用品などのリサイクルに努めます。 ・ 古紙の回収、再生紙の利用を心がけます。 ・ 再使用やリサイクルしやすい製品の製造・販売に努め、販売の際には、わかりやすい説明表示を心がけます。 ・ 販売した製品や白色トレイ、牛乳パックなどの容器包装類の回収拠点を店舗へ設置し、リサイクルの推進に努めます。 ・ 家畜フン尿は適正に堆肥化して有効利用に努めます。

基本目標	個別施策	事業者の環境配慮指針
【地球温暖化】 地球環境向上に 貢献する まち	地球温暖 化対策の 推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ フロン類の適正な回収・処理に努めます。 ・ 酸性雨原因物質（工場や自動車からの排出ガス）の排出抑制に努めます。 ・ バスや鉄道などの公共交通機関や自転車の利用に努めます。 ・ CO₂の吸収源となる森林などの緑の保全に努めます。 ・ 環境マネジメントシステムの導入を検討します。 ・ 電気、ガス、水道などの節約に心がけ、省エネルギーに努めます。 ・ 夏季のクールビズ、冬季のウォームビズを推進します。 ・ 事業所内での冷暖房機器の設定温度（冷房は28℃、暖房は20℃を目安）を適正に管理します。 ・ 環境への負荷の少ない商品の開発、販売に努めます。 ・ 雨水の再利用に努めます。 ・ 自動車の運転は、急発進や空ぶかしをせず、エコドライブやアイドリングストップを心がけます。 ・ エコカー（ハイブリット車など）の導入に努めます。 ・ 省エネルギー対策を検討するとともに、照明のLED化など、省エネルギー機器を利用するように努めます。 ・ 業務用の設備・空調などを導入・更新する際には、省エネ型のものを選びます。 ・ 生産ラインの省エネルギー化や排熱利用など、エネルギーの効率的な利用を積極的に進めます。 ・ 再生可能エネルギー設備の導入など、環境にやさしい自然エネルギーの利用を検討します。

基本目標	個別施策	事業者の環境配慮指針
【パートナーシ ュップ・環境教 育・学習】 みんなで環境づ くりに取り組む まち	環境教育・ 環境学習の 推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職場における環境研修・環境教育の推進に努めます。 ・ 行政やNPO法人などが行う環境学習会などへ積極的に参加・協力します。 ・ 自然とふれあう場の整備に協力します。 ・ 自然観察会などの体験学習に積極的に参加・協力します。 ・ 広報紙や市のホームページなどに掲載されている3R運動などの環境情報を活用します。 ・ 環境に関する情報や取り組みを市民に公開するよう努めます。
	環境保全 活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職場、地域における環境保全活動を推進します。 ・ 環境保全活動に従業員が参加しやすい体制づくりを進めます。 ・ ISO14001 やみちのく EMS などの環境マネジメントシステムの取得に努めます。 ・ 地元住民との公害防止に関する協定などのルールづくりを進めます。 ・ しろいしサンキューロード（みやぎスマイルロード、みやぎスマイルリバー）サポーターへ登録するなど、環境保全活動に積極的に参加・協力します。 ・ 環境保護団体、環境ボランティア活動などを支援します。 ・ 他の事業者や市民、関係機関と連携・協力し、環境保全に取り組めます。

5-3 滞在者・来訪者の環境配慮指針

通勤や通学、観光その他の目的で白石市に訪れる滞在者・来訪者も白石市環境基本条例第3条に掲げられた基本理念にのっとり、環境負荷の低減や環境保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境施策に積極的に協力しましょう。

以下では、滞在者・来訪者の皆様に実践してほしい環境配慮の具体例を示します。これを参考にして自らの行動を見直し、できるだけ多くの取り組みを実行しましょう。

基本目標	滞在者・来訪者の環境配慮指針
【自然環境】 美しい山岳・水辺などの自然環境が残るまち	<ul style="list-style-type: none"> 希少動植物が生息・生育できる環境（森林、緑地、水辺など）の保全に努めます。 野生動植物の価値を理解し、環境に配慮した行動を行います。 滞在中のごみを持ち帰るなどのマナーを守ります。 法で定められた特定外来生物は、市内に持ち込みません。 外来生物を、市内に遺棄したり放流しません。 釣り糸や釣り針などは、釣り場に捨てたりせず、きちんと後始末します。 自然とふれあえる場をきれいに利用します。 国定公園や県立自然公園など、優れた自然景観の保全に協力します。
【快適環境】 歴史あふれる快適なまち	<ul style="list-style-type: none"> 文化財の保全に協力します。 ごみのポイ捨てをしません。 滞在中は、ペットのフンは飼い主が責任を持って始末するなど、ペットの飼育マナーを守ります。 動物を虐待したり、市内に遺棄したりしません。 動物に対して、無責任な餌付けを行わないようにします。
【生活環境】 空気と水のきれいなまち	<ul style="list-style-type: none"> 沢端川の川干・白石城お堀清掃や市内一斉クリーン作戦など、水路や河川等の清掃・美化活動に積極的に参加・協力します。 レジャーやレクリエーションを行う時は、水環境を汚さない利用を心がけ、出たごみは必ず持ち帰ります。 自動車の運転は、急発進や空ぶかしをせず、エコドライブやアイドリングストップを心がけます。 バスや鉄道などの公共交通機関の利用に努めます。 深夜の騒音など、近隣住民に対して迷惑となる行為はしません。 危険性の高い化学物質は持ち込みません。
【循環型社会】 資源を有効活用する地域と資源が共生するまち	<ul style="list-style-type: none"> 滞在中はごみの分別を守り、減量化に努めます。 食品ロスに取り組みます。 外食時の適量注文に努め、食べ残しを少なくします。 土産物など商品を購入する際は、簡素な包装への理解を示します。 マイバックを持参し、ごみの発生の抑制に協力します。 滞在中に必要な物はなるべく持参し、使い捨て商品の購入は控えます。
【地球温暖化】 地球環境向上に貢献するまち	<ul style="list-style-type: none"> 滞在中は宿泊施設等での省エネ行動を実践します。 バスや鉄道などの公共交通機関の利用に努めます。 自動車の運転は、急発進や空ぶかしをせず、エコドライブやアイドリングストップを心がけます。
【パートナーシップ・環境教育・学習】 みんなで環境づくりに取り組むまち	<ul style="list-style-type: none"> 環境に関するイベントなどに積極的に参加・協力し、環境保全に関する知識を深めます。 地域の環境美化活動等に積極的に参加・協力します。 観光情報と共に環境情報の収集に努めます。

第6章

重点施策

6-1	重点施策の位置づけとねらい.....	79
6-2	重点施策の内容.....	79

第6章では、先導的かつ重点的な対応が必要なテーマ・課題に関して、市民との協働により実施する取り組みを重点事業として位置づけています。



第6章 重点施策

6-1 重点施策の位置づけとねらい

重点施策とは、市民・事業者への環境意識調査結果や地域特性などを踏まえ、環境をより良くするうえで、他の施策より優先的に取り組むことが必要な施策、着実な進展が求められている施策、施策を複合的に取り組むことで効果が発揮される施策として掲げます。本計画の目指すべき環境像の実現に向けて、白石市が当面、重点的に取り組むべき施策として、市民・事業者との協働により推進します。

6-2 重点施策の内容

重点事業	ねらい	個別の取り組み
【自然環境】 1. 自然共生社会の実現	<ul style="list-style-type: none"> 動物・植物の生態系を保全しつつ、農業の振興・有害鳥獣対策の推進し、美しい自然景観を保全することにより、人と自然との自然共生社会を構築します。 	1-1 動物・植物の保全
		1-2 林業・農業の振興
		1-3 自然景観の保全
【快適環境】 2. マナー・モラルの改善と向上	<ul style="list-style-type: none"> マナー・モラルの改善と向上を図り、美しく快適で過ごしやすいまちを形成します。 	2-1 不法投棄・ポイ捨ての防止
		2-2 近隣に配慮したマナーやルールの普及
		2-3 空き地・空き家の適正管理の推進
【生活環境】 3. 快適な生活環境の構築	<ul style="list-style-type: none"> 清涼な水環境の保全や悪臭防止対策、騒音・振動対策に取り組み、快適な生活環境を形成します。 	3-1 水環境の保全
		3-2 悪臭防止対策
		3-3 騒音・振動の発生の抑制
【循環型社会】 4. ごみ排出量の抑制	<ul style="list-style-type: none"> 家庭・事業ごみ排出量の抑制に取り組み、資源を循環利用するまちを形成します。 	4-1 家庭ごみ排出量の抑制
		4-2 事業ごみ排出量の抑制
【地球温暖化】 5. 温室効果ガス排出量の削減	<ul style="list-style-type: none"> SDGsを考慮した地球温暖化対策や再生可能エネルギーの導入促進に取り組み、温室効果ガス排出量の削減を目指します。 	5-1 地球温暖化対策の推進
		5-2 再生可能エネルギーの導入促進
【パートナーシップ・環境教育・学習】 6. 市民・事業者の活動機会の創出	<ul style="list-style-type: none"> 市民・事業者が環境保全活動の推進に取り組み、主体的に環境保全活動に取り組みやすい機会の創出を目指します。 	6-1 市民・事業者の自主的な環境保全活動の推進

【自然環境】

1. 自然共生社会の実現

白石市を代表する自然環境をさらに向上させるため、今後も市民・事業者と協働した動物・植物の保全を促進するとともに、森林、緑地、水辺などにおける開発に際しては、生態系へ配慮した環境整備が求められています。

また、白石市では、水稲や野菜、果樹などの栽培が行われていますが、農業後継者不足を原因とし、農家戸数や農業従事者数はいずれも減少傾向にあり、耕作放棄地も中山間地域を中心に増加傾向を示しています。さらに、東日本大震災以降、イノシシ等による農作物被害が拡大しており、電気柵や箱わな設置補助事業を実施しています。

自然景観に関しては雄大な蔵王連峰や「水芭蕉の森・どうだんの森」など豊かな自然資源を有しており、自然とふれあえる場に恵まれていることから、こうした自然の更なる保全などが求められています。

今後も以下に示すような動植物の保全対策等の推進、農業従事者の確保、有害鳥獣対策や自然景観の保全等を推進することで、人と自然の自然共生社会の実現を目指します。

1-1 動物・植物の保全

●生態系の保全

- ・ 希少動植物が生息・生育できる環境（森林、緑地、水辺など）の保全、創出に努めます。
- ・ 動物・植物の確認調査（生息・生態系調査）の実施を検討し、希少な動物・植物の把握に努めます。
- ・ 宮城県で実施する水生生物の生息調査（水質調査）に協力します。

●動物・植物に配慮した利用

- ・ 生物の移動に配慮し、里山から農地、水辺への連続性のある土地利用に努めます。
- ・ 工事や開発を行う際は、生態系に配慮した工法や時期を選択し、工事完了後には環境（森林、緑地、水辺など）の復元に努めるよう指導します。
- ・ 開発行為や事業活動の際には、生態系への配慮に努めるよう指導します。

1-2 林業・農業の振興

●農業従事者の確保と育成

- ・ 認定農業者の育成と支援体制の充実等を図り、農業後継者の確保と育成を図ります。

●地域農業の活性化

- ・ 地元食材に関する積極的な情報提供と、学校給食での地元の農産物の供給を推進し、地域の農業の活性化に努めます。
- ・ 農産物等販売施設を通じて、生産者と消費者をつなぐ施策を推進します。

●有害鳥獣対策の推進

- ・ 耕作放棄地の有効活用を推進し、耕作放棄地を減少させるとともに、有害鳥獣の被害の低減を図ります。
- ・ 狩猟免許取得支援、防除柵設置に対する補助事業などにより有害鳥獣対策を進めます。

1-3 自然景観の保全

●自然景観の保全

- ・ 蔵王連峰などの美しい山岳や農地の田園風景など、自然景観の保全に努めます。
- ・ 里山や森林の開発等の際に、自然景観などへの配慮について指導します。
- ・ 里山や自然が織りなす特徴的な景観を、無秩序な開発等により失うことがないよう保全策を講じます。

【快適環境】

2. マナー・モラルの改善と向上

市民・事業者への環境意識調査結果から、白石市ではマナー・モラルについて最も多くの市民が不満を感じており、現状で守られていないマナー・モラルを把握し、実効性のある対策の検討・実行が求められています。

今後も、以下に示すような近隣に配慮したマナーやルール、不法投棄やポイ捨て防止に向けた啓発活動を強化し、マナー・モラルの良い、美しく快適な過ごしやすいまちの形成を目指します。

2-1 不法投棄・ポイ捨ての防止

●不法投棄・ポイ捨て抑止に向けた啓発活動

- ・ 不法投棄防止看板の設置やチラシ、広報紙などを活用し、不法投棄防止の啓発活動を行います。
- ・ ポイ捨て禁止など環境保全に関するマナーの啓発を強化します。

●不法投棄をさせない環境づくり

- ・ 不法投棄やポイ捨てを抑止するため、必要に応じて監視カメラの設置を行い、不法投棄の監視パトロールを強化します。
- ・ 不法投棄物の発見、通報の際は、警察署や土地所有者などと連携し、投棄者の調査や不法投棄物の早期撤去に努め、不法投棄されない環境づくりを呼びかけます。

2-2 近隣に配慮したマナーやルールの普及

●ペットの飼育マナーの向上

- ・ 犬などペットのフンの適正処理や、飼育方法のルールやマナーの普及啓発に努めます。

●野焼き防止に向けた監視体制強化

- ・ 廃棄物の野外焼却（野焼き）や簡易焼却炉の使用に関する禁止規制の周知を行い、適正な排出方法を指導します。

2-3 空き地・空き家の適正管理の推進

●空き地の管理

- ・ 管理不全な空き地（雑草の繁茂等）の適正な管理を指導します。

●空き家の管理

- ・ 空き家の所有者に対し、適切な管理や有効活用について助言・指導を行います。

【生活環境】

3. 快適な生活環境の構築

白石市では多くの市民が、清らかな水環境などを誇りに感じ、満足しています。そのため、今後もこうした清涼な水環境の保全が求められています。

また、悪臭問題の傾向として、畜産由来（家畜排泄物を含む）の悪臭苦情が大部分を占めています。生活環境を保全するため、悪臭に対しては「悪臭防止法」や「宮城県公害防止条例」により必要な指導を行っております。騒音については、市内の幹線道路を対象として自動車騒音を常時監視しています。一方、新幹線鉄道騒音において環境基準である 70dB を超えており、対策の強化が求められています。

今後も以下に示すような水環境の保全や悪臭防止対策、鉄道の騒音・振動対策に取り組み、快適な生活環境の構築を目指します。

3-1 水環境の保全

●良質な水道水の確保

- ・ 安全で良質な水道水を確保するため、「白石市水道水源保護条例」に基づき、水源地域の保全に努めるとともに、きれいな水の享受に努めます。

●河川的环境保全

- ・ 水路や河川等の改修・整備を行う際は、水辺の植物や水生生物の生息・生育の場の確保に配慮します。
- ・ 沢端川の川干・白石城お堀清掃や市内一斉クリーン作戦など、市民との協働による水路や河川等の清掃・美化活動を推進します。
- ・ 水路や河川等のポイ捨て、不法投棄防止の啓発と監視体制を強化します。

3-2 悪臭防止対策

●事業所由来の悪臭防止

- ・ 事業活動に伴う悪臭については、「悪臭防止法」など関係法令に基づき、適切な対策を行うよう指導します。

●家畜由来の悪臭防止

- ・ 畜フン散布による悪臭については、「家畜排せつ物法」などにより、適正な処理や施肥に関する情報提供、当事者に対する指導に努めます。

3-3 騒音・振動の発生の抑制

●自動車騒音対策

- ・ アイドリングストップなど、エコドライブの普及啓発を図ります。
- ・ 市道などの道路の適正な維持・管理に努めます。
- ・ マイカーの利用自粛、公共交通機関の利用を呼びかけ、自動車交通量の抑制を図ります。

●鉄道騒音対策

- ・ 鉄道騒音については、関係機関へ適切な騒音対策を要請します。

【循環型社会】

4. ごみ排出量の抑制

白石市のごみ総量は減少傾向にあり、市民1人1日当たり排出量も減少傾向にあります。現行計画で定めた目標値には達していませんでした。また、リサイクル率は18%程度で変化は見られず、こちらも現行計画で定めた目標値を達成していないため、ごみ排出量の抑制やリサイクル率の向上の対策強化が求められています。

今後も以下に示すような家庭・事業ごみ排出量の抑制に取り組み、資源を循環利用するまちの形成を目指します。

4-1 家庭ごみ排出量の抑制

●ごみの適正な排出方法の普及啓発

- ・ ごみ分別の徹底及び適正な排出方法（特に生ごみの十分な水切りなど）の啓発などにより、家庭ごみの排出量の削減に努めます。
- ・ 環境問題や、ごみ処理施設におけるリサイクル状況などの情報を発信し、知識を深める機会を創出することで、分別意識の向上を図ります。

●ごみ排出量の抑制

- ・ マイバッグ持参を市民に呼びかけるなど、ごみの発生抑制に関する啓発活動を行います。
- ・ 食品ロスに取り組みます。

4-2 事業ごみ排出量の抑制

●事業ごみの分別促進

- ・ 事業所におけるごみの分別推進体制の構築を促進し、減量化に関する指導、啓発を積極的に行います。

●事業により発生するごみの排出抑制・再利用促進

- ・ 事業活動に伴って生じる廃棄物の発生を抑制し、再利用等を図ることで、その減量に努めるとともに、廃棄物を適正に処理するよう指導します。
- ・ 事業活動にかかる製品その他のものが使用され、または廃棄されることによる環境負荷の低減に努めるよう指導します。
- ・ 事業活動において、再生資源など、環境への負荷の低減に資する原材料や役務等を利用するよう指導します。

【地球温暖化】

5. 温室効果ガス排出量の削減

白石市では2019年2月に「第3次白石市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定し、市役所の業務に関する地球温暖化の防止に取り組んでいます。この計画の目標値は、2013年度を基準年とし、2030年度までに温室効果ガスの排出量を40%以上削減としています。

白石市の公共施設では太陽光パネル及び蓄電池が導入され、市内の民間事業者では小水力発電や小型風力発電、木質バイオマスボイラー等が導入、活用されています。

今後も以下に示すようなSDGsを考慮した地球温暖化対策や再生可能エネルギーの導入促進に取り組み、温室効果ガス排出量の削減を目指します。

5-1 地球温暖化対策の推進

- ・ 地球温暖化対策に関する情報の発信や普及・啓発を行います。
- ・ 白石市が率先しCO₂削減を目指します。
- ・ 酸性雪調査を継続し、酸性雪に関するデータを収集します。
- ・ 公共施設における廃家電等からのフロン回収・処理を促進します。
- ・ CO₂の吸収源となる森林などの緑の保全と創造に努めます。
- ・ 公共交通機関の利用を呼びかけます。
- ・ COOL CHOICEの普及・啓発を行います。

5-2 再生可能エネルギーの導入促進

- ・ 景観や生態系の保全等に配慮した再生可能エネルギーの有効利用、導入を検討します。
- ・ 個人住宅への再生可能エネルギーの普及拡大を図ります。

6. 市民・事業者の活動機会創出

白石市では、「市内一斉クリーン作戦」や「環境美化支援事業」、「まちづくり交付金事業」などの市民を中心とした取り組みや、「蔵王のブナと水を守る会」、「不忘アザレア」による蔵王山麓の自然保護活動、「生命と環境保全」による自然観察会など多くの環境保全活動が取り組まれています。

今後も以下に示すような市民・事業者による環境保全活動の推進を呼びかけ、主体的に白石市の環境保全活動に関わりやすい機会の創出を目指します。

6-1 市民・事業者の自主的な環境保全活動の推進

- ・ 市内一斉クリーン作戦を実施します。
- ・ 市民団体や事業者の自主的な環境保全活動を支援するため、清掃用具の貸出等を行う「環境美化支援事業」を実施します。
- ・ 市民や事業者への環境保全活動への積極的な参加を呼びかけます。
- ・ 事業所に対し ISO14001、みちのく EMS などの環境マネジメントシステムの取得を呼びかけます。
- ・ しろいしサンキューロードサポーター（みやぎスマイルロードサポーター、みやぎスマイルリバーサポーター）の普及に努めます。



図 残雪の残る蔵王連峰と街並み

夏が近づいても残雪の残る雄大な蔵王連峰は清らかな水と空気を私たちに届けてくれます。

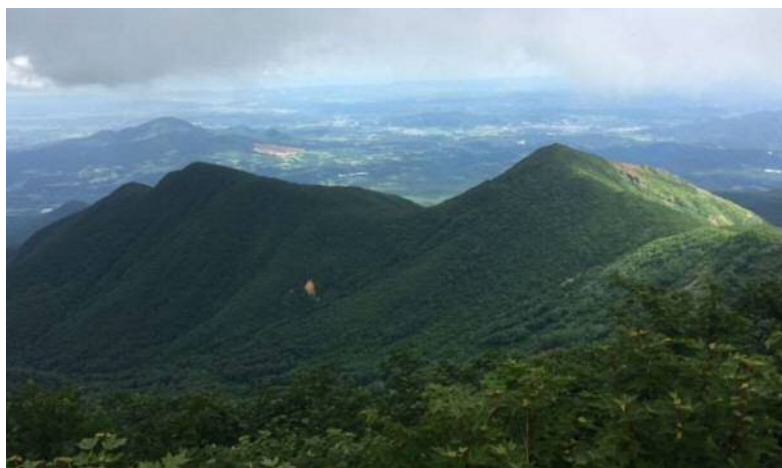
私たちの力でこの壮大な景観と豊かな環境を継承していきましょう。

第7章

計画の推進体制及び進行管理

7-1	計画の推進体制.....	86
7-2	計画の進行管理.....	88

第7章では、本計画の実効性の確保及び市民、事業者、滞在者・来訪者、市の協働による推進に向けて、実施体制や計画の進行管理方法について定めています。



第7章 計画の推進体制及び進行管理

7-1 計画の推進体制

本計画に掲げる施策を総合的・計画的に推進するため、市民、事業者、滞在者・来訪者、市が連携を図るとともに、各種計画との事業調整や進捗状況の把握、環境情報の共有、環境保全意識の高揚などについて関係機関との連携に努めます。

また、環境施策を推進するために体制の整備、充実に努めます。

(1) 環境審議会

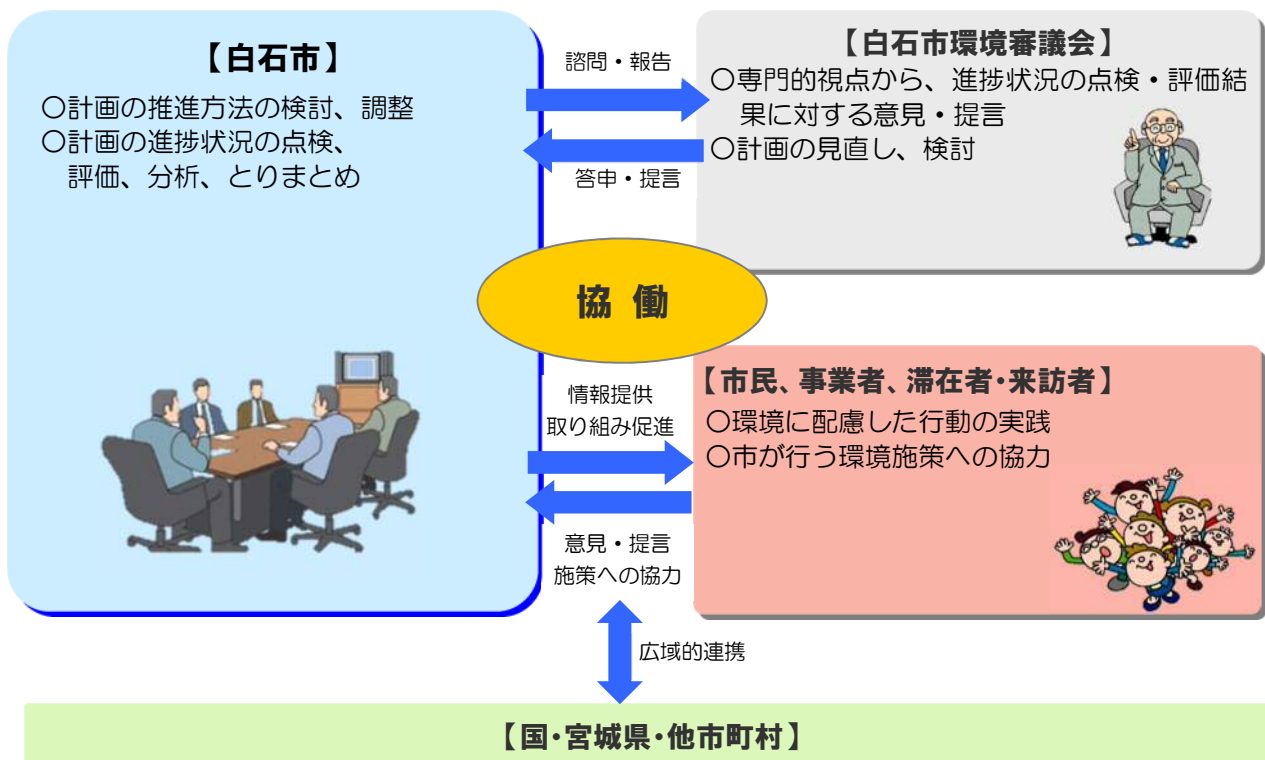
白石市では、市長の諮問に応じ、環境の保全及び創造に関する事項を調査審議するため、環境審議会を設置しています。環境審議会は、学識経験のある者、関係団体を代表する者、関係行政機関の職員など12名以内の委員により構成されています。

環境審議会では、本計画に関する事項を調査審議するとともに、本計画の進行状況の点検評価などを行います。

(2) 庁内の推進体制

本計画に掲げる環境に関する取り組みは、白石市の組織全般に関わるものであり、計画の着実な推進のためには全庁的な取り組みが必要です。

白石市では、計画推進のための中心組織として、庁内の各所属長等で構成される「環境管理委員会」を設置し、庁内の部署間の十分な連携・分担のもと、計画に基づく施策の総合的な推進を図ります。



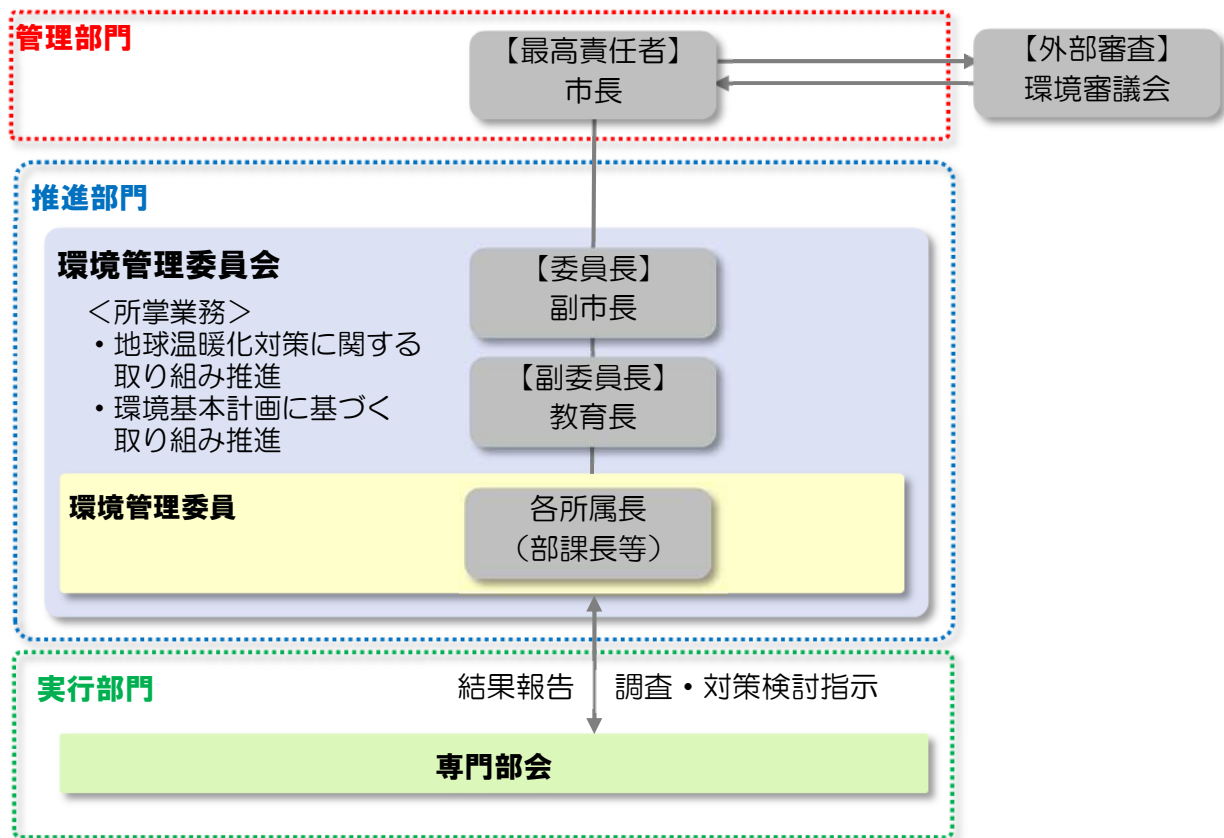


図 庁内の推進体制

※環境管理委員会は第3次白石市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の点検・評価も合わせて実施。

（3）各主体との連携

1）市民との連携

豊かな自然環境の形成や循環社会の形成を目指していくためには、市民一人ひとりの意識改革のもとに環境問題に取り組むことが大切です。市民が環境問題を自らの問題ととらえ、環境に対する意識を高め、できることから行動に移していただけるよう、本計画の周知や環境に関する情報の提供、自主的な環境保全活動への支援を行います。

2）事業者との連携

本計画に掲げる基本目標の達成のためには、事業活動による環境への負荷を軽減していくことが求められています。事業者への環境配慮への取り組みを支援していくとともに、事業者が行っている環境配慮への取り組みを発表する機会を設け、地域社会の一員として環境問題に取り組んでいただけるように支援します。

（4）広域的連携

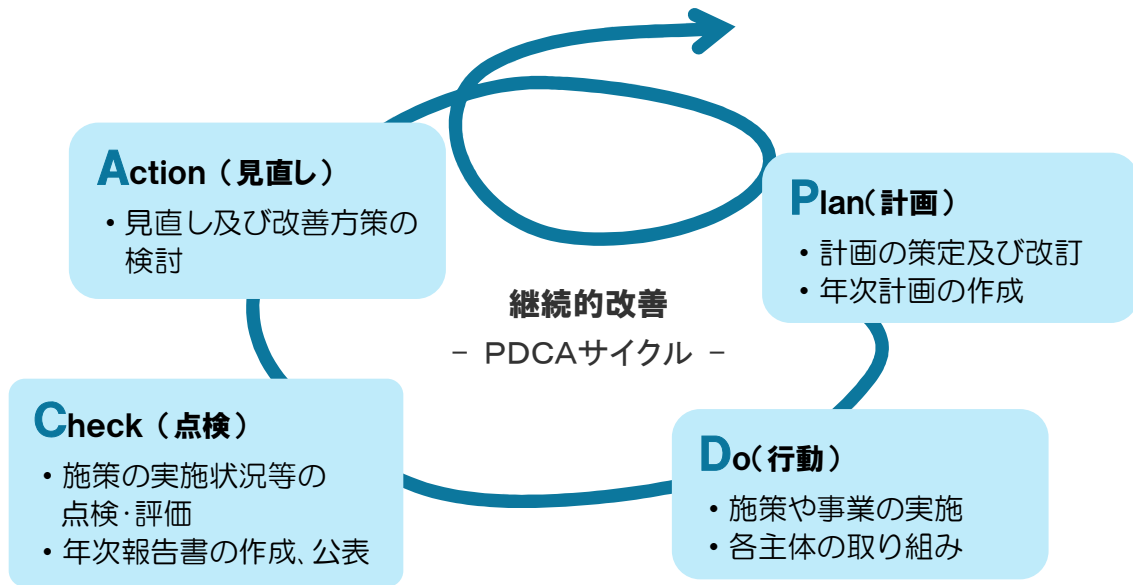
広域的な課題や地球環境問題などへの対応については、国や宮城県などとの連携を図り、国及び宮城県の「環境基本計画」との整合を図るなど、より広域的な視点からの取り組みを推進します。

また、国及び他の地方公共団体とも連携を図りつつ、計画実行にむけて積極的に取り組みます。

7-2 計画の進行管理

本計画を着実に推進するためには、本計画の目指す将来の環境像の実現を図るための施策及び事業の成果について定期的に把握して評価し、適切な見直しを継続的に行っていくことが重要です。

このため、本計画の進行管理は、PDCAサイクルの考え方に基づき、計画の策定（Plan）、市の事業、取り組みなどの実施及び運用（Do）、取り組みの実施状況などの点検及び評価（Check）、事業内容などの見直し（Action）という一連の手続きに沿って実施します。



Plan (計画) / 計画の策定及び改訂

本計画と分野別計画との調整を図りながら、環境施策を立案します。

Do (行動) / 計画に基づく施策の実施・推進

市民、事業者、滞在者・来訪者、市の連携を図りながら、それぞれの役割に応じた取り組みを推進します。

Check (点検) / 環境の現況及び施策の実施状況等の点検・評価

事務局(生活環境課)において計画の進捗状況を取りまとめ点検します。結果は、広報紙や市のホームページなどの媒体を利用して市民に公表するとともに、白石市環境審議会へ報告し、評価を求めます。

Action (見直し) / 見直しの検討

点検・評価の結果を、次年度以降の実施計画の立案に反映させます。

資料編

資料 1 ー白石市環境基本条例.....	90
資料 2 ー白石市環境審議会.....	94
資料 3 ー用語解説.....	95

資料1 白石市環境基本条例

平成7年9月29日

白石市条例第22号

私たちの郷土白石は、豊かな自然の恵みの中で、先人が残した伝統的な緑や水の文化をはぐくんできた。

しかしながら、近年の社会経済活動の進展により、私たちの生活の利便性が高まる一方で、資源及びエネルギーの大量消費がもたらされ、自然の生態系に影響を及ぼし人類共通の生活基盤である地球環境までが脅かされるに至っている。

私たちは、自然を愛し、自然とふれあいながら、環境のもたらす恩恵に浴するとき、あらゆる活動において地球環境の保全及び創造に努めるという新しい価値観に支えられた環境文化を築いていかなければならない。

私たちは、健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受する権利を有するとともに、その環境を保全する責任と義務を担い、豊かな自然と美しい郷土の構築を進め、将来の世代に引き継ぐ使命を有している。このような認識の下に、本市の良好な環境の保全及び創造に向けて、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、良好な環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、事業者、市民及び滞在者の責務を明らかにするとともに、良好な環境の保全及び創造に関する施策の基本的な事項を定めることにより、良好な環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の採取のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。）に係る被害が生ずることをいう。
- (3) 滞在者 通勤、通学、観光その他の目的で市に滞在する者をいう。

(基本理念)

第3条 良好な環境の保全及び創造は、市民が健康で快適な生活を営むうえで欠くことができないものであり、人と自然が共生できる地域の実現を図るため、人類存続の基盤である環境を将来の世代に継承されるように行われなければならない。

- 2 良好な環境の保全及び創造は、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な地域を構築するため、すべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われなければならない。
- 3 地球環境の保全は、すべての事業活動及び日常生活において環境への負荷の低減を図ることにより、推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、良好な環境の保全及び創造に関し、当該地域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、良好な環境の保全及び創造のために次に掲げる措置を講ずる責務を有する。

- (1) 事業活動に伴って生ずるばい煙、粉塵、汚水、騒音、振動、悪臭、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要なこと。
 - (2) 物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合に、その適正な処理が図られるために必要なこと。
- 2 前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他良好な環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する良好な環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活において、環境への負荷の低減に自ら努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、良好な環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する良好な環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(滞在者の責務)

第6条の2 滞在者は、基本理念にのっとり、環境への負荷の低減等、良好な環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する良好な環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(環境への配慮)

第7条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境の保全について配慮しなければならない。

(環境基本計画)

第8条 市長は、良好な環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 良好な環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、良好な環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、白石市環境審議会の意見を聴かなければならない。

5 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(規制の措置)

第9条 市は、公害を防止するため、公害の原因となる行為に関し、必要な規制の措置を講じなければならない。

2 市は、自然環境の保全を図るため、自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制の措置を講じなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるよう努めるものとする。

(森林の保全)

第10条 市は、人と自然が共生する緑豊かな地域の形成を図るため、森林の保全その他の必要な措置を講ずるものとする。

(緑の創造)

第11条 市は、地域環境の歴史的文化的遺産である自然林を愛護するとともに、市民の生活に潤いと安らぎをもたらす水辺や森林の持つ環境保全能力を将来の世代に継承していくため、積極的な緑の創造に努めるものとする。

(水環境の保全)

第12条 市は、水源地域としての良好な水環境を保全するため、国、他の地方公共団体その他の関係機関等と連携し、かつ、事業者、市民及び滞在者(以下「事業者等」という。)の参加又は協力を得て、必要な措置を講ずるものとする。

(公共的施設の整備等)

第13条 市は、下水道、廃棄物の公共的な処理施設の整備その他の環境保全上の支障の防止に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、公園その他の公共的施設の整備その他の良好な環境の創造のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(廃棄物の減量の促進等)

第14条 市は、環境への負荷の低減を図るため、事業者等による廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たっては、廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用に努めなければならない。

(環境管理体制の整備の促進)

第15条 市は、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行う事業者が、環境への負荷の低減を図るため、その事業活動を行うに当たり自主的に環境管理に関する体制の整備を推進することができるように、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境教育の振興等)

第16条 市は、関係機関及び関係団体と協力して、良好な環境の保全及び創造に関し、教育及び学習の振興並びに広報活動の充実を図ることにより、事業者等がその理解を深めるとともに、これらの者の良好な環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲が増進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(良好な環境の保全及び創造に関する活動の促進)

第17条 市は、事業者等又はこれらの者の組織する民間の団体(以下「民間団体等」という。)が自発的に行う良好な環境の保全及び創造に関する活動が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第18条 市は、第16条の環境教育の振興等並びに前条の良好な環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、環境の状況その他の良好な環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(地球環境の保全の推進)

第19条 市は、地球温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境の保全に資する施策を推進するものとする。

2 市は、国、他の地方公共団体、民間団体等その他の関係機関等と連携し、地球環境の保全に資する情報の提供、環境の状況の監視及び測定等を実施することにより、地球環境の保全に資する国際協力を推進するよう努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第20条 市は、良好な環境の保全及び創造に関し、広域的な取組が必要とされる施策について、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

(財政上の措置)

第21条 市は、良好な環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(審議会)

第22条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、環境の保全及び創造に関する事項を調査審議するため、白石市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第23条 審議会は、委員12人以内で組織し、委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 学識経験のある者
 - (2) 関係団体を代表する者
 - (3) 関係行政機関の職員
 - (4) その他市長が必要と認める者
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(会長等)

第24条 審議会に会長及び副会長各1名を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第25条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第26条 審議会は、必要に応じ部会を置くことができる。

- 2 部会に属する委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから互選する。
- 4 部会に関し必要な事項は、会長が定める。

(庶務)

第27条 審議会の庶務は、市民経済部生活環境課においてこれを処理する。

(委任)

第28条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(白石市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

2 白石市特別職の職員の給与に関する条例（昭和42年白石市条例第2号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則（平成27年9月18日条例第40号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月8日条例第5号）

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

資料2 白石市環境審議会

■白石市環境審議会委員

(五十音順)

氏名	職名	役職
保科 惣一郎	社会福祉法人白石陽光園 理事長	会長
紺野 澄雄	白石市公衆衛生組合連合会 会長	副会長
阿部 直樹	仙南地域広域行政事務組合 業務課長	
太田 ヨシ子	宮城県消費生活サポーター	
管野 恭子	白石市議会議員	
齋藤 一郎	白石商工会議所 事務局長	
佐久間 一志	白石市父母教師会連合会 会長	
四釜 咲男	NPO法人蔵王のブナと水を守る会 理事	
庄子 寛	宮城県仙南保健所 技術副所長兼環境衛生部長	
高橋 真人	白石蔵王森林組合 参事	
細田 紀明	白石市文化財保護委員	
八巻 満	白石蔵王エコフォーラム 幹事	

■計画の策定経過

年	月日	内容
2018	10月29日	第1回白石市環境審議会(第3次白石市環境基本計画の策定について)
2018	10月22日～11月5日	市民・事業者への環境意識調査
2018	12月6日	第2回白石市環境審議会(本市の環境の現状及び環境意識調査結果報告)
2019	2月12日	第3回白石市環境審議会(第3次白石市環境基本計画骨子案について)
2019	2月20日～3月12日	市民意見(パブリックコメント)募集
2019	3月18日	第4回白石市環境審議会(第3次白石市環境基本計画案について)

■市民意見(パブリックコメント)の概要

意見募集期間	2019年2月20日～3月12日
意見提出人数	0人(0件)

資料3 用語解説

《え》

【エコファーマー】

1999年7月に制定された「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（持続農業法）」第4条に基づき、「持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画」を都道府県知事に提出して、当該導入計画が適当である旨の認定を受けた農業者のこと。

《お》

【温室効果ガス】

大気中のCO₂やメタン(CH₄)などのガスは太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがある。これらのガスを温室効果ガスという。1997年の第三回気候変動枠組条約締約国会議(COP3)で採択された京都議定書では、地球温暖化防止のため、CO₂、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)、ハイドロフルオロカーボン(HFC)類、パーフルオロカーボン(PFC)類、六フッ化硫黄(SF₆)の6種類、2013年からは三フッ化窒素(NF₃)を加えた7種類が削減対象の温室効果ガスと定められた。

《か》

【環境家計簿】

地球温暖化防止を目的に、家庭で消費する電気・ガス・水道などのエネルギーのCO₂排出量を算出するもの。毎月、家庭でどのくらいCO₂を排出しているか、データを積み重ねることにより、ムダなエネルギー消費やCO₂の削減につなげることができる。

【環境基本法】

環境保全に向けた枠組みを示した基本的な法律で、環境に関するすべての法律の最上位に位置する。環境の保全に向けて、環境法の基本理念(①健全で恵み豊かな環境の恵沢の享受と継承(3条)、②環境負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築(4条)、③国際的協調による地球環境保全の積極的推進(5条))を明らかにし、社会の構成員それぞれ(国、地方公共団体、事業者、国民)の役割を定め、環境保全のための施策の基本となる事項や方法を定めることで、現在だけでなく、将来の国民の生活の確保、さらには人類の福祉に貢献することを目的としている。

《く》

【空間放射線量】

空間における放射線量(強さ)で、一般に大気、大地からのガンマ線、宇宙線等が含まれる。

【グリーン購入】

製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入すること。グリーン購入は、消費生活など購入者自身の活動を環境にやさしいものにするだけでなく、供給側の企業に環境負荷の少ない製品の開発を促すことで、経済活動全体を変えていく可能性を持っている。

《こ》

【光化学オキシダント】

オゾン、パーオキシアセチルナイトレート、アルデヒド等の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム水溶液からヨウ素を遊離するものに限り二酸化窒素を除く)で、90%以上がオゾン。NO_xと非メタン炭化水素による二次生成物で、粘膜への刺激や呼吸器への影響がある。

【耕作放棄地】

農林業センサスにおいて「以前耕地であったもので、過去1年以上作物を栽培せず、しかもこの数年の間に再び耕作する考えのない土地」と定義されている統計上の用語。

【合併処理浄化槽】

トイレの汚水だけでなく、台所、お風呂の生活雑排水も一緒に処理する浄化槽のこと。BOD除去率は90%以上、放流水のBOD濃度20mg/L以下になる。

《さ》

【サイクル&ライド】

まちなかへの自動車の流入を抑制して、バス・電車の利用を促進するために、自転車でバス停・駅に来てバス・電車に乗り換えるシステム。目的地や家がバス停や駅から遠い人でも、バス停や駅まで自転車で来て、バス・電車を利用することができる。

【再生可能エネルギー】

太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱など、一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しないエネルギーのこと。

《し》

【持続可能な開発のための 2030 アジェンダ】

2015年9月25日に、ニューヨーク・国連本部で開催された国連サミットで採択された、2016年から2030年までの国際社会共通の目標。序文、政治宣言、持続可能な開発目標（SDGs：17ゴール（下記）、169ターゲット）、実施手段、フォローアップ・レビューで構成されている。途上国の開発目標を定めた、ミレニアム開発目標（Millennium Development Goals：MDGs）とは異なり、先進国を含む全ての国に適用される普遍性が最大の特徴。

【持続可能な開発目標（SDGs）】

持続可能な開発目標（SDGs）、通称「グローバル・ゴールズ」は、貧困に終止符を打ち、地球を保護し、すべての人が平和と豊かさを楽しむことができることを目指す普遍的な行動を呼びかけるもの。

《せ》

【生物化学的酸素要求量（BOD）】

水の汚濁状況を表す有機汚濁指標の一つ。水中の有機物は好気性微生物の作用を受けて徐々に酸化、分解され、安定化していくが、この過程で消費される酸素量をBOD値という。この値が大きいほど、汚濁が著しいことを示す。

《た》

【ダイオキシン類】

工業的に製造する物質ではなく、焼却の過程などで自然に生成する物質。そのため、環境中には広く存在しているが、量は非常にわずか。1999年7月16日に公布されたダイオキシン類対策特別措置法において、PCDD及びPCDFにコプラナー PCBを含めて“ダイオキシン類”と定義された。

《と》

【特定化学物質の環境への排出量の把握等および管理の改善の促進に関する法律】（PRTR法）

PRTR制度とSDS制度を柱として、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止することを目的とした法律。化学物質排出移動量届出制度（PRTR）とは、人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質が、事業所から環境へ排出される量及び廃棄物に含まれて事業所外へ移動する量を、事業者が自ら把握し国に届け出、国は届出データや推計に基づき、排出量・移動量を集計・公表する制度。また、SDS制度とは事業者が、対象化学物質等を他の事業者に譲渡・提供する際には、その情報（SDS）を提供する義務があるとするもの。

《に》

【二酸化窒素（NO₂）】

NO（一酸化窒素）、NO₂を主体とするNO_x（窒素酸化物）は、高温燃焼に伴い必然的に発生するため、自動車や工場での燃焼だけでなくビル、家庭、自然界から排出される。大気汚染防止法では有害物質、特定物質に含まれるが、他の有害物質に比べ排出量が多く、排出源も多様である。また、自動車、船舶、航空機などの移動発生源が排出量に大きく寄与している点が他の有害物質と異なる。

【認定農業者】

農業経営基盤強化促進法に基づき、市町村が策定した地域の実情に即して効率的・安定的な農業経営の目標等を内容とする基本構想に対し、この目標を目指して作成した農業経営改善計画を認定された農業者のこと。

認定農業者に対しては、資金等の低利融資制度、農地流動化対策、担い手を支援するための基盤

整備事業等の各種施策が実施される。

《は》

【パーク&ライド】

交通渋滞の緩和を目的として、駐車場に駐車し、公共交通機関に乗り換えて目的地に向かう方法。

【バイオマス】

生物資源 (bio) の量 (mass) を表す概念で、「再生可能な、生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの」。太陽エネルギーを使って水と二酸化炭素から生物が光合成によって生成した有機物であり、生命と太陽エネルギーがある限り持続的に再生可能な資源。

【パリ協定】

フランスのパリにおいて行われた気候変動枠組条約第 21 回締約国会議 (COP21) で採択され、2016 年 11 月 4 日に発効。歴史上初めて先進国・途上国の区別なく、温室効果ガス削減に向けて自国の決定する目標を提出し、目標達成に向け取り組むことを規定した実効的な枠組みであり、産業革命からの世界の平均気温上昇を 2℃より十分低く保ち、1.5℃に抑える努力を追及すること等を目標として締結された協定。

《ひ》

【微小粒子状物質 (PM2.5)】

大気中に浮遊している $2.5\mu\text{m}$ ($1\mu\text{m}$ は 1mm の千分の 1) 以下の小さな粒子のこと。PM2.5 は非常に小さいため (髪の毛の太さの 1/30 程度)、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸器系への影響に加え、循環器系への影響が心配されている。発生源としては、ボイラー、焼却炉などのばい煙を発生する施設、コークス炉、鉱物の堆積場等の粉じんを発生する施設、自動車、船舶、航空機等、人為起源のもの、さらには、土壌、海洋、火山等の自然起源のものもある。

《ふ》

【フロン】

フルオロカーボン (フッ素と炭素の化合物) の総称であり、化学的にきわめて安定した性質で扱いやすく、人体に毒性が小さいといった性質を有していることから、エアコンや冷蔵庫などの冷媒用途をはじめ、断熱材等の発泡用途、半導体や精密部品の洗浄剤、エアゾールなど様々な用途に活用されてきた。オゾン層の破壊、地球温暖化といった地球環境への影響が明らかにされ、より影響の少ないフロン類や他の物質への代替が、可能な分野から進められている。

【浮遊粒子状物質】

大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径が $10\mu\text{m}$ ($1\mu\text{m}$ は 1m の 100 万分の 1) 以下のもの。微小なため大気中に長期間滞留し、肺や気管などに沈着して、呼吸器に影響を及ぼす。

工場などから排出されるばいじんや粉じん、ディーゼル車の排出ガス中に含まれる黒煙など人為的発生源によるものと、土壌の飛散など自然発生源によるものがある。

《み》

【みちのく EMS】

ISO14001 を基本に、中小規模の事業者や環境問題に関心のある事業者が取り組みやすい地域版の環境マネジメントシステム。「みちのく環境管理規格認証機構」が規格の維持管理を実施。

《の》

【農業集落排水】

農村世帯の生活環境の向上・農業用水の水質保全などを目的として、各家庭のトイレ・台所・お風呂などから出た汚水を処理場に集め、きれいにして川に戻す施設。

《れ》

【レッドデータブック】

レッドリスト (絶滅の恐れのある野生生物の種のリスト) に基づき、生息状況等を取りまとめた書物。

《アルファベット》

【BOD】

Biochemical Oxygen Demand. 「生物化学的酸素要求量」参照

【COOL CHOICE】

2030年度の温室効果ガスの排出量を2013年度比で26%削減するという目標達成のために、日本が世界に誇る省エネ・低炭素型の製品・サービス・行動など、温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す国民運動のこと。

【ISO14001】

環境マネジメントシステムの仕様（スペック）を定めた規格であり、ISO規格に沿った環境マネジメントシステムを構築する際に守らなければいけない事項が盛り込まれている。基本的な構造は、PDCAサイクルと呼ばれ、(1)方針・計画（Plan）、(2)実施（Do）、(3)点検（Check）、(4)是正・見直し（Act）というプロセスを繰り返すことにより、環境マネジメントのレベルを継続的に改善していくというもの。

【PCB】

Poly Chlorinated Biphenyl（ポリ塩化ビフェニル）の略称で、人工的に作られた、主に油状の化学物質。水に溶けにくく、沸点が高い、熱で分解しにくい、不燃性、電気絶縁性が高いなど、化学的にも安定な性質を有することから、電気機器の絶縁油、熱交換器の熱媒体、ノンカーボン紙など様々な用途で利用されていたが、現在は製造・輸入ともに禁止されている。

【3R】

3R（スリーアール）は、環境と経済が両立した循環型社会を形成していくための3つの取り組み（リデュース（廃棄物の発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再資源化））の頭文字をとったもの。

第3次白石市環境基本計画

発行年月 平成31年3月

■発行者 宮城県白石市

■企画・編集 白石市 市民経済部生活環境課

〒989-0292 宮城県白石市大手町1番1号

TEL 0224-22-1314

